江府町地域防災計画

平成２５年３月

江府町防災会議

目　次

風水害等対策編 1
第１章　総則 3
第１節　計画の目的・性格等 3
第２節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務 5
第３節　江府町の自然条件・人口・世帯数 11
第４節　災害履歴と被害想定 13
第２章　災害予防計画 15
第１節　通則 15
第２節　水害予防計画 15
第３節　土砂災害予防計画 19
第４節　建造物災害予防計画 22
第５節　文化財災害予防計画 31
第６節　消防計画 33
第７節　災害情報通信環境の整備・運用 37
第８節　応援・受援協力体制の強化 39
第９節　避難に関する計画 41
第１０節　緊急・救助体制の整備 52
第１１節　医療体制の整備 53
第１２節　交通確保及び輸送体制の整備 55
第１３節　自主防災組織の整備計画 58
第１４節　防災知識普及計画 61
第１５節　防災訓練計画 66
第１６節　災害ボランティア活動の環境整備 71
第１７節　災害時要援護者安全確保体制の整備 74
第１８節　食料・物資調達供給計画 77
第１９節　保健衛生対策計画 80
第２０節　農業災害対策計画 81
第２１節　被災者支援計画 82
第３章　災害応急対策計画 83
第１節　通則 83
第２節　組織計画 83
第３節　配備及び動員計画 94
第４節　通信情報計画 99
第５節　災害広報計画 115
第６節　事前措置計画 118
第７節　避難計画 119

第８節　救出計画 134
第９節　消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画 136
第１０節　食料供給計画 138
第１１節　物資の受入れ及び供給に関する計画 142
第１２節　災害対策資機材等の備蓄・調達 145
第１３節　給水計画 150
第１４節　入浴施設計画 152
第１５節　応急仮設住宅計画 153
第１６節　医療（助産）救護計画 156
第１７節　防疫計画 159
第１８節　清掃及び死亡獣畜処理計画 162
第１９節　遺体の捜索、処理及び埋葬計画 164
第２０節　障害物の除去計画 168
第２１節　輸送計画 171
第２２節　交通施設災害応急対策計画 175
第２３節　ライフライン施設応急計画 180
第２４節　文教対策計画 186
第２５節　労務供給計画 190
第２６節　ボランティアの受入れ 193
第２７節　隣保互助・民間団体活用計画 196
第２８節　災害時要援護者の安全確保と支援 198
第２９節　水防計画 201
第３０節　災害救助法の適用及び災害救助体制 206
第３１節　自衛隊災害派遣要請計画 210
第３２節　被災者相談計画 218
第３３節　農林業災害応急対策 219
第３４節　孤立発生時の応急対策計画 221
第３５節　竜巻・突風対策計画 223
第４章　災害復旧計画 225
第１節　通則 225
第２節　被災者の生活確保に関する計画 225
第３節　公共施設災害復旧計画 235
第４節　義援金の受入れ及び供給に関する計画 237
第５節　激甚災害の適用 239
第６節　災害復興計画 242
第５章　事故災害等対策計画 244
第１節　通則 244
第２節　流出油事故対策計画 244
第３節　航空災害対策計画 246

第４節　道路災害対策計画 248
第５節　鉄道災害対策計画 252
第６節　危険物等災害対策計画 256
第７節　大規模な火事災害対策計画 263
第８節　林野火災対策計画 266
第９節　雪害対策計画 271
第１０節　原子力災害対策計画 273
震災対策編 279
第１章　総則 281
第１節　計画の目的・性格等 281
第２節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務 285
第３節　江府町の自然条件・人口・世帯数 291
第４節　災害履歴と被害想定 293
第２章　災害予防計画 300
第１節　通則 300
第２節　地盤災害予防対策 300
第３節　土砂災害予防計画 304
第４節　公共建築物及び一般建築物等の安全性の確保 304
第５節　建造物災害予防計画 307
第６節　危険物施設等の安全対策 307
第７節　調査・研究に関する計画 308
第８節　文化財災害予防計画 309
第９節　火災予防 309
第１０節　消防計画 311
第１１節　災害情報通信環境の整備・運用 311
第１２節　応援・受援協力体制の強化 311
第１３節　避難に関する計画 311
第１４節　緊急・救助体制の整備 311
第１５節　医療体制の整備 311
第１６節　交通確保及び輸送体制の整備 311
第１７節　自主防災組織の整備計画 311
第１８節　防災知識普及計画 311
第１９節　防災訓練計画 311
第２０節　災害ボランティア活動の環境整備 312
第２１節　災害時要援護者安全確保体制の整備 312
第２２節　食料・物資調達供給計画 312
第２３節　保健衛生対策計画 312
第２４節　農業災害対策計画 312
第２５節　被災者支援計画 312

第２６節　減災目標 313
第２７節　地震災害に強いまちづくりの推進 313
第２８節　耐震化の推進 314
第２９節　地震防災対策強化地域等の指定 318
第３０節　地震に関する情報の収集 318
第３１節　地震災害に関する調査研究 319
第３２節　南海トラフを震源とする地震の対応 320
第３章　災害応急対策計画 321
第１節　通則 321
第２節　組織計画 321
第３節　配備及び動員計画 321
第４節　通信情報計画 326
第５節　災害広報計画 333
第６節　事前措置計画 333
第７節　避難計画 333
第８節　救出計画 333
第９節　消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画 333
第１０節　食料供給計画 333
第１１節　物資の受け入れ及び供給に関する計画 333
第１２節　災害対策資機材等の備蓄・調達 333
第１３節　給水計画 333
第１４節　入浴施設計画 333
第１５節　被災建築物・被災宅地の応急危険度判定計画 334
第１６節　応急仮設住宅計画 339
第１７節　医療（助産）救護計画 339
第１８節　防疫計画 339
第１９節　清掃及び死亡獣畜処理計画 339
第２０節　遺体の捜索、処理及び埋葬計画 339
第２１節　障害物の除去計画 339
第２２節　輸送計画 339
第２３節　交通施設災害応急対策計画 339
第２４節　ライフライン施設応急計画 339
第２５節　文教対策計画 340
第２６節　労務供給計画 340
第２７節　ボランティアの受け入れ 340
第２８節　隣保互助・民間団体活用計画 340
第２９節　災害時要援護者の安全確保と支援 340
第３０節　災害救助法の適用及び災害救助体制 340
第３１節　自衛隊災害派遣要請計画 340

第３２節　被災者相談計画 340
第３３節　農林業災害応急対策 340
第３４節　孤立発生時の応急対策計画 341
第４章　災害復旧計画 342

風水害等対策編

第1章　総則

第1節　計画の目的・性格等

1. 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、住民の生命、身体及び財産の安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域ならびに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において町、住民、県、国、防災関係機関が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、住民の生命・身体及び財産を守るため、江府町における防災に関する基本的事項を総合的に定めるものとする。

3. 計画の構成

本計画は、風水害等の災害及び事故災害等を対象とする。

第1章　総則
第2章　災害予防計画
第3章　災害応急対策計画
第4章　災害復旧計画
第5章　事故災害等対策計画

4. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1)総則

この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本町の特質等、計画の基本となる事項。

(2)災害予防計画

風水害等の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る上での基本的な計画。

(3)災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画。

(4)災害復旧計画

民生安定のための緊急対策の他、風水害等災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画。

(5)事故災害等対策計画

流出油事故、危険物等災害等の事故災害等に係る予防、応急対策、復旧・復興にあたっての基本的な計画。

5. 計画の習熟

防災関係機関は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

6. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。したがって防災関係機関は、関係のある事項について町防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第2節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務

1．業務の大綱

(1)江府町

町は、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2)鳥取県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町単独で対処できないと認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3)指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4)指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5)公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6)住民及び自主防災組織等

住民は、自らの身の安全は自らが守る自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努めるものとする。

２. 関係機関の事務

（１）町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
江府町	１　町防災会議に関する事務 ２　防災に関する組織の整備 ３　防災に関する訓練及び防火思想の普及 ４　防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備 ５　防災に関する施設及び設備の整備 ６　災害情報の収集及び伝達ならびに被害調査 ７　水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 ８　被災者の避難、救助その他の保護 ９　被災者の医療、助産の実施 10　避難の勧告又は指示 11　災害時の文教対策 12　清掃、防疫その他の保健衛生対策 13　施設及び設備の応急復旧 14　緊急輸送の確保 15　災害復旧の実施 16　管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
江府町消防団	１　消防ならびに水防活動 ２　り災者の救出及び避難の誘導 ３　非常警戒及び査察 ４　応急災害復旧及び協力
江府町社会福祉協議会	１　デイサービス通所者の避難、保護 ２　被災生活困窮者に対する生活福祉資金についての協力 ３　高齢者、障がい者への対応に関すること ４　ボランティア活動の人材育成に関すること ５　ボランティア活動の受入・連携に関すること

（２）広域行政の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合	１　感染症、消防、救急、火葬場に関する業務
日野町江府町日南町衛生施設組合	１　一般廃棄物（不燃物）処理、し尿処理、汚泥処理に関する業務

（３）県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	1　鳥取県防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する施設及び設備の整備 5　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6　災害情報等の収集及び伝達ならびに被害調査 7　水防その他の応急措置 8　被災者の救助及び救護措置 9　災害時の文教対策 10　清掃、防疫その他の保健衛生対策 11　施設及び設備の応急復旧 12　交通規制及び災害警備 13　緊急輸送の確保 14　災害復旧の実施 15　市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
日野総合事務所福祉保健局	1　災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導 2　災害時における医療、防疫等保健衛生対策
鳥取県西部総合事務所 西部県税事務所	1　災害時における県税の減免、納入期限の延長等の特別措置
日野総合事務所農林局	1　災害時における農林水産の総合的な行政及び技術指導ならびに農林水産業者に対する金融対策
日野総合事務所県土整備局	1　水防及び公共土木施設の防災ならびに被害施設の復旧に関する行政及び技術指導
黒坂警察署	1　災害時における治安、交通、通信等の災害応急措置

（４）指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国地方整備局 日野川河川事務所	1　直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2　災害に関する情報の収集及び伝達 3　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4　災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5　被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局 鳥取地域センター	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資 7　災害時における主要食糧の供給対策
気象庁大阪管区気象台 鳥取地方気象台	1　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 2　津波警報等の通知 3　恒久的災害対策の気象資料の提供 4　災害発生時の気象観測資料の提供 5　その他防災に係る気象台及び測候所の所掌事項
鳥取労働局	1　労働災害防止についての監督、指導 2　労働災害に係る補償並びに休業補償ん実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
自衛隊(第８普通科連隊)	1　災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

（5）指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 （鳥取支店）	1　災害時における郵便業務 2　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、及び災害つなぎ資金の融資
西日本電信電話株式会社 (鳥取支店)	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（鳥取支店）	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	１　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本米子支社）	１　鉄道施設の災害予防 ２　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 ３　鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字鳥取県支部	１　被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 ２　災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 ３　義援金品の募集及び配分 ４　血液輸送 ５　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡調整 ６　救援物資の配布 ７　赤十字奉仕団の活動の調整
日本放送協会鳥取放送局（米子支局）	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
中国電力株式会社（米子営業所）	１　電力施設の災害予防 ２　災害時における電力の供給対策 ３　電力施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社（米子支店）	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
西日本高速道路株式会社（中国支社）	１　災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

（６）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社（米子支店）	１　災害における自動車による人員の緊急輸送
社団法人鳥取県トラック協会	１　災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
日本交通株式会社（鳥取営業所）	１　災害における自動車による人員の緊急輸送
株式会社山陰放送	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビジョン放送株	１　気象予警報、災害情報等の報道

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
式会社	2　災害時における災害状況の収集及び報道
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社新日本海新聞社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知

（7）公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
JA 鳥取西部江府支所	1　災害時における食料調達供給
江府町商工会	1　被災商工業者への融資のあっせん、生活生業資材の確保
鳥取日野森林組合	1　被災林業家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
江尾診療所	1　災害時における医療救護の実施
佐伯医院	1　災害時における医療救護の実施
日野病院	1　災害時における医療救護の実施
学校・保育所等	1　生徒、児童、幼児等の避難保護 2　応急教育対策及び被災施設の復旧 3　被災者の一時収容措置についての協力
江府町建設業協会	1　災害発生にともなう建設機械・資材・技術者の協力
金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
一般運送業者	緊急移送に関する協力
指定給排水業者	給排水施設の災害応急対策及び復旧
危険物等施設の管理者	危険物の保全処置
プロパンガス取扱機関	1　ガスの災害予防 2　災害時におけるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧

第3節　江府町の自然条件・人口・世帯数

1. 位置

本町は鳥取県の西部に位置し、東一帯は陰陽を分離する中国山脈をもって境界にし、岡山県真庭郡川上村と新庄村及び八束村に接し、西は溝口町に、南は日野町、北は西伯郡大山町及び東伯郡関金町に接した山村地域で、東西 11.8km、南北 13.5km、その面積は 124.66k㎡で県西部の中心都市である米子市に 24km、県庁所在地の鳥取市へ 125km の位置にある。

2. 地勢

地勢は、おおむね急峻で、総面積の約 84%が山林、原野で占められ、耕地は町の西端を南北に貫流する日野川沿いのわずかな平坦地を除き、ほとんどが中国山地から日野川へ向かっての斜面にひらけ、耕地面積は全体の 7.0%にすぎない。

標高 500m以上の土地が総面積の 52%を占め、集落は日野川の流域と、日野川に向かって横Ｔ字形に注ぐ三本の支流に沿って、谷間などに散在して開け、その数も大小 39 に及んでいる。

主な河川の概要は次のとおりである。

種別	河川名	区間		延長
		上流端	下流端	
1級	日野川	江府町大字下安井字 796 番地先	江府町字佐川字下池田 983 番地先	9,100m
〃	小江尾川	江府町大字大河原字荒神谷 1500 の 6 番地	日野川への合流点	5,000m
〃	船谷川	江府町大字御机字上大石 854 の 1 番地先	〃	9,400m
〃	俣野川	江府町大字御机字本谷 706 の 2 番地先	〃	15,400m
〃	荒田川	江府町大字武庫字上ミ向平ラ 1816 番地先	〃	900m

3. 気象

気象は、裏日本型の特に中国山地型と言われる気象区に属する。年間平均気温は 12.5℃で一般的に夏季冷涼であり、冬季には零下 5～6℃まで下降し、山間部での積雪は数メートルに達する。平年における降水量は、1,800mm～3,000mm にわたる地域を包含しているが、これは日野川本流域の寡雨地と大山・烏ヶ山の多雨地にまたがっているためである。

4. 人口・世帯数

人口は平成 22 年の国勢調査では 3,379 人となっており、昭和 60 年から 1,378 人の減少となっている。また、平成 17 年からは 264 人の減少と大幅な減少となっている。

平成 22 年の年齢階層別人口をみると、0～14 歳は 316 人(9.4%)、15～64 歳は 1,693 人(50.1%)、65 歳以上は 1,370 人(40.5%)となっており、災害時要援護者に位置付けられる 65 歳以上の割合が高くなっている。

一方、平成 22 年の世帯数は 1,074 世帯となっており、平均世帯人員は減少傾向にあるため、核家族化の進行がみられる。

■人口・世帯数の推移

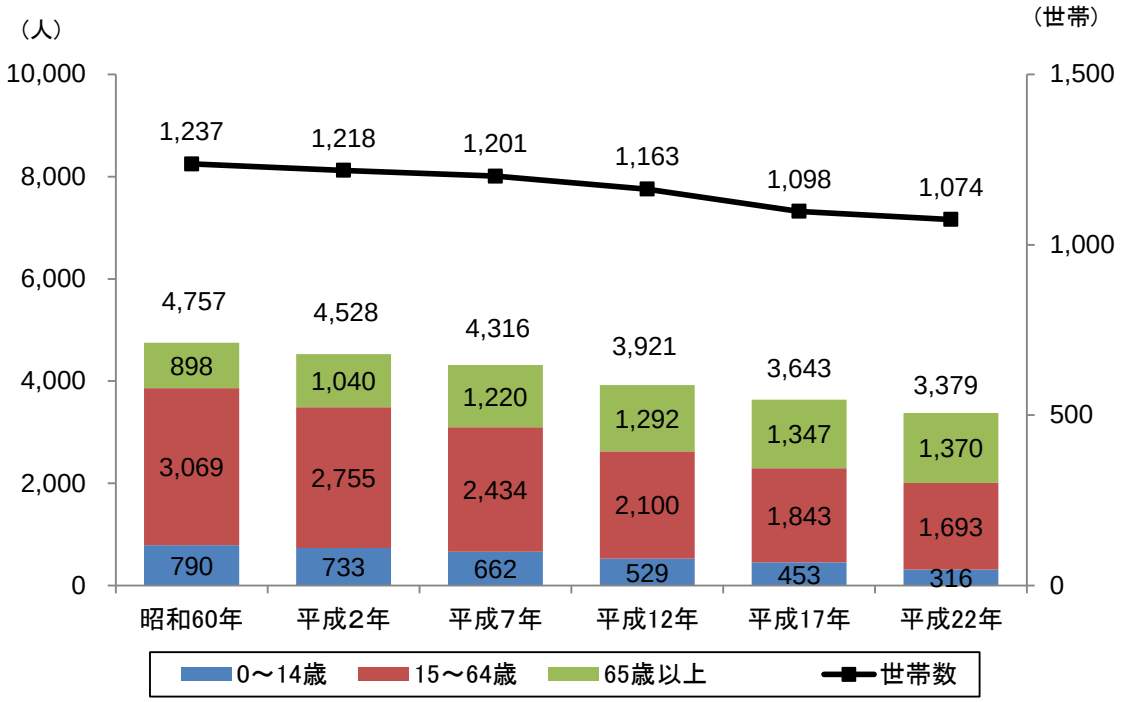

資料：国勢調査

第4節　災害履歴と被害想定

発生年月	名称	被害の状況
明和 5・旧 7	洪水	下蚊屋で家屋損失、土砂崩れで3戸埋没、村中所替出願(在方諸事控)
天明元・旧 7		日野川流域大洪水、被害甚大
天保 5		大山水系大洪水、被害甚大
嘉永 3		日野川支流大洪水
明治 3・9		日野川並びに支流流域大洪水、被害甚大
明治 9・9		死者2名・家屋流失4戸・田畑6町6反流失
明治 19・9	豪雨	死者2名・田畑 20 町5反流失・佐川阿弥陀堂浸水
明治 26・10		家屋流失 10 戸・田畑 14 町7反流失
明治 27・9		田畑流失・里道 180 メートル流失・町内橋梁ほとんど流失
明治 29・9		死者2名・家屋2戸流失・橋梁2流失・田畑2町歩流失
明治 37.9		日野川並びに支流大洪水被害甚大
明治 40.7		家屋流失4戸・田畑4町歩流失
大正元・9	豪雨	田畑流失4町1反・堤防決壊数箇所
大正 3・9		田畑流失3町歩・堤防決壊7箇所
大正 4・9	暴風雨	大暴風により東祥寺かさ松折損
大正 4・10		田畑流失3町2反・堤防決壊数箇所
大正 7・9		家屋流失6戸・田畑流失1町2反・橋梁流失1・堤防決壊2箇所
大正 8・7		り災家屋 30 戸(江尾)・堤防決壊3箇所近村より救援
大正 10・7		家屋流失3戸・田畑流失6町2反・橋梁流失2・堤防決壊2箇所
大正 12・9		田畑流失3町歩・道路決壊 400 メートル
昭和 7・7	局地的豪雨	田畑流失 40 町8反・中学校校庭護岸 80 メートル決壊・橋梁流失1・県町道 316 メートル流失
昭和 9・9	室戸台風	床上浸水 10 戸・床下浸水 26 戸・田畑流失 25 町歩・潰地7反・死者1 神奈川桜堤防決壊・町内主要橋全部流失鉄橋流失国鉄不通家屋流失
昭和 10・1	雪解水による増水	日野川増水し久連渡船転覆学童流され、救助
昭和 19・9		日野川流域大洪水被害甚大
昭和 20・9	枕崎台風	日野川流域大洪水・洲河崎・久連両橋流失・田畑流失2町歩
昭和 26・10	ルース台風	日野川流域大洪水家屋田畑流失
昭和 27・9		豪雨により日野川流域並びに支流大洪水被害甚大
昭和 32・7	諫早水害	死者1名・洲河崎橋流失・久連橋一部流失
昭和 34・9	伊勢湾台風	田畑流失1町5反・橋梁流失4・県町道 125 メートル決壊
昭和 36・6	梅雨前線豪雨	日野川並びに支流大洪水・田畑流失
昭和 36・9	第二室戸台風	日野川並びに支流大洪水・家屋決壊(風)田畑流失
昭和 38・8	台風9号	大暴風により鏡ケ成休暇村屋根吹飛ぶ・家屋被害甚大

発生年月	名称	被害の状況
昭和 40・6	台風9号	田畑流失3町歩
昭和 40・9	台風 22 号	日野川並びに支流大洪水・田畑流失
昭和 41・9	台風 26 号	田畑流失2町7反
平成 12・10	地震	鳥取県西部地震　半壊 1 棟、一部破損 847 棟

第2章　災害予防計画

第1節　通則

災害予防計画は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節　水害予防計画

1. 目的

各種の災害のなかでも最も多く、しかも人的・物的にも多くの損害を生じている水害については、これを未然に防止するための本町特殊事情をよく把握し、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

2. 水害予防

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく近年、山間地、丘陵地帯の開発が進み、限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建設が行われるようになった。また、林業の担い手の減少・高齢化及び松くい虫被害による森林の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が強まった。

このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

なお、今後行うべき事業は次のとおりである。

(1)山腹崩壊並びに土砂流出防止を図るための治山事業
(2)渓流又は荒廃地等の土石流対策防止を図るための砂防事業
(3)道路及び橋梁、堤防等の維持補修
(4)ため池、樋門、その他水害予防施設の新設及び維持補修
(5)急傾斜地の崩壊防止を図るための急傾斜崩壊対策事業

3. 危険区域の巡視

危険地域の巡視は地元区長、消防団員並びに自衛消防隊をもって、巡視体制の充実を図るものとする。

なお、危険区域の警戒責任者は、気象台の予警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、危険箇所を巡視警戒し、異常のあったときは、直ちに災害防止の措置を講ずるとともに、町長へ連絡するものとする。

4. 重要水防区域

本町の重要水防区域は、**資料編11頁**のとおりであるが、これらの河川は地勢が急峻のた

め、急流の中小河川が多く、ひとたび豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。

このため、治水を目的とする河川改修事業は随時行われている。

5. ダム

本町には中国電力㈱の俣野川ダム(昭和 59 年 9 月完成)と下蚊屋ダム(平成 14 年 10 月完成)がある。

俣野川ダムでは、俣野川発電所をはじめとして 4 箇所の発電所が他都市に電力供給を行っている。また、下蚊屋ダムは、灌漑用水として利用されている。

ダムの管理者は、洪水時等においては、ダム操作規定を遵守し、災害防止に万全を期すものとする。俣野川ダム操作規定による放流の際の関係機関への通知先等は、**資料編 12 頁**のとおりである。また、下蚊屋ダム警報活動は、**資料編 14 頁**のとおりである。

ダムの名称	所在地	目的	管理者
俣野川ダム	江府町武庫	発電	中国電力
下蚊屋ダム	江府町助沢	灌漑用水	米子市・大山町・江府町・伯耆町

6. 河川の浚渫

河川の浚渫は、平常時において関係機関ならびに関係者の協力により実施し、排水能力の確保を図るものとする。

7. 用排水施設の防災措置

用排水施設の管理者等は、未然に行う防災措置として、定期的に用排水施設の点検を行うものとする。また、災害が発生する恐れのあるときには、定められた措置を講ずるとともに、その状況を町長に連絡するものとする。

8. 水防資機材の点検配備

町担当課は、平素から備蓄防災資機材の点検補充整備を行い、異常気象等災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じて資機材等の現場配備を行うものとする。また、計画的に水防倉庫の整備を図るものとする。

増水時水防に使用するため、水防用資機材を水防倉庫に常時備蓄し、有事の際にはこれら資材を持って効果的に水防活動にあたるものとする。

(1)倉庫内の備蓄資材は定期的に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。

(2)災害時、資材の不足を生じた場合に備え、水防区域内の資材業者等との協定提携を進める。

9. 水防計画の策定

(1)県の水防計が確定後、速やかに町水防計画を策定し、県に提出する。また、町水防計画を変更した場合は、その都度県と協議を行う。

(2)県の同意を受けた町水防計画は、黒坂警察署長及び鳥取県西部広域行政管理組合消防局長に通知する。

10. 水防訓練

第 15 節　防災訓練計画　参照。

11. 水防連絡会

国土交通省、鳥取県及び西部地区(米子市、境港市、西伯郡、日野郡)からなる水防連絡会に参加し、水防に関する連絡・調整の円滑化を図り、水防活動を迅速・的確に実施する。

12. 近隣水防管理団体との協定締結

西部地区の水防管理団体と水防活動の協力についての協定締結を推進する。

13. 流木による被害の防止

豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・堰堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。特に間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち洪水により流出のおそれがあるものについては、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとする。

14. 農地防災事業

自然災害による農地及び農業用施設の被害を未然に防止するとともに、農業用施設の劣化・老朽化により人命・財産に被害を及ぼす災害が発生しないよう対策を行うものとする。

(1)ため池の整備等

洪水等からの安全を確保するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修事業を緊急度の高いものから順次行うものとする。また、町は平素からため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。特に、災害の発生が予想される場合には、ため池の状況及びため池に関して行う措置について、危険防止のために必要となる情報伝達が的確に把握できるよう、ため池管理者から町、住民等への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

(2)農業用水路等の整備

洪水等による災害を未然に防止するため、構造が不適当又は不十分な農業用水路等の整備補強を進めるものとする。

15. 気象情報等の放送

異常気象の際は、雨量等の状況を必要に応じて一般に放送し、住民生活への影響に関

する情報等の提供を行う。

16. 河川等の現況

資料編 11 頁のとおりである。

17. 水害常襲地帯

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊や崩壊、排水機能の低下による浸水などがある。

これらに対処するため、河川改修事業等の整備に努めているが、地形的条件により、災害が発生する地域が本町にもみられる。

本町における水害常襲地帯は、資料編 15 頁のとおりである。

第3節　土砂災害予防計画

1．目的

この計画は地下水などの起因により土地が流動する地すべりや集中豪雨による山崩れ、がけ崩れ等の災害を未然に防止し、住民の安全を図ることを目的とする。

2．地すべり危険箇所

すでに地すべり防止区域として指定され事業が行われている箇所もある。更に現況等を把握して緊急度の高いものから遂次指定を受け、整備を促進する。現況は**資料編16頁**のとおりである。

(1) 予防査察の実施

町は、地すべり地帯における地すべり区域の把握のため、県による地すべり危険箇所調査をもとに、県と協力して各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。また、該当の地すべり区域について巡視を行い、危険の発見に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

町は、県と協力し、地すべりによる変状が発生している地域について、緊急度に応じ、地すべり等防止法に基づいた地すべり防止区域に指定し、順次防止工事の実施（地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき実施）に努め、地すべりの防止又は軽減を図る。

(3) 警戒体制の確立

地すべり発生は、前兆をともなうことが一般的である。町は、特に危険度の高い地すべり危険箇所について、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害がおよぶと考えられる地域においては、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るものとする。

3．土石流危険渓流

町内の現況は**資料編16頁**のとおりである。これらの危険渓流は土石流対策として砂防事業が行われる。緊急度の高いものから砂防指定地に編入され、土石流による災害の未然の防止を図る。

土石流危険渓流個所に対する予防措置は次のとおりとする。

(1) 土石流危険渓流及び危険区域の把握・周知

町は、土石流危険渓流及び危険区域等を把握し、標識を設置する等周辺住民等に危険区域等の周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の促進

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として砂防工事の実施及び土砂災害防止のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工(荒廃した土地の回復)、砂防ダム工(土石の流出を調節する)、床固工(渓床の安定)、渓流保全工(渓岸の安定)等がある。

町は、県等と協力し、各危険渓流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

(3)警戒・避難体制の整備

町は、土石流危険渓流及び危険区域ごとの警戒・避難の基準を設置し、周辺住民等への周知徹底を図る。

町は、警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の措置の整備を図る。

ア. 関係住民への周知

土砂災害ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により提供するとともに、住民が土砂災害ハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を町ホームページに掲載する。また、県から通知される土砂災害緊急情報を町ホームページ及び広報に掲載し住民に周知する。

イ. 気象予警報の伝達

町は、関係機関から伝達を受けた場合には、広報車、町防災行政無線、町ホームページへの発表、自治会長等への電話連絡、電子メール等により関係住民に速やかに伝達する。

ウ. 警戒避難基準の設定

町は、町に設置された雨量観測所の雨量に基づき県ホームページで発表される土砂災害警戒判定情報を参考に、避難の勧告、指示を決定する。なお、次に掲げる予兆現象が見られた場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう、周知に努める。また、住民が予兆現象を発見した場合は、町役場に連絡するよう併せて周知する。

がけ崩れ	・がけからの水が濁ったり、がけから水が湧き出る。 ・がけに割れ目ができたり、がけから小石が落ちてきたり、がけから音がする。
土石流	・雨が降り続いているのに、川の水かさが減る。 ・山鳴り(山がうなるような音)がする。 ・川が濁ったり、流木が混じってくる。 ・火薬のようなにおいがする。
地すべり	・地面にひび割れができたり、一部に陥没や隆起ができる。 ・井戸や沢の水が濁ったり、崖や斜面から水が吹き出す。

エ. 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

本町の土砂災害警戒区域内には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は、設置されていない。

(4)住宅移転の啓発

町及び関係機関は、各種制度の活用により、町民の生命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転啓発に努める。

4. 急傾斜地崩壊危険箇所

町内の現況は**資料 17 頁**のとおりである。現在すでに急傾斜地崩壊危険箇所として指定され、その対策事業として実施が行われている箇所もあるが、更に今後も引き続き地域指定

を受けるなど整備を促進する。

(1)急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所に関する情報提供により、町民に対して周知を図るものとする。

(2)急傾斜地崩壊防止事業の促進

町は県と協力し、急傾斜地の崩壊の恐れがある個所について、緊急度の高いものから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事の実施に努める。

(3)警戒避難体制の確立

町は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに警戒又は避難を行うべき基準を策定し、関係住民に避難所、避難路、防災施設等の防災情報の周知徹底に努める。

(4)住宅移転の啓発等

急傾斜地崩壊危険区域について急傾斜地の崩壊の著しい区域を災害危険区域(建築基準法第39条第1項)が知事により指定される。当該災害危険区域においては、住宅等の建築制限を行う。また、既存住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、国、県等の補助による住宅移転促進の啓発を図る。

5. 道路崩壊危険箇所

道路上における路側、路面などの崩落を未然に防止し、交通の確保を図る。特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、交通の安全と円滑化を図るものとする。

6. 山地災害危険地区

山腹の崩壊、土石流等の発生が予想される山地災害危険地区の町内の現況は**資料編18頁**のとおりである。山地災害危険地区のうち、緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、特に危険度の高い地区における山地災害の未然防止を図る。

7. 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

町は、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)ならびに土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)において、土砂災害危険箇所等について行う住民の安全確保対策と同様の対策を講ずるよう努める。また、情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知する。

町内の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の位置、避難の心得、情報連絡体制、避難所等については、平成 24 年度に作成した土砂災害ハザードマップの配布により周知を図る。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の現況は、江府町土砂災害ハザードマップのとおりである。

第4節　建造物災害予防計画

1. 目的

道路、橋梁、上・下水道、電力、電信電話等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、これら公共施設の安全性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防に努めることを目的とする。

2. 公共用建築物の災害予防対策

(1) 公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあっては消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

(2) 公共用施設の改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、耐火化を促進するものとする。

木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、消防用設備等を設置し、防火対策に留意するものとする。

3. 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震災害等による災害を防止し、被害を最小限に止めるため、既存木造建築物について次の事項の普及・周知に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震化の推進

ア. 住宅の耐震化

イ. 特定建築物の耐震化

ウ. 倒壊により救助活動や避難活動に支障をきたすおそれのある特定建築物の耐震化

エ. 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は県と連携して、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。特に避難経路沿いについて重点的に取り組むものとする。

オ. 耐震診断・耐震化に係る補助

町は、建築物の所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の費用負担を軽減し、耐震化を進めるため、支援事業及び税制の優遇措置を行う。

(2) 公共施設の耐震化

ア. 町有施設の耐震化

イ. 公共施設の耐震化状況の公表

(3) 造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が起こりうるため、国・県の実施する補助事業を積極的に推進する。

(4)地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認よる迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

ア. 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確に記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

イ. 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

4. 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策の拠点ともなる文教施設は、各種施設の安全点検及び適切な配備のほか、不燃化の推進、耐震性の確保を図る。また、災害が発生した場合における対応やその準備について、各施設ごとに計画を策定しておく。

5. 社会福祉施設等災害予防対策

老年人口の増加に伴い、災害時要援護者への対策が重要性を増しているところであり、施設についての災害時における対応やその準備について計画を策定しておく。また、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備等の設置を促進するものとする。

6. 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

7. 応急仮設住宅の確保体制の整備

(1)民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

(2)建設資機材及び建設業者の把握

ア. 町は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

イ. 町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

8. 道路・橋梁の安全性の強化

道路や橋梁は、ライフラインとして多様な機能を果たしている。災害発生時には、避難、救護、防災活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止する等の役割も期待される。

このため、町、県、その他の道路管理者は、被害の軽減の重要な柱として、道路の整備

及び橋梁の架け替え、補強等の整備を推進する。

(1)幹線道路(県道)対策

県道等の幹線道路については、それぞれ防災性、安全性の強化による道路整備を促進する。

(2)町道対策

ア. 点検調査の実施

地域の生活道路であるとともに、国・県道等の幹線道路を補完するものであり、重要経路を最優先として、国・県道に準じた耐震、対災害防止点検調査の実施に努める。

イ. ダブルアクセス道の確保

町は、町道のダブルアクセス道の確保を目指し、次のような整備を推進する。

(ア)道路の整備

(イ)落石等通行危険箇所対策

(ウ)橋梁等の整備

(3)農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されている。このため、町は、地震や豪雨による被害を未然に防ぐため、法面崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の設置を進める。

9. 交通安全資機材等の整備

町は、災害発生時における緊急輸送路の確保を図るため、交通安全資機材等の増強及び整備に努める。

(1)交通規制用資機材の整備

町は、緊急輸送路の確保等の際に使用する看板、交通規制標識、トラ柵機の増強、整備を図る。

10. 河川堤防の災害防止対策

町は、災害時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について、県等との協力により、強化、改良等の安全性向上対策を実施する。また、被災時の円滑な応急・復旧対策を図るため、応急・復旧マニュアルの作成を行う。

(1)堤防・排水施設の改修・改築

町は、施設の機能低下をきたしている箇所について、堤防のかさ上げ等の対策の他、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する。また、排水施設についても、災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

11. 農地・農業用施設の災害防止対策

農地、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害がおよぶことが予想される。このため、町は関係機関と協力し、老朽化施設等の整備促進と、適切な管理を図ることとする。

また、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて農地の保全に資するため農地防災事業の推進を図る。

さらに、被災時の円滑な応急・復旧対策を図るため、応急・復旧マニュアルの作成を行う。

(1)農業施設に対する措置

ア. 老朽ため池の補強改良

町は、老朽化したため池の補強改良工事の実施を図り、決壊による被害を防止する。また県の指導を受け日常点検等を行う。

イ. 農地保全

町及び関係機関は、急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤の整備を図り、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

ウ. 農用施設の補強

関係機関は、ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置に努める。

12. 林地及び林業施設の災害防止対策

風水害等による林野施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。また、被災時の円滑な応急・復旧対策を図るため、応急・復旧マニュアルの作成を行う。

(1)山地治山事業の推進

町は、県、関係機関と協力し、山腹崩壊地、草木の生えない山、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止及び軽減を図る復旧治山事業を進める。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れがある箇所及び渓流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与える恐れのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて、予防治山事業を進めるものとする。

(2)防災対策総合治山事業の推進

町は、県、関係機関と協力し、荒廃地等山地災害危険地区の集中した地域において、山地災害の未然防止と生活環境の保全を目的とし、山地防災機能を強化するため、保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等を一体的に進める。

また、集落と山地が近接している地域においては、山地災害予防施設の設置を検討する。

(3)森林の整備

森林は、豪雨災害等に対し、土砂の流出を防止する等大きな役割を果たす。このため、町は、関係機関と協力し、防災林の設置、治水のための植林等を進めるものとする。

13. 簡易水道等対策

町は、風水害による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、

断水時間をできるだけ短縮するよう施設の安全性の強化に努める。また、応急給水を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水場をあらかじめ調査・把握し、最大限利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

なお、大災害発生時の近隣市町村との連携について、協力体制を構築する。

(1)簡易水道等施設の安全化対策

町は、簡易水道等における防災のための取り組みとして、次のような事項を講ずる。

ア. 給水車、ポリタンク等応急資材の確保及び応急供給体制の整備

イ. 災害時に利用可能な井戸・河川等をあらかじめ調査するとともに、ろ過器の確保を図る。(遊離残留塩素0．1mg/ﾘｯﾄﾙ以上保持するよう塩素消毒を使用)又、町民プールについて、浄化機能をもった施設に整備する。

ウ. 応急給水活動時における運搬車輌、資機材、給水場所の確保

エ. 防災行政無線等通信手段(無線機等)の確保

オ. 応急給水時における住民への広報体制の確立

カ. 水道台帳の整備

キ. 応急復旧マニュアルの作成

14. 下水道・農業集落排水施設等対策

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道・農業集落排水施設等の機能を保持できるよう、施設の補強、整備に努めるとともに、設計については地質、構造等の状況を配慮して、耐災害性の強化に努める。また、下水道・農業集落排水施設等の被災時における復旧作業を円滑に実施するための方策を確立する。

(1)下水道・農業集落排水施設等の安全化対策

ア. 発電装置の設置

各処理施設の建設等にあわせ、発電装置を設置する。

イ. 中継ポンプ場の機能確保

ウ. 下水道台帳の整備

エ. 応急復旧マニュアルの作成

15. LPガスの防護対策

LPガス事業者は、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

(1)ガスボンベの転倒防止対策(LPガス取扱事業所)

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

(2)安全器具の普及促進(LPガス取扱事業所)

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター(マイコンメータS)又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

(3)消費者に対する周知啓発活動(LPガス取扱事業所)

風水害等災害発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、大規模な風水害等災害の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は風水害等災害時に消費者がとるべき初期行動についてパンフレットの配布等により啓発活動に努める。

特に高齢者には、特段の配慮を払うこととする。

16. 電気施設の防護対策

中国電力株式会社米子営業所は、災害時における電力供給を確保し、住民の安定を図るため電力設備の防護対策に努めるものとする。

17. 通信施設の防護対策

西日本電信電話株式会社鳥取支店は、公衆通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組むこととする。

また、電気通信設備の整備拡充を図る。

(1)通信を確保するための諸施策

ア. 推進事項

(ア)NTT ビル相互を結ぶ通信伝送路については、光ケーブル又は無線による多ルート化、ループ化を推進する。

(イ)公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入者ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。

(ウ)通信が途絶するような最悪の場合でも、被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。

(エ)町指定の避難所に一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。

(オ)災害時の孤立対策として、移動無線車及び可搬型無線機、ポータブル衛星車等を主要地域に配備する。

(カ)架空ケーブルは、二次的災害(火災)を考慮し、主要なケーブルについては地中化を推進する。

(キ)ビル前等の主要箇所についても、耐震・耐火性の強い地下へのケーブル収容を推進する。

イ. 実施事項

(ア)変換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施する。

(イ)商用電源が停電した場合の給電設備として蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源車も主要地域に配備する。

(ウ)防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施する。

(エ)平素から災害復旧用資材を確保する。

ウ. 防災訓練の実施

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

なお、町、地方公共団体、警察、消防等、外部の防災関係機関の防災訓練にも積極的に参加する。

(ア)災害発生時の初動立ち上げ訓練

(イ)気象、地震等に関する情報伝達訓練

(ウ)災害時における通信復旧訓練

(エ)電気通信設備等の災害復旧訓練

(オ)消防及び水防の訓練

(カ)避難及び救助訓練

(キ)伝走路の防災対策

(ク)伝送ルートの多ルート化

(ケ)道路網の建設促進及び整備

エ. 防災機器の整備

(ア)災害応急復旧用の無線電話機の拡充

(イ)可搬型無線機の増配備

(ウ)非常用移動電話交感装置及び電源装置増配備

(エ)防災用資機材の増配備

18. 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

(1)建築物の防災・復旧への取組み

ア. 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

町は県と連携して、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

(ア)建築物の耐震対策の促進に関すること。

(イ)被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。

(ウ)住宅相談の実施体制の整備に関すること。

(エ)り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

イ. 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

(ア)地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

(イ)「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル

(ウ)住宅相談業務マニュアル

(2)被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア. 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

イ. 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

19. 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

（1）宅地建物防災への取組み

ア. 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

（ア）被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。

（イ）被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。

（ウ）被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

（2）被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア. 町の体制整備

（ア）被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化

（イ）被災宅地危険度判定に関する住民への周知

20. その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

（1）家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取

り組むものとする。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携しては避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(3) 窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないよう主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア. エレベーターの耐震安全性の確保

イ. 「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ. 早期救出・復旧体制の整備等

エ. 適時適切な情報提供・情報共有

第5節　文化財災害予防計画

1. 目的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

2. 文化財の現況

資料編 22 頁のとおりである。

3. 保護管理責任者

指定文化財の保護管理者は、国指定・県指定ともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

4. 保護管理者の指導等

(1) 国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じ文化財保護委員会あるいは県教育委員会から保護管理に必要な命令(国)勧告・指示が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し、消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続き・方法等について適切な指導を行う。

(2) 江府町文化財保護条例(昭和 51 年江府町条例第 10 号)の規定に基づき、町指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合等の事情がある場合には、町は予算の範囲内で補助金を交付する。

5. 災害予防対策

(1) 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻及び考古資料等である。

(2) 施設整備対策

ア. 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防用設備の配備及び消防ポンプ自動車の進入絡等の整備を図る。

イ. 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられるので、適宜指導を行う。

ウ. 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置を図る。

(3) 火災予防体制の指導

本章第6節「消防計画」に定めるところによるものとする。

6. その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて

可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないよう平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第6節　消防計画

1. 目的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに、消防機関の組織を活用して、住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、あわせて火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 組織

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

常備消防として、昭和 51 年に 2 市 12 町村で構成される西部広域行政管理組合消防局が設置された。本町においては昭和 57 年に広域消防江府消防署に昇格し、消防・救急業務を行っている。

(2) 江府町消防団

町消防団は、初期消火・残火処理等に活躍しているほか、林野火災・風水害・地震災害等の大規模災害時には多数の警防要因を必要とすることから、その役割は非常に大きい。しかし、近年消防団員数は減少傾向にあり、また、その年齢構成も高齢化の傾向をみせている。また、就業構造の変化による昼間における消防力の低下、社会認識の希薄化による士気の低下が問題となってきている。

このようななか、消防団を地域防災の中核として位置付け、組織を整備・増強していくとともに、その活性化を図っていく必要がある。

本町における消防団の組織は次のとおりである。

消防団組織図

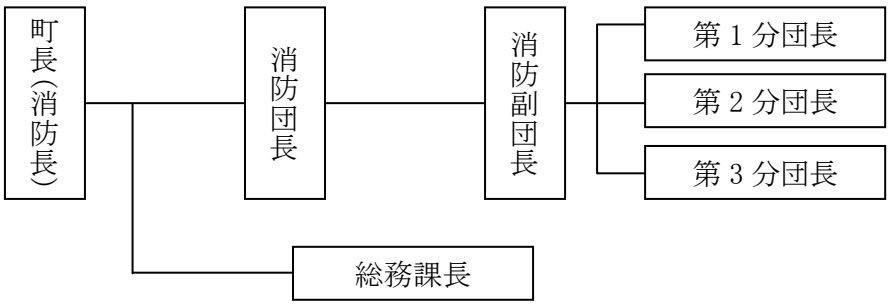

(3) 自衛消防隊

昭和 40 年に発足し、消防団の活動等を補助している。

3. 出動計画

(1) 出動の基準

ア. 平常出動

非常出動に到らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合。

イ. 非常出動

災害の規模の拡大にともない、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合。

(2)招集方法

団員は団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水害、火災、その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。招集の連絡に当たっては、職員参集メール配信や電話・防災無線放送の利用等、迅速適確な方法をもって行う。連絡系統は、次図によるものを原則とする。

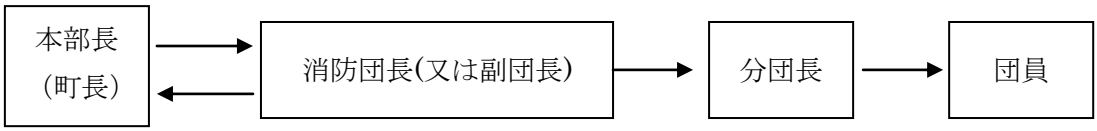

4. 消防団活動計画

(1)出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2)鳥取県西部広域行政管理組合消防局との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、鳥取県西部広域行政管理組合消防局及び消防団は一体となって活動するものとする。

(3)救助及び救急措置

要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4)避難方向の指示

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

5. 消防用施設の整備

(1)点検

火災発生の際、直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により、次の点検を行うものとする。

ア. 通常点検

イ. 特別点検

ウ. 現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災出動に万全を期するため、各保管場所ごとに点検責任者を定め、軽易な点検を随時行うものとする。

(2)消防用施設の現況

町所有の消防機械、消防用水利、その他の消防施設の現状については、**資料編23**

頁のとおりである。

(3)消防団の現況

江府町消防団の現況は、資料編 23 頁のとおりである。

6. 火災警報

(1)火災警報の伝達

鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が発令した火災警報は、次の系統図により、住民及び関係機関等に周知するものとする。

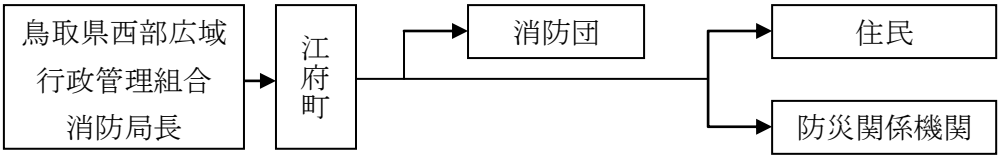

(2)火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長が必要と認めたときに発令する。

種類	発令基準
火災警報	1　実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で最大風速毎秒 7mを越える見込みのとき 2　平均風速毎秒 10m以上で、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。降雨、降雪中は通報しないこともある。

7. 火災予防

鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、火災を予防するため以下の予防対策を実施するものとする。

(1)一般住宅の査察

火災予防運動週間等を通じ、火気を取扱う設備器具などを重点的に査察するとともに、火災予防のための指導もあわせて行うものとする。

(2)火災警報発令時の火気使用制限

火災に関する気象通報等の情報を受信したとき、あるいは地域的気象状況が火災予防上危険があると認められた場合には、下記事項について速やかに一般住民に周知するものとする。

ア. 山林・原野等において火入れをしないこと。

イ. 煙火を消費しないこと。

ウ. 屋外において火遊び又は焚き火をしないこと。

エ. 特に引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近では喫煙しないこと。

オ. 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

カ. 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

(3)防火教育・広報の推進

火災予防運動週間等を通じ、広報紙、町ホームページ等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民の防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。

8. 林野火災予防対策

(1)広域的、総合的消防防災体制の確立

ア. 町、鳥取県西部広域行政管理組合消防局等防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ. 町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

(2)出火防止対策

町、消防団及び鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

9. 消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。

10. 緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第7節　災害情報通信環境の整備・運用

1．目的

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなる恐れがあり、また関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想される。本町においては、重層的な情報通信環境の整備と運用を図ることを目的とする。

2．通信用施設及び防災通信環境の整備

(1)防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-Alert)等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ適確に収集、伝達を図るため、防災行政無線の更新や整備を推進し、通信の確保に努める。また、同報系無線の情報ツールのひとつとして、全国瞬時警報システム(J-Alert)を活用する。(地震災害時においては、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム(J-Alert)と防災行政無線の自動放送連携を活用する。)

(2)非常無線通信の利用

町及び防災関係機関は、電話回線や防災行政無線等が使用できない場合には、「鳥取地区非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

(3)応急用資機材の整備

非常用電源(自家発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機、その他の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

3．通信設備の習熟

(1)無線設備の点検及び操作の習熟

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害の発生を想定した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、関係機関等との連携による通信訓練を積極的に行う。

(2)通信輻輳時等

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

4．災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、固定電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場、学校、公民館等の電話を災害時優先電話として登録している。

町は、平素から次の措置を行い、職員及び関係者に周知を図るものとする。

周知事項

①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

②災害時には、当該電話機は受信にはあまり使用せず、発信専用として活用することを徹底する。

5. 携帯電話の活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

(1)町職員や消防団等のメールアドレスをあらかじめ把握しておく。

(2)町災害対策本部から必要な相手に一斉にメールを発信できるよう、システムを活用する。

6. 通信訓練等の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制(災害時優先回線モードへの切り替え)や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を防災訓練に取入れ、定期的に実施する。

7. 他の関係機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の定めに基づき、警察、消防、鉄道事業等の有線通信設備又は無線設備をあらかじめ協議で定めた手続きより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

第8節　応援・受援協力体制の強化

1. 目的

大規模な災害が発生した場合には、町や町内の関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことが想定される。

そのため町及び関係機関は、平素から県等と十分協議し、災害時にあたっては相互に協力し応急対策活動が円滑に実施できる体制を構築する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

2. 隣接市町村間で必要な応援協定

災害発生時においては、被害の状況により町単独での被災者支援を行うには限界があることが予測される。そのため、町は、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

(1)応援協力協定を必要とする業務の種類

ア. 水防活動

イ. 消防活動

ウ. 災害情報の相互交換

エ. 災害応急対策要員及び労務の応援ならびにあっせん

オ. 災害応急対策用資機材、物資の提供及びあっせん

カ. その他必要な業務

(2)応援協力協定の内容

ア. 応援協力業務の種類及び業務内容

イ. 応援要求及び応援実施方法

ウ. 応援費用の負担区分

エ. その他必要な事項

3. 県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協力を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。

なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

(1)発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備

(2)平素から実践的な訓練の実施(相互に物資輸送の方法・ルートの確認等)

4. 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は協定締結機関等と平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

５．応援体制の準備

町は応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

６．受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

７．民間事業所との協定づくりの推進

町は、流通・製造業者との防災に関する協定づくりや町内事業所や建設業者等との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

８．災害時の相互応援に関する協定書

県により締結されている協定にもとづき応援を要請する場合、その基準や手続きを十分把握しておくとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

災害時の相互応援に関する協定書は資料編 26 頁参照。

第9節　避難に関する計画

災害時においては、河川、出水、土砂災害等により、住民の避難が必要となることが予測される。

町は、このような場合に備えて、あらかじめ避難所の選定及び避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及及び必要な体制の整備を図るものとする。

1．避難所の指定・整備

町は、あらかじめ避難所の選定基準を設け、災害時の避難所として指定する。指定にあたっては、風水害等の災害直後や災害時に逃れる「一次避難」、応急仮設住宅に入居できる期間まで待機する「二次避難」の2段階の避難所をその管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底に努める。また、社会福祉施設を避難所として活用することについて検討する。

(1)避難所選定上の留意事項

避難所の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア．災害に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。また、土砂災害や浸水などの危険性がないこと。

イ．洪水に対する安全性

河川の流域にあっては、ある程度標高が高い地域であること。

ウ．土砂災害に対する安全性

ある程度土砂災害危険個所から離れた場所であること。

エ．公共性

避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

オ．生活必需品等の供給能力

避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

カ．アスベストに対する安全性

アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること(既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。)。

(2)避難所の選定基準

避難所の選定は、次の基準を基本とする。

ア．一次避難所

風水害等の災害直後や、広域的な火災等から一次的に逃れる場所として集落集会所、学校施設、町内公共施設等を中心に指定する。

（ア）耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊、耐火・耐水害等）

（イ）給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

（ウ）なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。

（エ）情報の伝達上の便利が得やすいこと。

（オ）その他危険区域から離れていること。

イ．二次避難所

応急仮設住宅の完成までに生活する場所として、学校施設、町内公共施設等を中心に指定する。

（ア）耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊、耐火・耐水害等）

（イ）給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

（ウ）なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。

（エ）パーティション(仕切り)等で、ある程度プライバシーの確保ができること。

（オ）その他危険区域から離れていること。

（カ）なお指定にあたっては「一次」・「二次」避難所としての重複は妨げないものとする。

ウ．避難所一人当たりの必要占有面積

避難所の一人当たり必要占有面積（最低限）は、次のとおりである。

（ア）緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積として2㎡。

（イ）避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積として3㎡。なお、一時避難所や二次避難所には、避難者のスペースの他、本部、会議、医療、災害時要援護者への対応スペース等運営に必要となる空間の確保も不可欠となる。

（3）避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

（4）避難所の指定及び整備

ア．避難所の指定

（ア）町内公共施設（学校、保育所、公民館、集会所等）

（イ）民間施設

イ．避難所の整備

町は、避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（給水施設、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等通信機器、テレビ、ラジオ　等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

ウ．避難所における備蓄等の推進

避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

(5)避難所の安全性の確保

避難所となる公共施設について段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保に努める。

なお、避難所については施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、二次避難所の見直しに努める。

(6)避難地区分けの実施

町長は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア. 境界線の設定

避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ. 負担等の均等化

避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ. 避難人口の設定

避難人口は夜間人口を基準にするが、避難地収容力に余裕をもたせておく。

(7)避難路の確保と交通規制計画

町、県警察、消防機関その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるため、以下の取り組みを実施する。

ア. 避難路の選定と確保

町は、集落の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

(ア)避難路は相互に交差しないものとする。

(イ)避難路は浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

(ウ)避難路沿いには、火災・爆薬等の危険の大きい工場がないよう配慮する。

(エ)避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(オ)避難路については、複数の経路を選定しておく。

(8)一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の災害時要援護者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

(9)避難予定場所となる施設管理者との事前協議

ア. 町は、避難予定場所として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

イ. 町立学校施設の全てを指定避難所に定めているが、あらかじめ避難所として指定する施設の範囲等について学校長と協議、確認しておくものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）についても、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

（10）避難所等に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練、また、広報紙、町ホームページ等の広報媒体の利用により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア. 避難所の所在等

（ア）避難所の名称及び所在位置

（イ）避難所への経路（避難路）

イ. 避難方法

（ア）避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告又は指示を発出する基準及びその伝達方法

（イ）避難収容後の心得（避難所の運営管理のために必要な知識等）

2. 安全な避難の環境づくり

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

（1）支援内容

避難所等収容施設の行う支援内容と配慮すべき事項

ア. 生活スペース、水、食事、物資の確保

イ. 医療の提供、衛生的環境の確保（トイレ、入浴対策を含む）

ウ. コミュニティの確保（気心の知れた人間関係のつながりを確保し、分断しないようにする）

（2）標識・案内板等の整備

安全な誘導を図るために必要となる以下に示す標識や案内板等を整備する。

ア. 避難場所・避難所案内図の整備

イ. 誘導標識の設置

ウ. 避難場所・避難所表示板の設置

（3）避難所の環境整備

ア. 施設・設備の充実

（ア）避難所として指定された建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

（イ）避難所における、貯水槽、仮設トイレ、マット（断熱ボード等）、通信機器、テレビ、ラジオ等、災害情報の入手のための機器類、避難の実施に必要な施設、設備の整備を図る。

イ. 備蓄の推進

指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(4)避難に関する広報

住民が適確な避難行動をとる事ができるようにするため、避難所や被害危険地を明示した防災マップを作成し、町広報紙・PR紙等を活用して広報活動を実施する。

ア. 避難所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ア)避難所の名称

(イ)避難所の所在地

(ウ)避難地区分け

(エ)避難所への経路

(オ)その他必要な事項

イ. 避難のための知識の普及

必要に応じて、住民に対して以下のような避難に関する知識の普及を図るものとする。

(ア)避難のための知識の普及

(イ)避難時における知識の普及

(ウ)避難収容後の心得の普及

3. 避難計画の作成

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。

(1)避難計画の作成

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

ア. 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ. 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ. 避難所への経路及び誘導方法

エ. 避難所開設にともなう被災者救援措置に必要な事項

(ア)給水、給食措置

(イ)毛布、寝具等の支給

(ウ)衣料、生活必需品の支給

(エ)負傷者に対する応急救護

オ. 避難所の管理に関する事項

(ア)避難収容中の秩序保持

(イ)避難者に対する災害情報の伝達

(ウ)避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ)避難者に対する各種相談業務

カ. 広域避難地の整備に関する事項

(ア)避難所入所施設

(イ)給水施設

(ウ)情報伝達施設

キ. 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア)平常時における広報

a)掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

b)住民に対する巡回指導

c)防災訓練等

(イ)災害時における広報

a)広報車による周知

b)避難誘導員による現地広報

c)住民組織を通じての広報

ク. 災害時要援護者に配慮した避難支援体制

(2)防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関及び福祉施設等の管理者は、町の協力を得て、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア. 学校等

学校等においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導ならびにその指示伝達の方法等を、それぞれ校長等においてあらかじめ定める。

児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会は、避難所の選定、収容施設の確保ならびに、保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

イ. 医療機関及び福祉施設等

(ア)医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(イ)施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、各種団体等との協力体制の整備・充実に努める。

(ウ)行政機関や医療機関、障害関係団体、地域の自主防災組織、各種団体、利用者の保護者等と災害時の連絡網の整備を図る。

4. 避難勧告等の基準の策定

(1)避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うために、下記の事項について記載したマニュアルを早急に整備するものとする。

なお、マニュアル策定にあたっては、例えば事態の切迫した状況下では計画された

避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難する等の災害の特性と住民に求められる避難行動に関して留意するとともに、住民への充分な周知を行うものとする。

ア. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

水害、土砂災害について、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、過去の災害実績等を基に、住民の避難を要する災害について、災害の種類、災害の原因となる自然現象の特性、災害の原因となる現象が発生し、警戒を要する区間・箇所（破堤、越水等により影響を受けることが予想される区間・箇所等）等を特定すること。

なお、自然現象の特性、警戒を要する区間等の特定あたっては、次の事項に留意して行うものとする。

水害（外水氾濫、内水氾濫）	土砂災害
・上流に降った雨が町に到達するまでの時間や災害発生の危険の高まる降雨量等、対象とする河川の特性を十分把握すること。 ・上流の河川で氾濫した水が居住地側（堤内地側）から流下してくる場合等、被害の広域性にも留意すること。 ・堤防の弱部や周囲に比べて低い箇所、橋りょうの形状（水位上昇時に流水を阻害することとなりうる橋りょう等）、外水氾濫の原因となりうる施設の状況を把握すること。	・地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の実績からどの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを把握すること。 ・過去に発生した土砂災害の種類とそのときの雨量状況、被害状況を整理する際は、その周辺地域の状況も把握すること。 ・災害発生の危険性の違いを把握するため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設や治山施設の整備状況も把握すること。

イ. 避難すべき区域

前記アで定める区間及び箇所から、人的被害の発生するおそれのある地区を避難勧告等の想定対象区域とする。

避難勧告等の想定対象地区の特定においては、次の事項に留意して行うものとする。

水害	土砂災害
・河川管理者等から氾濫水の到達時間や流速に関する情報が提供されている場合もあることから、以下のような区域の特定にあたっては、それらの情報や過去の災害実績なども参考にすること。なお、これらの区域における避難勧告等の種別と発令のタイミングに注意すること。 ・軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて速い区域 ・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域 ・氾濫水の勢い（流体力）によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそ	避難すべき区域の特定にあたっては、土砂災害警戒区域（又は危険区域）を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）をあらかじめ設定すること。その際、河川等の浸水予想区域、他の土砂 災害警戒区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所、自主防災組織や町内会等、避難施設の状況等を勘案して設定すること。

水害	土砂災害
れがある区域	

ウ. 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

避難勧告等の用語の意味合いについては、次表の「三類型の避難勧告等一覧」のとおりであるが、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、町が収集した情報、関係機関から提供される情報等に基づき避難勧告等発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する。

なお、判断基準（具体的な考え方）の策定にあたっては、次の事項に留意すること。

（ア）判断基準（具体的な考え方）については、できるだけ具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うものとすること。

（イ）住民が避難するためには、避難勧告等を町長から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の整備状況や避難所等の位置等から必要な時間を把握すること。

エ. 避難勧告等の伝達方法

（ア）避難勧告等の伝達内容

伝達内容については、次の項目や状況に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

伝達内容例

・発令日時
・発令者
・対象地域及び対象者
・避難すべき理由
・危険の度合い（河川や堤防等の状況や、発災時期、予想される被災状況等についての説明）
・避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示の別
・避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
・避難所
・避難の経路（あるいは通行できない経路）
・住民のとるべき行動や注意事項
・担当者、連絡先

（イ）避難勧告等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難勧告等の種類ごとに以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせて、伝達先と合わせて

具体的に定めておくこと。

a)町防災行政無線を利用して伝達

b)広報車、消防車両により伝達

c)消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼

d)自主防災会長、町内会長等を通じた地域コミュニティ間での声かけ

e)町ホームページへの掲載

f)電子メールによる伝達

g)テレビ、ラジオ等への放送機関への依頼

(2)避難勧告等についての事前周知

住民に対して避難準備を呼びかけ、災害時要援護者の避難行動を求める避難準備(要援護者避難)情報を制度的に位置付けるとともに、避難勧告等の意味合いについて町ホームページ、広報紙等各種の広報媒体により、十分な周知を図るものとする。

三類型の避難勧告等一覧

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難)情報	要援護者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

※自然現象のため、不測の事態等も想定されることから避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

5. 児童・生徒等の集団避難体制の整備

(1)各学校への連絡網の整備

町教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、

あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

(2)各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

ア. 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法

イ. 避難所の選定

ウ. 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

エ. 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

(3)校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

(4)保護者への引渡しルールの策定

町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを策定しておく。

(5)児童、生徒への連絡網の整備

ア. 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。

イ. 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法に ついてあらかじめ整備しておくものとする。

(6)避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

(7)保育所における避難体制の整備

町は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

6. 広域一時滞在

町は県と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

7. 避難所運営体制の整備

(1)避難所機能・運営基準等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。

ア. 避難所の規模に応じた受入規模

イ. 夜間・休日等における開設手順

ウ. 配置職員規模

エ. 避難者等の協力を含めた運営体制

オ. プライバシーの確保

カ. 災害時要援護者への配慮

キ. いわゆるエコノミークラス症候群対策

ク. 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

ケ. 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応

コ. 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等

サ. 避難所での備蓄整備（水、食料、毛布、電球など）

シ. 備蓄物資及び支援物資の配分計画

(2) 避難所の運営組織の調整及び決定

ア. 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。

イ. 町は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織との役割分担を調整し、定めておくものとする。

(3) 避難所運営訓練の実施

地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

第10節　緊急・救助体制の整備

1. 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、防災関係機関等は、生き埋め等からの緊急・救助体制の整備に努める。

(1)町、町消防団、鳥取県西部広域行政管理組合消防局の緊急・救助体制の整備

ア. 町消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ. 町内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備、資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ. 鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ. 鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備の他、広域災害・救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ. 町及び関係機関は、多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ. 町及び町消防団は、土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事案に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。

(2)住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、各自治会等の自主防災組織は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(3)町消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び防災関係機関は、町消防団、各地区(自治会)等の自主防災組織、住民に対し、緊急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐものとする。

第11節　医療体制の整備

1．目的

災害発生時には、多数の負傷者が発生し、さらにライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱の状況下、住民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、医療救護体制の整備に努め、被災者の救護に万全を期することを目的とする。

2．町、県、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

（1）町

ア．負傷者の搬送体制を整備する。

イ．救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。

ウ．医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

エ．自主防災組織の活用方法を検討する。

（2）県

「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備する。

（3）日本赤十字社鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

また、日赤鳥取県支部は、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

（4）病院（災害拠点病院）

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として県は次のとおり地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院を指定している。「地域災害拠点病院」は、所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等を行い、「基幹災害医療センター」は被災地への医療支援等を行うとともに、「地域災害拠点病院」の後方支援病院として災害時における県下の中心的役割を担う。

本町域における災害拠点病院は、次のとおりである。

区分	指定病院	所在地	電話番号
地域災害拠点病院 （県内3箇所）	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	0859-33-1111
基幹災害拠点病院 （県内1箇所）	鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271

（5）鳥取県西部医師会

ア．鳥取県西部医師会は、救護班の編成体制について整備する。

イ. 医療機関の被害、患者の収容状況について整備する。

(6)鳥取県西部歯科医師会

鳥取県歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

3. 通信体制の確保

町は、医療機関、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、日野総合事務所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について、検討し整備を図る。

4. 医薬品等の確保

町は、県及び日赤鳥取県支部の協力を得て、あらかじめ必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

5. DMAT(災害派遣医療チーム)の要請

町は、鳥取DMAT運営要綱に基づき、DMATの要請方法について習熟に努める。

第12節　交通確保及び輸送体制の整備

1. 交通確保・規制体制の整備

災害時には道路、橋梁等の交通施設に災害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急輸送道路を確保することが必要である。

このため、町は県及び関係機関と協力の上、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

2. 緊急輸送道路の確保

災害発生時における応急対策活動を迅速に行うために、町は、県及び関係機関と協力し、これらの活動に必要な道路をあらかじめ緊急輸送道路として指定するとともに、輸送体制の整備を計画的に推進する。

(1)緊急輸送道路の指定

応急修理のための優先順位、その他、それぞれの場合を想定し、緊急輸送道路を指定する。

(2)緊急輸送道路確保の体制づくり

緊急輸送道路の確保は、最優先の災害対応の行動である。発災後、直ちに緊急輸送道路確保のため以下の体制づくりを事前に準備する。

ア. 住民の協力

発災直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。

イ. 事業所の協力

沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所(土木建設業者)に対して、発災直後直ちに自主的に輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

3. 緊急輸送道路等の整備

(1)交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

(2)代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」(平成 17 年 3 月)における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4. 輸送体制の推進

(1)輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応

急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

(2)輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、町内運送業者等とあらかじめ協議を図り、応援協定を締結しており、平時から連携を図っている。

(3)輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

5. 緊急輸送車両の確保

町は、被災者や物資の輸送のために必要な車両の確保を図るため、事前に関係事業所や運送事業所との協力要請を進める。

(1)出動要請計画の作成

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、町及び事業所所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

(2)物資の集積拠点の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ物資の集積拠点を設定しておく。

(3)賃貸車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ協力事業所からの賃貸車両集結場所を目的別(道路等の応急復旧、救援救護、物資輸送等)に設定しておく。

6. 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は航空機による輸送を行うものとするが、県の消防防災ヘリコプター及び自衛隊の航空機によるものとする。自衛隊への要請手続き等については「第31節　自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

【ヘリコプター発着場適地】

名称	所在地	連絡先	電話	広さm×m
江府町防災基地	江府町大字美用835-17	江府町役場総務課	75-2211	
旧明倫小学校グランド	江府町大字武庫960-1	〃	〃	60×40
サントリー天然水工場	江府町大字御机1177	サントリープロダクツ(株)天然水奥	75-3310	

名称	所在地	連絡先	電話	広さｍ×ｍ
		大山ブナの森工場		
休暇村奥大山 （駐車場、ゲレンデ）	江府町大字御机 709-1	休暇村奥大山	75-2300	
エバーランド奥大山 （テニスコート跡地）	江府町大字御机 837-13	奥大山スキー場管理課	77-2828	

第13節　自主防災組織の整備計画

1. 目的

この計画は、自主防災組織の整備充実を図り、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出、及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

2. 自助・共助による自主防災活動の推進

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であり、特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら応急対応を担っていく必要がある。集落における自助・共助の自主防災活動を推進するため、以下の活動に積極的に取り組むものとする。

(1) 地区の防災マップの整備
(2) 集落における自主防災体制づくり
(3) 集落における防災訓練の実施
(4) 災害時要援護者の台帳整備を含めた避難支援体制づくり
(5) 相互扶助による日常からの助け合い

3. 自主防災組織の整備

(1) 自主防災組織は、地域住民が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識に基づき、自主結成する組織であり、町民は風水害等災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成することに努めるものとする。
町民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の修得・体得に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災体制を確立するものとする。また、町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るものとする。
ア. 自衛消防団等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。
イ. 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
ウ. 訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。
エ. 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、各種団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織等に対する支援

ア. 町及び鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。

イ. 町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備充実を図るものとする。

ウ. 鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、自主防災組織等が活動するにあたり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じての協力を行うものとする。

(4) 日本防災士会鳥取県支部との連携

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

4. 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア. 情報班

イ. 救助班

ウ. 消火班

エ. 避難誘導班

オ.救護班

カ.給食・給水班

(2) 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア.活動範囲については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等(例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等)組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者(消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等)、防災意識の高い者(防災士、防災ボランティア等)、コミュニティ活動を活発にしている者(町内会役員、民生児童委員、PTA役員、ボランティア活動者等)を活動の中心に据えることが望ましい。

イ. 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ. 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防火活動に努めるものとする。

5. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア. 防災に関する知識の修得、向上、住民への防災意識の啓発

イ. 地域における危険箇所の把握及び広報（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ウ. 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報

エ. 災害時要援護者の把握と支援体制

オ. 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認

カ. 避難所・医療救護施設の確認

キ. 簡易型災害図上訓練や防火訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

ク. 応急手当等に関する知識の修得・向上

ケ. 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立

コ. 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

(2) 消防機関の協力

活動にあたっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求めるものとする。

(3) 災害発生時の活動

ア. 要救助者の救出

イ. 出火防止と初期消火

ウ. 地域住民の確認

エ. 情報の収集

オ. 避難誘導

カ. 給食・給水

第14節　防災知識普及計画

1. 目的

この計画は防災関係者及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等、防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

2. 普及の対象

(1)町職員

(2)住民

(3)児童・生徒等

3. 普及の方法

(1)実施責任者

町は、災害予防及び応急対策に万全を期するため、それぞれ必要な防災知識・技術の普及を図るものとする。

(2)防災関係職員に対する教育

町は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。また、職員の知識・技術に応じて段階的に研修するものとする。

また、災害発生時の初動対応についてのマニュアル等を作成し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

(3)学校における防災教育

町は、児童・生徒を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

(4)防災研修会、防災講習会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

(5)住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報紙等を活用して住民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の提供を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

(6)体験型施設の活用

町は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害(地震や台風など)の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア. 県内の体験型施設

(ア)県保有起震車(愛称グラットくん)

a　震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能

b　関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている東海地震等を想定した揺れを再現可能

（イ）近県の体験型施設

a　人と防災未来センター（兵庫県）

b　山崎防災センター（兵庫県）

c　徳島県立防災センター（徳島県）など

(7) 消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

(8) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア. 視覚障がい者点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ. 外国人外国語版パンフレット等

(9) 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

(10) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

4. 住民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例において、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組み及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組みを推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

(1) 日頃の備え

ア. 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(ア)本町を取り巻く自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

(イ)気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

イ. 家族でする防災

(ア)家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。)

(イ)防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。)

(ウ)避難所や安全な避難ルートを確認しておく。

(エ)災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

(オ)災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを、定期的に確認する。)

(カ)家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

(キ)3日分の食料、や飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備しておく。(ラジオも携帯する。)

(ク)備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

ウ. 地域でする防災

(ア)自主防災組織を結成し、及び参加する。

(イ)消防団に参加する。

(ウ)防災訓練や研修会に参加する。

(エ)救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

(オ)町と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

(2)災害が起こりそうなとき

ア 家族でする防災

(ア)県、町、鳥取地方気象台やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

(イ)災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

(ウ)危険な場所に近づかない。

(エ)危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。

(オ)定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)

(カ)避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ. 地域でする防災

(ア)情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に災害時要援護者に配慮す

る。）

（イ）異常があれば、すぐに町又は黒坂警察署等関係機関に通報する。

（3）災害が起こったとき

ア．初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）

イ．家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定。）

ウ．避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

5．防災教育の実施

（1）ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取組むことができる人材を育成するために行うものである。

ア．自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

イ．生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

ウ．自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

（2）基本方向

ア．学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

イ．防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

ウ．家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

（3）推進方策

ア．児童等を対象とした施策

（ア）児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

（イ）県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校に普及させていく。

（ウ）児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

（エ）学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ. 教員を対象とした施策

（ア）教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

（イ）防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

6. 普及を要する事項

（1）町地域防災計画の概要

（2）災害予防措置

ア. 震災予防の知識と心得

イ. 火災予防の知識と心得

ウ. 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備

エ. 農作物の災害予防のための事前措置

オ. 食料等、必要な物資の最低量の備蓄

カ. がけ崩れや土石流、洪水などの災害危険箇所

キ. その他

（3）災害応急措置

ア. 町の防災体制の概要

イ. 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清掃方法等の要領

ウ. 災害の心得

（ア）気象、警報等の種別と対策

（イ）避難に関すること

（ウ）被災世帯の心得

（エ）避難所における生活の留意事項

（4）災害復旧措置

ア. 被災農作物に対する応急措置

イ. その他

5. 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には、台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

第15節　防災訓練計画

1．目的

この計画は各機関が単独又は共同して、平素十分なる防災訓練を実施することにより、災害応急対策の適確、迅速なる遂行を期することを目的とする。

2．基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

（1）実践的、効果的な訓練の推進・評価

ア．準備段階

（ア）シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成

（イ）防災関係機関、住民の役割を確認

（ウ）問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施

（エ）想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施

イ．訓練方法

実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施

ウ．訓練終了後

（ア）問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見徴収等）

（イ）訓練の客観的な分析・評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）

（ウ）課題等の明確化

（エ）訓練の在り方、マニュアル等の見直しにより実効性のある防災体制を維持、整備

（2）広域的な訓練の推進

ア．消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施

イ．相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

（3）広報の充実・住民参加型訓練の工夫・充実

住民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫・充実する。

ア．各種広報手段を活用し、防災訓練の広報の充実

イ．住民に対する防災に関する知識取得、意識啓発の機会となるよう工夫

（4）計画的訓練の推進

次の計画的訓練の実施により、組織的な体制作り並びに防災担当者の災害対応能力の向上を図る。

ア．各種図上訓練等による計画的な訓練の実施

イ．日ごろからの自己研鑽・自己啓発

ウ．防災担当者不在時のバックアップ体制整備（各業務ごとに担当者不在を想定）

3．訓練の種別

防災訓練は、総合防災訓練・水防訓練・消防訓練・避難救助訓練・非常招集訓練・その

他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練、実地訓練等の方法により適宜行うものとする。

4. 訓練計画

訓練の計画樹立にあたっては、国・県・隣接市町村・その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施にあたっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等「防災訓練実施要綱」を策定して実施するものとする。各種計画は次のとおりである。

(1)町内一斉の江府町総合防災訓練の実施(江府町防災の日)

毎年 10 月の第一日曜日に、町内一斉の訓練を実施するものとする。町及び住民、消防団、町社会福祉協議会、江府町日赤奉仕団及び各種団体等との総合防災訓練を実施する。江府町防災の日の設置要綱は、**資料編** P38 による。

(2)総合防災訓練

地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資するものとする。

(ア)自衛隊等の関係機関と協力

(イ)自主防災組織、民間企業、各種団体、地域住民等と相互に適切な役割分担

ア. 地域の実情に応じた訓練

(ア)過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定

(イ)地域の実情に即して訓練を実施

イ. 住民が防災を考える機会の提供

(ア)地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める(計画作成、結果分析、評価)。

(イ)訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫(住民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる。)

ウ. 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進(地域防災力の向上)

(ア)幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める。

(イ)地域の防災拠点(学校等)における訓練実施の推進

(ウ)事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画

エ. 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進

(ア)地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及(過去の災害の教訓を伝承)

(イ)家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知

オ. 各種団体等との連携

訓練への参加を求め、可能な連携に努める。

カ. 集中豪雨時等における情報伝達及び災害時要援護者の避難訓練

(ア)集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備(要援護者避難)情報・避難勧告・

指示の発出及び住民に対する情報伝達

(イ)高齢者等の災害時要援護者への情報伝達、避難支援、救出

キ. 実施要領の策定

実施にあたり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

(2)災害警戒本部、災害対策本部運営訓練

町は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部運営訓練を実施する。

(3)水防訓練

住民の防災知識の高揚と出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、各関係機関、住民の協力を得て年1回実施するものとする。

(4)消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防団の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自主防災組織等に対しても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町消防機関も協力するものとする。なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区別する。

ア. 消防機関が行うもの

(ア)ポンプ操法

(イ)放水訓練

(ウ)礼式規律訓練

(エ)消防戦術

(オ)警備、救助活動

イ. その他の消防団体が行うもの

(ア)通報訓練

(イ)消火訓練

(ウ)避難訓練

(5)避難救助訓練

災害時における避難、災害時要援護者に対する避難支援、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の防災訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で避難救助訓練を実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所・商店等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあたっては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

(6)情報伝達訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を

行うものとする。訓練を実施する時期は、町及びその他防災関係機関が調整を図って行うものとする。

(7)非常通信訓練

町、県及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

(8)非常招集訓練

災害対策活動の従事者が有事に際し短時間に参集し、災害対策に対処できる体制を整えることを目的として行う。なお、訓練計画策定にあたっては次の点に留意するものとする。

ア. 平素における非常招集措置の整備

(ア)招集対象者の住所・居所及び連絡方法等

(イ)招集の区分

(ウ)招集命令伝達・示達要領

(エ)非常招集の命令簿・非常招集記録簿

(オ)非常招集の業務分担・配置要領

(カ)待機命令の基準

(キ)その他非常招集のために必要とする事務処理

イ. 非常招集命令の伝達、示達

災害の緊急性から、最も早く到達する方法を講ずるべきものであり、固定電話・防災行政無線、略電報及び口頭による伝達も迅速、正確を期すること。

ウ. 集合の方法

第一義的には迅速に行うべきものであるが、訓練においては通常の通路が崩壊等により、交通不能などの被害を想定して実施すること。

エ. 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

(ア)伝達方法、内容の確認

(イ)発受時間及び集合所要時間の確認

(ウ)集合人員の確認

(エ)その他必要事項の確認

(9)救急医療訓練

救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

(10)簡易型災害図上訓練(DIG)

町は、地域(自主防災組織、消防団、町内会、自治会等)、職域(学校、病院、事業所等)に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(11)避難所運営訓練

町は、災害時の避難所(二次避難所)の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

(12)訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

(13)訓練実施

ア. 総合防災訓練　年1回

イ. 水防訓練　年１回

ウ. 消防訓練　年２回

エ. 避難救助訓練　年１回

オ. 非常招集訓練　年１回

カ. その他防災に関する訓練　必要の都度

第16節　災害ボランティア活動の環境整備

1. 目的

災害による被害の拡大を防止するため、町、県、及び防災関係機関の迅速かつ適確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町及び防災関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われ、迅速な復旧活動が実施されるために、ボランティアの受付方法や活動時の対策本部との連携方法等を平常時より十分協議しておくものとする。

2. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

3. ボランティア受入体制の整備

(1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。

(2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。

(3) 町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。

(4) 町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備

ア. 町内のボランティアコーディネーターの養成及び組織化

イ. 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成

ウ. 町ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修

エ. 災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録

オ. 「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備

カ. 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

4. 医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当ては、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

(1) ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

(2)活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア. 救命措置

イ. 応急手当

ウ. 巡回診療

エ. 健康相談等の実施

(3)活動体制の整備

町は、鳥取県西部医師会、日野総合事務所福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

5. 生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

(1)ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

ア. ボランティア活動団体、青年団体、女性会、土木建築関係団体、商工団体(商工会等)、農林水産団体(鳥取県西部農業協同組合町内各支所等)等

イ. 民生児童委員、自治会、町内会等

ウ. 防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

(2)活動内容

ア. 避難所設置以前

避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ. 避難所設置以後

(ア)避難所においては、水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所の世話等の支援を行う。

(イ)在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

(3)活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

6. 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1)専門ボランティアの育成・事前登録

町は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時におけるボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めるとともに、各種団体及び個人の事前登録を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

町は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時の意思疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報(活動内容、規模、連絡先等)を把握するよう努める。

7. 一般ボランティアとの連携体制の整備

町は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、ボランティアを希望する組織の名称、連絡先、希望活動内容等の事前登録等の体制の整備に努める。

8. 災害ボランティアの育成

(1) 知識・技術の習得

災害ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の習得が必要である。このため、町及び防災関係機関は、災害ボランティアに対し積極的に講習、訓練を行う。

(2) 普及啓発活動

町は、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

9. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

町は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の需要の把握、受付、登録、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成・登録に努める。

10. 災害ボランティアの周知

町、県、日本赤十字社鳥取県支部米子市所等関係機関、社会福祉協議会等は連携し、災害ボランティアが円滑に受入れられるよう、平時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての周知に努める。

第17節　災害時要援護者安全確保体制の整備

1．目的

この計画は、高齢者や障がい者等自力避難が困難な、避難行動に時間を要する災害時要援護者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

2．災害時要援護者の実態把握と安全確保体制の整備

(1)災害時要援護者に対する支援体制の整備

ア．災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

イ．災害時要援護者の状況把握

(ア)町は、江府町独自の方式として、集落を構成する災害時要援護者を含めた町民の集落マップと集落世帯人台帳を作成している。集落世帯人台帳は、集落内の町民の状況をきめ細かく把握できており、また、3 年おきに見直しを進め、災害時においては公開可能とし有事の情報共有を図っている。

以下の状況把握方式例は、国のガイドラインで示された方式を参考として掲載している。

災害時要援護者の状況把握方式例

区分	取組み例	課題等
同意方式	防災担当課又は福祉担当課、消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式。	・必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 ・効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者特定の検討が必要であり、昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取組むべきである。 ・福祉関係課等が福祉施策の一環と位置づけ、保有情報をもとに要援護者と接することも有効である。
手あげ方式	制度の創設を周知して、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式。	・必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 ・登録を必要としない者への対策が必要 ・共有情報による要援護者の特定をせずに取組むと要援護者となり得る者の全体像が把握できない。
関係機関共有方式	個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係課と	・福祉関係課が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例の例外規定によっては情報共有できる者が限

	防災関係課とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定し、避難支援プランを整備する方式	定される。 ・特定した要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するためには、最終的には本人からの確認・同意が必要である。

（イ）災害時要援護者の状況把握に当たっては、情報を防災・福祉部局等で共有した基本情報を元に、本人の同意を得て避難支援に必要な情報を収集することを基本とする。

（ウ）併せて、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない場合の対策として、必要に応じて、関係機関共有方式により情報を共有するものとする。この際、各市町村の個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。

（2）避難支援プランの策定

町は、県の策定した「災害時要援護者避難対策推進指針」を参考に具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

ア．避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
要援護者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
災害時要援護者への主な情報伝達体制・手段	要援護者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
災害時要援護者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	要援護者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

イ．避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
災害時要援護者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等

必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(3)避難支援プラン策定にあたっての留意事項

ア. 町は、災害時要援護者支援班を設置し、防災関係課、福祉関係課等が横断的に連携した避難支援業務に取り込む。

イ. 町は、消防団、自主防災組織等、また、平時から災害時要援護者と接している町社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ. 町は、災害時要援護者の個々の状態を踏まえ、障がいの程度による情報機器の選定等、的確に情報が伝達できる具体的手法を定める。

エ. 町は、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要援護者情報を防災関係課、福祉関係課等と共有するとともに、さらに避難支援者と平時から共有しておくことが重要である。

オ. 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取組むものとする。

カ. 町は、避難勧告、避難指示のほか、避難準備(要援護者避難)情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に災害時要援護者及び支援者が避難行動を開始するよう平時から周知を図る。

キ. 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、町は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取組む。

(4)支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

(5)災害時要援護者利用施設における体制整備

ア. 町は、平時から、社会福祉施設などの主として災害時要援護者が利用する施設(以下「災害時要援護者利用施設」という。)での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

(ア)災害時の応援協定の締結

(イ)福祉避難所としての指定

(ウ)災害時の連絡経路及び支援体制の確立

(エ)施設利用方法等を確認

(オ)あらかじめ施設利用対象者を把握(把握後は避難方法を定める)

イ. 町は県及び施設管理者と連携して、災害時要援護者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

ウ. 施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

第18節　食料・物資調達供給計画

1. 目的

災害発生時に備え、食料、生活物資等の備蓄を進める。

なお、必要となる物資については、震災対策編第1章第4節「災害履歴と被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

2. 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに町・県がそれぞれ備蓄を行う。

(1)連携備蓄

町と県で連携して実施

(2)流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るほか、町においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

(3)町の備蓄

町は、県との連携備蓄のほかに、町職員の個人備蓄を推進するとともに、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

(4)県の備蓄

県は、広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

ア. 医療品等

イ. 災害救助基金による備蓄物資(毛布)

ウ. 水防活動用備蓄物資

エ. 流出油処理用備蓄物資

3. 町と県との連携備蓄

(1)連携備蓄の概要

ア.「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき実施。

イ. 町と県との役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。

ウ. 町と県との分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。

エ. 各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

(2)町の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を備蓄する。

(3)県の備蓄

大型の資機材(仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等)を重点的に備蓄を行う。

(4)災害時の応援

ア. 災害時には、町と県相互に連携して物資を補完する。

イ. 被災市町村に対する応援は、県と町が連携して行う。

ウ. 町から被災市町村への物資輸送体制については、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

(5)連携備蓄の状態保持

ア. 定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

イ. 消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。

ウ. 各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

4. 町の調達体制の整備(食料、生活関連物資、トイレ対策)

(1)食料

応急給食を支援するため、町内食料品販売業者と食料調達に関する協定の締結に努める。

(2)生活関連物資

町内生活必需品販売業者と物資調達に関する協定を締結している。

(3)トイレ対策

ア. 防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。

イ. 町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

(4)留意事項

ア. 町は、物資の種類ごとに、町内販売業者等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。

イ. 物資の調達体制の整備に当たっては、物資の引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて検討する。

5. 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

町は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等を備蓄するものとする。

(1)職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分(6食)を目標として、自ら食料及び水等を職場に備蓄しておくものとする。

また職員は、家庭において、家族の3日分の食料及び水等の備蓄に努めるものとする。

(2)公的備蓄

町は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する全職員の3分の1の1日分(2食)の食料及び水等を整備するものとする。

ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定（参考）

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の3分の1ずつ
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

6. 備蓄の推進に係る普及啓発

町は県と連携し、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、住民及び企業に対し、町ホームページ、広報紙等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第19節　保健衛生対策計画

1. トイレ確保体制の整備

(1)町の調達体制の整備

ア. 防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。

イ. 町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

(2)トイレ対策の留意点

次の点に留意してトイレ対策を講ずるものとする。

ア. 公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について、担当課とあらかじめ協議すること。

イ. くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制について日野町江府町日南町衛生施設組合と調整をしておく。

ウ. トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

エ. 住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめ簡易トイレ・携帯トイレの備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する。

2. 障害物の除去体制の整備

(1)町の体制

ア　町は日野町江府町日南町衛生施設組合と連携して、町域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。

イ　町は日野町江府町日南町衛生施設組合と連携し、生活ごみの処理方法及び予定場所をあらかじめ定めておくものとする。

ウ　町は日野総合事務所福祉保健局と連携し、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

エ　町は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、日野町江府町日南町衛生施設組合と連携し、処理能力(人的及び施設)を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。

オ　また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

(2)日野町江府町日南町衛生施設組合の清掃関係の施設は、**資料編 138 頁**のとおりである。

第20節　農業災害対策計画

1. 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

2. 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議し、又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産等技術対策の樹立と普及徹底に努める。

3. 農作物の災害防災対策

(1)災害防止の技術指導

農作物の防災技術については、その都度県農業気象協議会及び県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

4. 病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

(1)実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県(病害虫防除所)に報告するものとする。

(2)防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期(3日間程度)防除を実施するものとする。

5. 防除器具の確保

(1)町及び鳥取西部農業協同組合町内各支所等は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2)農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせんを依頼する。

第21節　被災者支援計画

1. 目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

2. 被災者支援体制の整備

(1)私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア. 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ. 地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

(ア)地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

(イ)地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

(2)被災児童等の援護体制の整備

町は日野総合事務所・西部教育事務所と連携して、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第3章　災害応急対策計画

第1節　通則

この計画は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

第2節　組織計画

1. 目的

この計画は災害に際し、災害予防及び災害応急対策を総合的に実施することを目的とする。

2. 江府町防災会議

江府町の地域における防災計画を総合的に運営するための組織として、江府町防災会議が置かれている。その組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1)組織

ア. 会長(江府町長)

イ. 委員

(ア)指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者　1 人

(イ)鳥取県の知事の部内の職員の内から町長が任命する者　3 人以内

(ウ)黒坂警察署長

(エ)町長が部内の職員の内から指名する者　5 人以内

(オ)教育長

(カ)消防団長

(キ)鳥取県西部広域行政管理組合江府消防署長

(ク)指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員の内から町長が任命する者　2 人

(2)所掌事務

ア. 江府町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること

イ. 江府町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ. 江府町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策及び災害復旧に関し、町ならびに関係指定地方行政機関、県、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ. 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進すること。

オ. そのほか、法律又はこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

(3)江府町防災会議委員等の状況

江府町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は**資料編 40 頁**のとおりであ

る。

(4)江府町防災会議の運営

江府町防災会議条例(昭和 38 年江府町条例第 27 号)の定めるところによる。

3. 江府町災害対策本部

(1)江府町災害対策本部の設置

江府町の地域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は、江府町災害対策本部条例に基づき、速やかに江府町災害対策本部(以下「本部」という。)を江府町役場本庁舎に設置するものとする。

なお、役場本庁舎が使用不能の場合は、本部長が定める場所に設置するものとする。

また、町長不在の時は副町長、副町長不在の時は本部会議において設置の決定をし、災害対策を行うものとする。この権限の委譲はすべての災害対策の指示について準用する。

(2)本部設置基準

本部の設置の基準は次のとおりとする。

ア. 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき

イ. 災害が広範な地域にわたり、又は拡大する恐れのあるとき

ウ. その他非常災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、その必要を認めるとき。

(3)廃止の基準

本部は概ね次の基準により町長が廃止する。

ア. 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めるとき。

イ. 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(4)本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話・防災行政無線・その他適確、迅速な方法で周知するものとする。

公表先	方法	担当
県知事	電話・防災無線・口頭・電子メール	総務課
黒坂警察署	電話・電子メール	
防災会議構成機関	電話・防災行政無線・口頭・電子メール	
隣接の市町村長	電話・防災無線・電子メール	
町の関係機関	口頭・電話・電子メール	
報道機関	口頭・文書・電話・電子メール	

公表先	方法	担当
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	口頭・電話	
住民	電話・防災行政無線・口頭・メール配信システム（あんしんトリピーメール）・緊急速報（エリア） メール	

（5）本部の組織

本部に本部長（町長）、副本部長（副町長）を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。なお、本部に事務局を置く。

ア. 本部の組織図

江府町災害対策本部

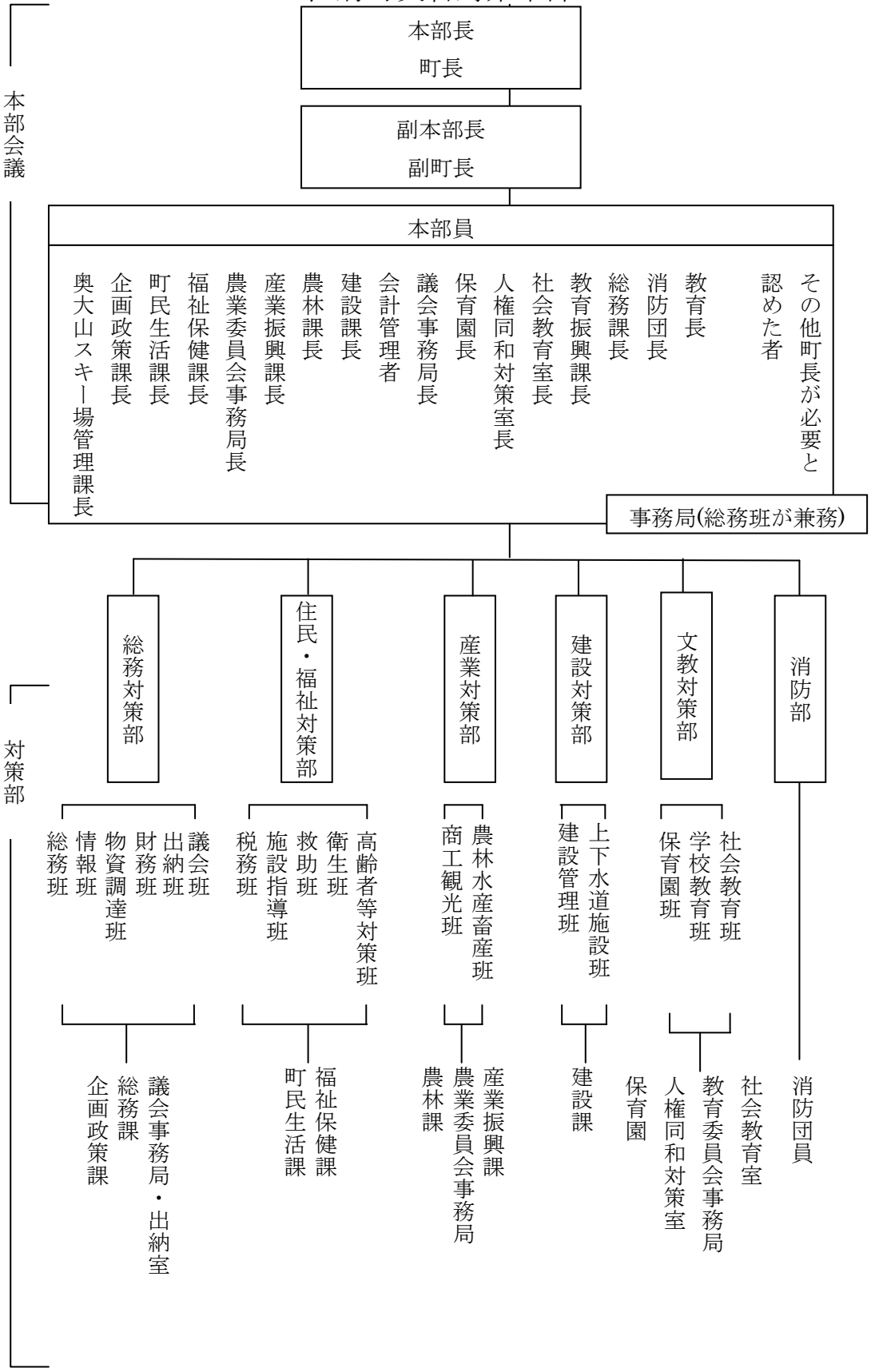
本部長
町長
副本部長
副町長
本部員
その他町長が必要と認めた者
教育長
消防団長
総務課長
教育振興課長
社会教育室長
人権同和対策室長
保育園長
議会事務局長
会計管理者
建設課長
農林課長
産業振興課長
農業委員会事務局長
福祉保健課長
町民生活課長
企画政策課長
奥大山スキー場管理課長
本部会議
事務局(総務班が兼務)
総務対策部
住民・福祉対策部
産業対策部
建設対策部
文教対策部
消防部
対策部
議会班
出納班
財務班
物資調達班
情報班
総務班
高齢者等対策班
衛生班
救助班
施設指導班
税務班
農林水産畜産班
商工観光班
上下水道施設班
建設管理班
社会教育班
学校教育班
保育園班
議会事務局・出納室
総務課
企画政策課
福祉保健課
町民生活課
産業振興課
農業委員会事務局
農林課
建設課
社会教育室
教育委員会事務局
人権同和対策室
保育園
消防団員

(6)本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、総合的かつ関係組織の一元的体制を確立するとともに、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

ア. 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

イ. 災害に係る各種情報収集

ウ. 緊急輸送路確保のための連絡調整

エ. 関係機関への応援要請(要請手続等については、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による)

オ. 県(現地対策本部)との連絡調整

カ. 生活物資等の調達、輸送に係る調整

キ. 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

ク. 住民の安心安全情報の提供

(7)本部の設置

ア. 本部は江府町役場におく。ただし、特別の事情があるときは、本部長が定めるところにおくことができる。

イ. 本部には、本部の所在を明確にするため「江府町災害対策本部」の標識をかかげる。

(8)災害対策本部の所掌事務

ア. 災害対策本部の所掌事務は、下記の表のとおりとする。

イ. 災害対策本部が設置されていないときであっても、各課(室)は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

ウ. なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

江府町災害対策本部等所掌事務

■総務対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 総務課長	総務班	総務課	1.災害対策本部の事務局に関すること。 2.災害対策の総合企画及び連絡調整に関すること。 3.本部会議（本部員）に関すること。 4.国・県等の災害地視察に関すること。 5.各対策部との連絡調整に関すること。 6.県その他防災関係機関に関する連絡に関すること。 7.消防機関との連絡に関すること。 8.自衛隊、警察、県、隣接市町村等に対する応援出動（派遣）の要請に関すること。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
			9.災害対策資機材の保管、調達に関すること。 10.部員の配備・動員に関すること。 11.災害救助法による救助計画及び実施に関すること。 12.激甚災害の指定に関すること。 13.捜索、救助に関すること。 13.危険物の取扱に関すること。 14.災害対策のための労務者の確保に関すること。 15.他部の所管に属しないこと。 16.その他被災地における民生安定に関すること。 17.住民避難及び安否確認に関すること。
	情報班	総務課	1.配車計画及び車両の確保に関すること。 2. 情報の収集、情報連絡に関すること。 3.各対策部からの災害情報の収集、被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 4.内部における被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 5.防災行政無線及び防災放送に関すること。 6.防災行政無線の被害調査復旧に関すること。 7.総合行政システム等の機能確保に関すること。 8.災害情報、被害情報、災害対策活動の広報及び町内放送に関すること。 9.報道機関への対応に関すること。 10.災害写真等記録の整備に関すること。 11.被災者相談窓口の総合調整に関すること。
	財務班	総務課 企画政策課	1.町の公有財産の被害調査の総括に関すること。 2.災害対策に必要な財政措置に関すること。 3.物品に係る物品の購入契約に関すること。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
	物資調達班	総務課 企画政策課	1.生活関連物資の調達に関すること。 2.生活関連物資の配給に関すること。 3.災害用食料の確保及び配分に関すること。
	出納班	出納室	1.災害に係る町費の出納に関すること。
	議会班	議会事務局	1. 議会、議員との調整に関すること。

■福祉対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
福祉対策部 部長 　福祉保健課長 副部長 　町民生活課長	施設指導班	町民生活課 福祉保健課	1.被災者に対する生活の保護に関すること。 2.義援金品の集配に関すること。 3.社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること。 4.児童福祉施設の避難指導及び救助に関すること。 5.死体の処理および埋・火葬に関すること 6.町営住宅、建築物の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。
	救助班	町民生活課 福祉保健課	1.一般罹災者の被害状況のとりまとめに関すること。 2.ボランティアセンターとの連携・協力に関すること。 3.避難所の開設、その維持管理及び避難者の誘導並びに炊き出し等による避難者の援護に関すること。
	衛生班	町民生活課 福祉保健課	1.保健衛生施設及び医療機関の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2.災害時の医療、助産等に関すること。 3.防疫に関すること。 4.感染症の調査、報告及び必要な対策に関すること。 5.その他応急衛生対策に関すること。 6.ゴミ処理対策に関すること。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
	高齢者等対策班	町民生活課 福祉保健課	1.一人暮らし高齢者、障がい者の安否確認等に関すること。 2.生活支援、その他応急対策に関すること。 3.社会福祉協議会及び関係機関との連絡調整に関すること。

■産業・生活対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 農林課長 副部長 産業振興課長	農林水産畜産班	農林課 農業委員会	1.農地、農作物及び農道、農業施設の被害調査報告並びに必要な対策に関すること。 2.部内の連絡調整に関すること。 3.林地、林作物及び林道、林業施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。 4.農産物及び家畜防疫に関すること。 5.家畜及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 6.家畜飼料の調達、斡旋に関すること。 7.死亡獣畜処理に関すること。 8.内水面、漁業対策に関すること。
	商工観光班	産業振興課 奥大山スキー場管理課	1.商工業の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2.災害時における観光客の避難、救助等安全対策に関すること。 3.観光施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 4.インターネット、ホームページ等による災害情報の収集・連絡に関すること。

■建設対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
建設対策部 部長 建設課長	建設管理班	建設課	1.公共土木施設及び町道、河川、砂防施設の被害調査報告及び応急対策に関すること。 2.応急仮設住宅等の建設に関すること（施設整備のみ）。 3.災害対策資機材の調達、斡旋に関すること。 4.災害時における工作の指導及び応急対策技術指導に関すること。 5.道路の交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 6.交通施設災害の対策に関すること。 7.障害物の除去・清掃に関すること。
	上下水道施設班	建設課	1.下水道・集落排水・合併浄化槽施設の災害調査及び災害情報の収集に関すること。 2.下水道施設の災害対策及び復旧に関すること。 3.仮設トイレの設置に関すること（施設整備のみ）。
		建設課	1.水道施設の災害調査及び災害情報の収集に関すること。 2.水道施設、水源施設の災害対策に関すること。 3.応急措置に必要な資器材の調達に関すること。 4.飲料水の確保及び給水に関すること。

■文教対策部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
部長 教育振興課長	学校教育班	教育振興課	1.教育施設被害調査･報告及び必要な対策に関すること。 2.生徒・児童、教職員の避難に関すること。 3.応急教育に関すること。 4.給食に関すること。 5.他の応急文教対策及び他班に属さないこと。

部（部長）	班	班の編成	事務分担
	社会教育班	教育振興課 社会教育室	1.社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2.文化財の保護に関すること。
	保育園班	保育園	1.保育園児等の避難誘導に関すること。 2.災害時の保育に関すること。

■消防部

部（部長）	班	班の編成	事務分担
消防部 部長 消防団長 副部長 副団長	消防班	消防団員	1.非常警備及び消防活動に関すること。 2.救助、救出等救急業務及び人命救助に関すること。 3.水防活動に関すること。 4.その他本部長の指示する災害応急対策に関すること。

(9) 本部会議

ア. 本部会議の構成

本部会議は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ. 本部会議の開催

(ア) 本部長（町長）は、本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（総務課長）へ申し出るものとする。

ウ. 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること

(イ) 災害情報及び被害状況の分析ならびに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。

(ウ) 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項について。

エ. 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ. 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当する。

カ. 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する

ことにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

4. 江府町現地災害対策本部

本部長は、災害対策基本法第 23 条第5項の規定に基づき、災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

（1）組織

現地災害対策本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもってあてる。

（2）設置場所

現地災害対策本部の設置場所は災害の規模その他の状況により本部長が定めるものとする。

（3）任務

現地災害対策本部は、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、災害対策本部の本部会議において決定するものとする。

現地災害対策本部長は、災害が大規模で現地災害対策本部が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の状況を直接収集・分析し、災害対策本部へ報告するものとする。

第3節　配備及び動員計画

1. 目的

災害を防御し、又はその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速、かつ適確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

(1)配備体制の基準

風水害等災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき体制は次の基準によるものとする。

種別	配備基準	配備内容
準備体制	1. 注意報が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)大雪注意報 (4)強風注意報 (5)竜巻注意報	1. 総務課は、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 総務課は、第一配備に対する準備を行うものとする。 **【動員職員（メール配信による動員）】** 総務課職員 **【参集場所】**町役場本庁舎
第一配備(警戒本部)	1. 気象警報が発表されたとき。 2. その他異常な自然現象又は人為的原因により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で町長が必要と認めたとき。	1. 関係各課(室)においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 関係各課においては、第二配備に対する準備を行うものとする。 **【動員職員（メール配信による動員）】** ① 各課長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、室長、参事 ② 総務課職員 **【参集場所】**町役場本庁舎

種別	配備基準	配備内容
第二配備（災害対策本部）	1. 気象警報が発表され、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、町長が必要と認めたとき。 2. その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で主管課長と関係課長との協議により必要と認めたとき。 3. その他町長が必要と認めたとき。	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議（管理職会議）を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。（勤務時間外においては防災連絡責任者は出動待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制を図るものとする。） 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視に当たるものとする。 3. 関係各対策本部においては、第三配備の準備を行うものとする。（勤務時間外の場合は、本部に出動待機するものとする。） **【動員職員（メール配信による動員）】** ① 各課長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、園長、室長、参事 ② 総務課職員、建設課職員、農林課職員 ③ 必要に応じて職員参集 **【参集場所】**町役場本庁舎
第三配備（災害対策本部）	町全域にわたって、風水害その他の異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、町長が必要と認めたとき。	町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施本部は、すべての防災活動に従事するものとする。。（勤務時間外の場合は、本部に出動するものとする。） **【動員職員（メール配信による動員）】** 全職員 **【参集場所】**町役場本庁舎

（備考）1. 上記の基準は災害対策本部の設置の有無にかかわらず町長が必要と認めたとき適用する。
2. 水防本部の配備体制は、江府町水防計画の定めるところによる。

3. 動員計画

災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、次表の動員計画により動員を行うものとする。

(1)職員の動員計画

課	第一配備人数	第二配備人数	第三配備人数	防災連絡責任者		連絡方法
				正	副	
総務課	3	6	全職員	総務課長	課長補佐以上	電話・口頭・防災行政無線・職員参集メール
企画政策課	1	2		企画政策課長		
町民生活課	1	3		町民生活課長		
福祉保健課	2	3		福祉保健課長		
産業振興課	1	2		産業振興課長		
建設課	1	6		建設課長		
農林課	1	6		農林課長		
農業委員会事務局	1	1		農業委員会事務局長		
出納室	1	1		出納室長		
議会事務局	1	1		議会事務局長		
教育振興課	1	2		教育振興課長		
社会教育室	1	2		社会教育室長		
人権同和対策室	1	1		人権同和対策室長		
保育園	1	2		保育園長		
江尾診療所	―	1		江尾診療所長		

ア. 動員配備確立後の報告

本部長等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告するものとする。

イ. 動員数の増減

各対策部長は必要と認める範囲内において動員数を適宜増員することができる。

ウ. 各対策部長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておくものとする。

エ. 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア)各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は上表のとおりである。

(イ)防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

(ウ)防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務課長まで届け出るものとする。

(2)消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、本部長(町長)は消防団長に命令するこ

とができる。なお、出勤の基準、招集方法等は、災害予防計画「第6節　消防計画」による。

(3)動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員は、次の系統により伝達するものとするが、各対策部長及び各班長は平素から関係者に対する連絡方法等考慮しておくものとする。

なお、勤務時間外の動員指示については、電話(職員参集メール)によるものを第 1 とし、その他については職員緊急連絡網等、迅速・的確な方法により行う。

(4)参集方法

参集については、江府町職員参集メールで、参集を行う(地震時には、職員の安否確認を含む)。また、職員の安否確認を行う。

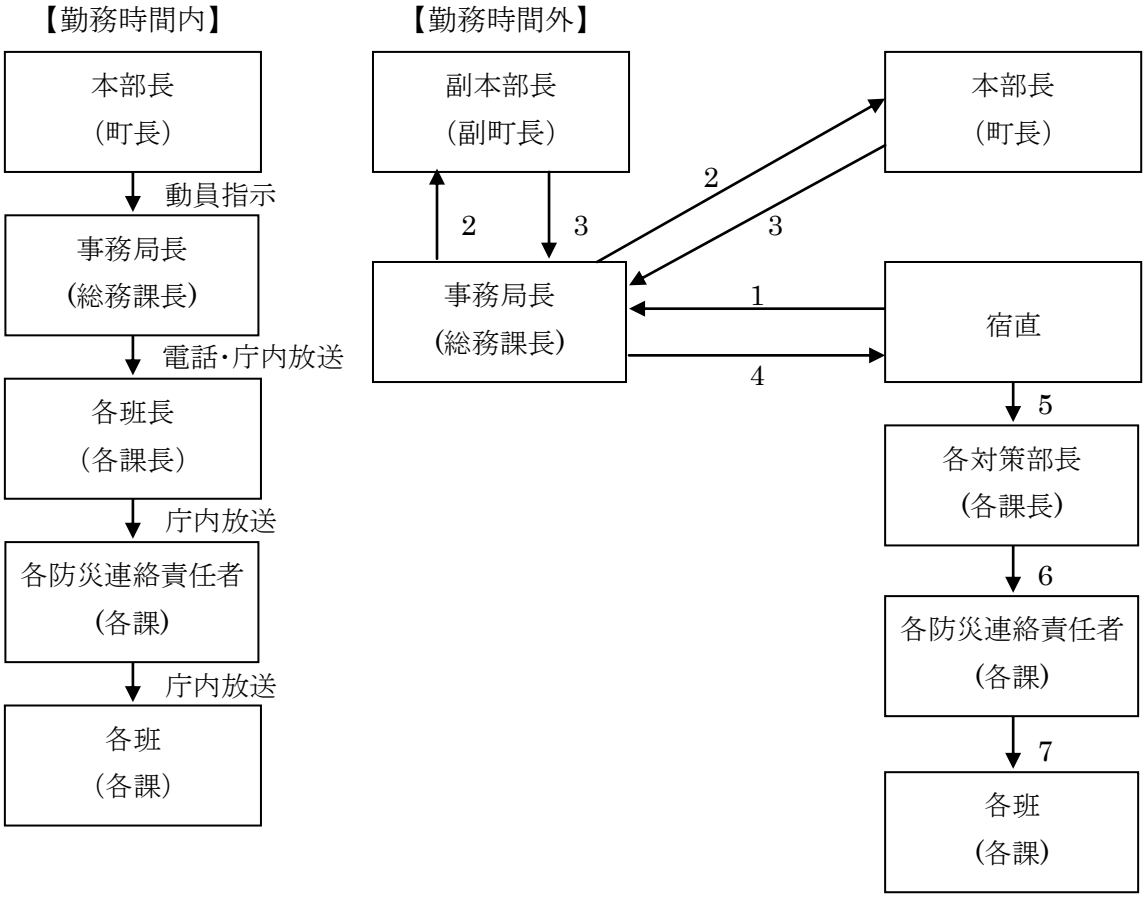

(5)職員の待機及び自主登庁基準

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたず、積極的に登庁するように心がけるものとする。通信が途絶え情報伝達ができない場合は、テレビ・ラジオ等で直ちに状況を把握し(1)職員の動員計画に応じ自主登庁を行い定められた業務を行うものとする。

(6)標識

ア. 腕章

災害時において防災活動に従事する町職員は、規則等において別段の定めが

ある場合のほかは、**資料編 53 頁**に示す腕章を帯用するものとする。

イ. 標旗

災害において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、**資料編 53 頁**に示す標旗をつけるものとする。

(7) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4 職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、日野総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

(1) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣(応援)を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 派遣(応援)が決定・実行された場合、本部長(町長)、派遣(応援)職員の受入体制を整備する。

(3) 職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

5. 県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第4節　通信情報計画

1. 目的

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報及び災害関係情報を迅速、適確に収集、伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

2. 気象通報等伝達計画

(1)気象情報等の種類

ア. 鳥取地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準

（平成 22 年 5 月 27 日現在）発表官署　鳥取地方気象台

江府町	府県予報区		鳥取県	
	一次細分区域		中西部	
	市町村等をまとめた地域		日野地区	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	１時間雨量 60mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	109
	洪水	雨量基準	１時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準	日野川流域=33	
		複合基準	３時間雨量 60mm かつ流域雨量指数　日野川流域=22	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 80cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	１時間雨量 40mm	
		土壌雨量指数基準	92	
	洪水	雨量基準	１時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	日野川流域=20	
		複合基準	－	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度　40%、実効湿度 65%		
	なだれ	①積雪の深さ 30cm 以上あり降雪の深さ 40cm 以上 ②山沿いの積雪の深さ 60cm 以上あり次のいずれか １最高気温 8℃以上（鳥取気象台の値） ２かなりの降雨		
	低温	最低気温－4℃以下　ただし山間部　最低気温－6℃以下		
	霜	10 月 31 日までの早霜　４月１日以降の晩霜　最低気温 3℃以下		
	着氷			
	着雪	24 時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：－1℃～－2℃		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	90mm	

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

(3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、( )内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。

(3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html）を参照。

(4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

(5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(参考)土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

(参考)流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。)

イ. 気象等情報

気象情報は、注意報・警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

(ア)アラーム的機能

注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能(例:台風シナリオ等)。

(イ)補完的機能

注意報・警報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能(例:台風情報、大雨情報等)。

ウ. 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような１時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

（ア）発表官署：鳥取地方気象台

（イ）発表基準：１時間雨量 90mm 以上

エ. 指定河川洪水予報

「鳥取県水防体制」に定めるところによるものとする。

オ. 土砂災害警戒情報

(ア)鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、町は、住民への情報の伝達について特に留意する。

(イ)また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で町や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
	作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況雨量が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第２タンク貯留量が降下状況にあるとき。

カ．土砂災害緊急情報

（ア）緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいて、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合（土石流及び河道閉塞による湛水等の高度な技術を要する土砂災害）は国が、その他の場合は、県が緊急調査を行う。

（イ）土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、町の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、町長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

キ．竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約１時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

(2)注意報･警報の発表･解除及び気象情報の発表

ア. 注意報･警報の発表･解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県(県土整備部)と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ. 気象等予警報の発表及び解除の通報については次の点に注意する。

(ア)2種類以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうち一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

（イ）1種又は2種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうち全部もしくは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに新たな注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとあわせて2種以上の注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

(3)注意報・警報及び気象情報の地域細分

ア. 注意報・警報及び気象情報は、全県を対象として発表するが、防災上必要と認めた場合には、一次細分区域または二次細分区域に対して発表する。

府県予報区　　:鳥取県
一次細分区域 :東部、中・西部
二次細分区域 :鳥取地区（鳥取市、岩美郡及び気高郡）
八頭地区（八頭郡）
倉吉地区（倉吉市及び東伯郡）
米子地区（米子市、境港市及び西伯郡）
日野地区（日野郡）

イ. 地域名はタイトルの冒頭に付して表示する。

(4)関係機関への伝達

町長は関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって町内の防災関係機関・町民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(5)町における気象警報等の取扱い

ア. 気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、(6)の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員に伝達する。また、職員参集メールにおいて気象警報を配信する。それにより、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずるものとする。

イ. 勤務時間外における通報は、当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ. 当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(6)気象警報等の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行うものとする。

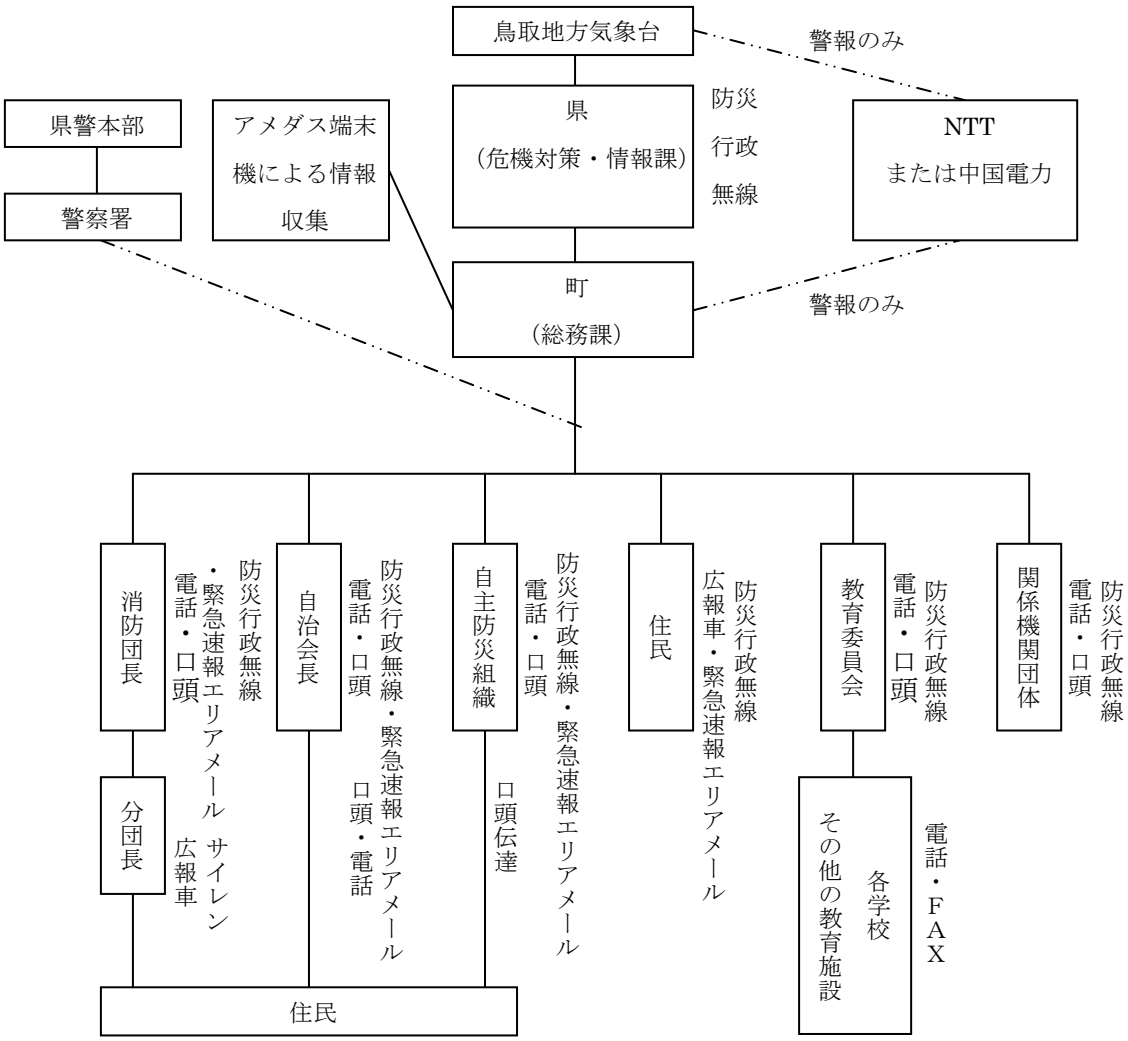

（注）注意報についての一般住民への周知方法は、ラジオ・テレビ等により察知し得る状態が多いので、特に必要な場合は防災行政無線を利用する。

（7）警報伝達先

前記の系統により、町に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
庁内各課	庁内電話・庁内放送・電子メール	各学校、保育園、各福祉施設等に対して電話（主管課）
教育委員会	庁内電話・庁内放送・電子メール	各学校に対して電話
関係機関・団体	電話・電子メール	
各自治会	電話・防災行政無線	防災行政無線屋外無線連絡装置・電話・必要に応じ口頭

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
消防団長	電話・防災行政無線・口頭	各分団長・団員へは口頭・サイレン・標識等

なお、防災関係機関は**資料編1頁**のとおりである。

(8) 土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

ア. 県(日野総合事務所)は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。

イ. 町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

ウ. 町又は日野総合事務所に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

エ. 町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

(9) 異常現象発見時の措置

ア. 異常現象の種別

種別	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降氷	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

イ. 発見者の通報手続

(ア) 異常現象を発見した者は、すみやかに町長又は警察官、消防機関へ通報しなければならない。

(イ) 通報を受けた警察官等は、すみやかに町長・黒坂警察署長に通報するものとする。

(ウ) (ア)又は(イ)により通報を受けた町長は、ただちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等必要な措置をとるものとする。

a) 鳥取地方気象台

b) 日野総合事務所　県土整備局

c) その他必要と認める関係機関

d) 当該災害に関係ある隣接市町村

3. 雨量・水位等の収集計画

雨量・水位等の情報については、県・国及びその出先機関・気象台の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地域においては、必要に応じ簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集源の養成に努めるものとする。

なお、町内で各機関が設置している雨量・水位等の観測施設は、**資料編 13 頁**のとおりで

ある。

4. 被害状況等の調査及び収集・報告計画

(1)被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査ならびに収集にあたっては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、総務対策部(事務局長)を通じ消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次のとおりで、そのとりまとめは総務対策部(事務局)情報班が行う。なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等による報告制度による。

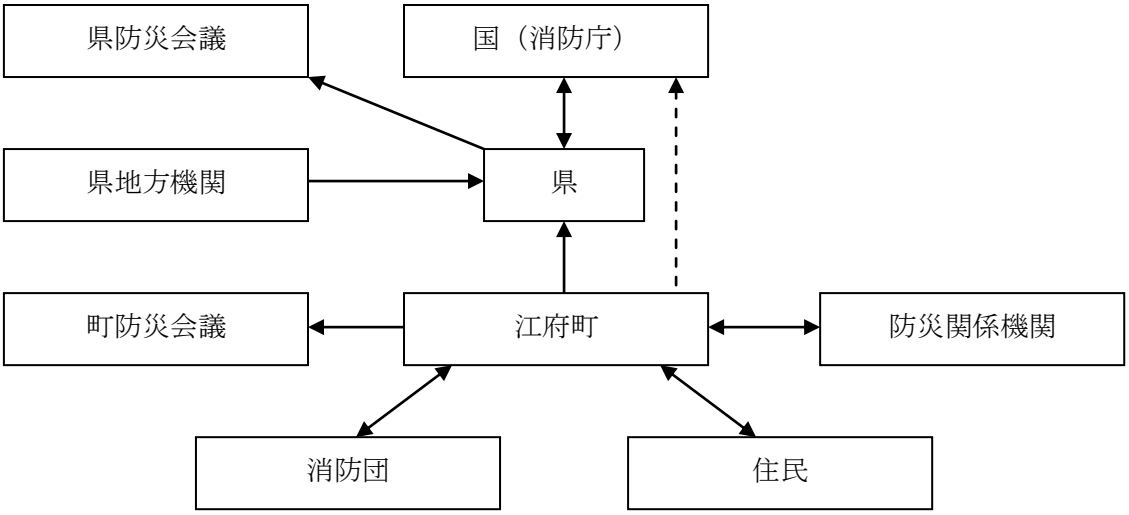

(3) 報告の種類

ア　町は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。(県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。)報告に当たっては、災害報告取扱要領(昭和 45 年4月消防庁通知)及び火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月消防庁長官通知)による報告と一体的に行うものとする。(要領及び様式については、**資料編 77 頁**参照)

イ　町の一般被害等の報告については、日野総合事務所（県民局）に行うものとする。

（ア）即報

「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、県本部事務局（危機管理局）及び日野総合事務所（県民局）へ電子メール又はファクシミリ等により報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、おおむね３時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ　上記に限らず、町の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し日野総合事務所の所轄各部課を通じ、所定の様式により行うものとする。

(4)火災・災害等速報要領に基づく報告

ア　町、西部広域行政管理組合消防局から県（国）への報告

（ア）町及び西部広域行政管理組合消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後 30 分以内に、県（本部事務局又は危機管理局）及び日野総合事務所に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

（イ）大規模災害等により、119 番へ通報が殺到する場合等においては、西部広域行政管理組合消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

（ウ）火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（(ア）により、併せて県に対して報告。）

（5）報告（通報）系統

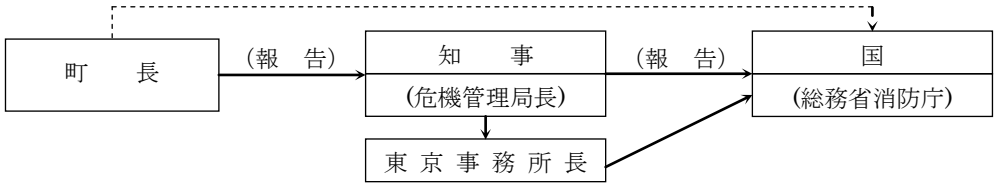

（参考）　国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	ＮＴＴ回線		防災無線		
平　日 （9：30 ～ 18：15） 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	ファクシミリ	03-5253-7537	ファクシミリ	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線
				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	ファクシミリ	03-5253-7553	ファクシミリ	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

(6)様式

即報については、**資料編 77 頁**「被害報告様式」に掲げる第1号様式(火災)、第2号様式(特定の事故)、第3号様式(救急・救助事故等)、第4号様式(その1、その2)(風水害)とし、風水害に係る確定報告については、第1号様式(火災)、第2号様式(特定の事故)とする。ただし、緊急を要する場合にあっては、本様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告するものとする。

(7)町の被害状況等の収集、報告

各対策部長は、本章第2節「組織計画」の事務分担に従い、被害状況等を収集し総務対策部(事務局)に報告するものとする。報告にあたっては、災害現場の写真を可能な限り撮影し、添付するものとする。

報告の種類及び報告様式は次のとおりとする。

ア. 報告の種類

(ア)速報

各対策部は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、その措置方法等を報告するものとする。総務対策部(事務局)はこれらを速やかにとりまとめ、県及び町防災会議、関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

(イ)中間報告

各対策部は、被害状況及びその措置の概要を、毎日10時及び15時現在でとりまとめ、報告するものとする。総務対策部(事務局)はこれらをとりまとめのうえ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

(ウ)確定報告

各対策部は、当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したのち、すみやかに報告するものとする。総務対策部(事務局)はこれらをとりまとめのうえ、県及び町防災会議、関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

イ. 一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、速やかに県が定める様式により日野総合事務所を通じて県(危機管理局)に報告を行う。

一般被害等

・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・り災世帯数 ・り災者数
・避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、指示発令の状況 ・避難所の設置状況
・道路通行止め等の情報・消防団員出動状況・災害対策(警戒)本部設置状況
・避難者の状況(自主避難を含む。)

・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等　・孤立集落関係
・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

5. 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

本町の通信施設としては、次の施設が整備されている。町は適切な通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

（1） 通信機器（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

町職員への連絡手段とし、また関係機関や団体等との連絡手段として固定電話、携帯電話等を活用する。

（2） 町防災行政無線

町は、各地区住民等への広報、町内関係機関及び町本部と災害現場等との通信連絡を行うため、町防災行政無線を活用し、通信の確保を行う。

（3）県防災行政無線

県防災行政無線は、県と総合事務所、市町村、消防局、自衛隊等とを有機的に結んでいる。町は県防災行政無線を活用し、県と情報連絡、被害報告等を行うとともに、日野総合事務所、近隣市町村等との連絡に活用する。

（4） 衛星携帯電話

固定電話及び携帯電話は、災害時において回線の輻輳や停波等により利用に制限がかかる可能性があるので、関係機関、団体等との連絡手段として衛星携帯電話を活用する。

6. 通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は町防災行政無線、固定電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、通信各社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

7. 災害通信計画

災害が発生し、又は発生する恐れがあり、そのため特に緊急を要するときは、次により非常通信制度を利用するものとする。

（1）固定電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用

ア. 非常通話及び非常通報

（ア）通話・通信内容

次にかかげる内容の市外通話・通報については、他の市外通話及び電報に

先だって、接続ならびに伝送・配達が行われるものである。

a）気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報

b）水防機関相互間で行う災害に関する通報、もしくは警報又は予防のための緊急を要する事項

c）消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救助で緊急を要する事項

d）輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保のための緊急を要する事項

e）通信の確保に直接関係ある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧、その他通信の確保のため緊急を要する事項

f）電力供給の確保に直接関係ある機関相互で行う電力設備の災害の予防又は復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項

g）警察機関相互で行う秩序維持のため緊急を要する事項

h）災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの

（イ）非常通話及び非常電報の取扱い

a）非常通話

あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の固定電話によるものを原則とするが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の固定電話によるものとする。通話を請求するときは「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出るものとする。

本町においては、NTT鳥取支店において次のとおり承認を受けている。

管理課	承認電話番号
総務課	0859（75）2214～5

b）非常電報

発信するときは、「非常」とその旨朱書きするものとする。

（2）非常無線通信の利用

被害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信系統の利用が困難な場合には、「非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。なお、本地域にある機関は、**資料編 82 頁**のとおりである。

ア．通信の内容

（ア）人命の救助

（イ）災害の救助

（ウ）交通通信の確保

（エ）秩序の維持

イ．取扱い

その取扱いについては、下記によるものとする。ただし、災害対策基本法第57条、第79条に基づくものはこの限りでない。

(ア)非常無線通信文の作成

a)公衆電報、通信紙又は適当な用紙を使用する。

b)電文の冒頭に、「非常」と朱書きする。

c)宛先には、住所、氏名及び電話番号を記載する。

d)文字はカタカナ字又は漢字等の使用による普通文とする。字数は一通200字以内とし、通数については制限しない。

e)発信者の欄には、住所、氏名、電話番号を明記すること。

(イ)発信依頼

最寄りの無線局に、非常電報を持参して依頼するものとする。

(3)放送機関に対する放送要請

町長は、災対法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

これについての協定は、**資料編 83 頁**のとおりである。

8. 衛星携帯電話・無線電話等の活用

(1)情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

(2)災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省(中国総合通信局経由)に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1，300台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車１台 (発電容量100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である
KDDI中国総支社	携帯電話		20台	・申請書（郵送又はＦＡＸ)による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTTドコモ中国支社	携帯電話		100台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

９. 個人情報の取扱い

(1)安否情報の収集及び提供に係る方針

ア　大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ　町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第8条第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ　なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ　安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ　また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

(2)町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア　収集

(ア)原則個人が特定される情報は収集しない。

(イ)災害対策基本法に基づき、町が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

イ　提供

(ア)原則個人が特定される情報は提供しない。

(イ)報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

(ウ)大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

（個人情報の保護よりも公益が上回る例）

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安

心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

ウ　上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

（○:全部収集・提供、△:一部収集・提供、×:収集・提供しない）

（ア）人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所（大字まで）	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所（大字まで）	△	住所及び発生場所（大字まで）
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）
	提供	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○ ×		○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容（持ち物や服装、身体的特徴など）
	提供	×		×		○	〃

（イ）住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

（ウ）避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数（総数及び要援護者区分別人数）	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難先（場所、施設名）	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

第5節　災害広報計画

1. 目的

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、情報の収集を行うとともに、災害情報、災害応急対策等の周知徹底を図り、住民の不安を除き、また住民の協力を得るため更に被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

2. 実施責任者

総務対策部（事務局）は各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行うものとする。

対象機関	方法
報道機関	電話・口頭・文書・電子メール・ＦＡＸ・ＶＴＲテープ
各関係機関	電話・広報車・防災行政無線・電子メール・町ホームページ
一般住民	広報車・防災行政無線・メール配信システム（あんしんトリピーメール）・緊急速報（エリア）メール
庁内各課	庁内電話・口頭・防災無線・電子メール
その他特に必要とするもの	電話・口頭・文書・広報車他

3. 広報担当者

災害時における広報活動の万全を期するため、町担当課に広報専任職員を置くものとする。

4. 対象機関に対する広報

（1）広報資料の収集

ア. 災害資料

通常は、本章第 3 節「通信情報計画」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力するものとする。

イ. 災害写真

大規模又は特異な災害もしくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

ウ. 県への要請

必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

（2）広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりとする。

ア. 災害対策本部の設置又は廃止

イ. 災害の状況

ウ. 被害状況

エ. 災害応急対策状況

オ. 一般住民に対する避難・勧告・指示の実施状況

カ. その他必要な事項

(3) 広報の方法

ア. 報道機関に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に図ったうえ、広報担当者が発表するものとする。

報道機関からの問合せに対して円滑な対応を行い、応急活動に支障をきたさないためにも、発表の時期(時刻)を設定しておく。なお、その時期(時刻)についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

イ. 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、町内の公共的機関・各種団体・重要な施設の管理者に対し、災害情報を連絡する。

ウ. 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各対策部に対して措置すべき事項ならびに伝達事項についても連絡するものとする。

エ. 災害発生前の広報

災害が発生する恐れのある場合、災害の規模・動向・今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、必要な関係機関及び一般住民に周知するものとする。

5. 住民に対する広報

(1) 広報事項

ア. 警戒・避難期の気象等警戒予警報及び気象情報の広報

(ア) 雨量、河川水位等の状況

(イ) 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等

(ウ) 住民のとるべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等)

(エ) 避難勧告、避難指示、避難所の開設状況等

イ. 災害発生直後の広報事項

(ア) 災害発生状況(人的被害、住家等の災害発生状況)

(イ) 災害応急対策の状況(地域・コミュニティーごとの取組状況等)

(ウ) 道路交通状況(道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等)

(エ) 電気、ガス、水道、電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)

(オ) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ. 応急復旧活動段階の広報

（ア）住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）

（イ）給食、給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶被災状況、し尿処理、衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

（ウ）生活情報及び再建情報の提供

エ．支援受入に関する広報

（ア）各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）

（イ）義援金・物資の受入方法、窓口に関する情報

オ．被災者に対する広報

（ア）町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ．その他の必要事項

（イ）安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録、利用の呼びかけ等

（2）広報の方法

町は、防災無線放送、有線放送、広報車、広報紙、インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディア等）、緊急速報エリアメール等を最大限利用した広報活動を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

６．広聴活動

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

（1）被災者相談窓口の設置

ア．町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ．また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

（2）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（3）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

（4）個人情報の取扱い

第6節　事前措置計画

1. 目的

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備・物件等について、必要な制度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより、災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

2. 指示者

設備・物件の占有者又は管理者に対し、事前措置の指示は町長が行う。なお、町長の要求に基づいて黒坂警察署長は、この事前措置の指示ができる。

3. 事前措置の対象

災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件は次のとおりである。

(1)設備

危険物貯蔵所・火薬庫・高圧線・高い煙突・ネオン看板等広告物・がけくずれの恐れのある土地・農業用ため池・その他不動産的なもの

(2)物件

材木・石油・ガス等の危険物・その他設備以外の動産的なもの

4. 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行うものである。

(1)設備

補修・補強・移転・除去・使用の停止等

(2)物件

処理・整理・移動・撤去等

5. 事前措置の指示基準

(1)時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発令中及び具体的に災害の発生が予想される場合、ならびに被害が拡大しつつある場合に限る。なお、事前措置の指示を行う場合は、平素からその実態を把握し、対象の設備・物件の所有者等に対して、あらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行い得るよう、事前の指導を行うものとする。

(2)実施方法

原則として、様式第3号の通知書をもってあらかじめ指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは、口頭による指示も行うことができる。なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

第7節　避難計画

1. 目的

災害時における町長等が行う避難の指示・勧告の基準及び要領を定めて、危険区域の住民及び滞在者等を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害による避難の勧告・指示等については、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難について適確な措置を実施するものとする。なお、小・中学校の児童・生徒の集団避難は町長等の避難措置によるほか、町教育委員会教育長の指示により学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合においては学校長は教育長の指示をまつことなく実施できるものとする。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧告	町長	災対法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	避難のため立ち退き勧告（知事に報告）
指示	町長	災対法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	避難のため立ち退き指示、立ち退き先の指示（知事に報告）
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般について	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般について	①同上において、町長が指示できないと認めるとき。 ②同上において、町長から要求があったとき。	避難のため立ち退き、立ち退き先の指示（町長に通知）
	知事（その命を受けた県職員・水防	水防法第22条	洪水について	洪水により、危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者へ避難のため立ち退きを指示（水防管理者のときは、当該区域に所轄する警察署長に通知）

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	管理者)				
	知事(その命を受けた職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき。	同上(当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命・身体の危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要する場合。	関係者に警告を発し管理を命ずる等、また危害を受ける恐れのある者を避難させる（公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について、警察官職務執行法第 4 条の規定が準用されるとき。	同上
立入制限・退去命令	町長	災対法第63条1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定したとき。	災害応急対策従事者以外の者の立入制限・禁止・警戒区域からの退去を命ずる。
	警察官海上保安官	災対法第63条2項	災害全般について	同上の場合において、①町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき。②町長が要求したとき。	同上（町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	災対法第63条3項	災害全般について	町長その他災対法第 63 条第 1 項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上（町長に通知)
	水防団長・水防団員・消防機関に属す	水防法第14条第1項	洪水について	水防上、緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止・制限または区域からの退去命令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	るもの				
	警察官	水防法第14条第1項	洪水について	同上の場合において、水防団員等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上
出入り制限退去命令	消防吏員・消防団員・警察官	消防法第28条第1項	火災について	火災について、消防警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止・制限または区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上
出入り制限退去命令火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命または財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止・制限または区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上

3. 避難の勧告、指示等の類型

(1)避難勧告等の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

(2)避難準備（要援護者避難）情報の発出

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、要援護者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで要援護者及び支援者に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

4. 避難の勧告、指示の判断基準

基準は、町長が地域内の地域条件、各種災害の想定に基づく危険区域の状況に応じて適宜措置するものとする。

(1)河川の氾濫等に係る避難勧告等の参考情報

河川の氾濫等については、国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位情報周知河川の水位等を参考情報として、町が避難勧告等を発出するものとし、具体の発出に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

河川名	観測局名	レベル1（水防団待機水位）	レベル2（氾濫注意水位）	レベル3（避難判断水位）	レベル4（氾濫危険水位）
日野川	佐川	5.00m	6.00m	6.80m	7.30m

水位観測局	佐川水位観測所（氾濫危険水位：7.30m）
避難準備（要援護者避難）情報	・氾濫注意水位（6.00m）を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	【水位】 ・避難判断水位（6.80m）を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき 【巡視・目視】 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示	【水位】 ・氾濫危険水位（7.30m）を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき 【巡視・目視】 ・破堤を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認し

	たとき
避難勧告等の解除	解除については、関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象情報などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に河川状況の現地調査を行い安全を確認した上で総合的に判断する。

(2) 土砂災害に係る避難勧告等の参考情報

土砂災害については、県が県ホームページ等で提供している土砂災害警戒情報（土砂災害警戒判定図）を参考情報として、町が避難勧告等を発出するものとし、具体の発出に当たっては、渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備（要援護者避難）情報	・近隣で前兆現象を発見したとき ・土砂災害警戒情報（「※１　土砂災害危険度情報」のレベル１［２時間以内に「※２　土砂災害発生危険基準」に達すると想定される区域］）が発表され、更に降雨が予想されるとき **※１　土砂災害危険度情報：土砂災害警戒情報を補足する情報** **※２　土砂災害発生危険基準：この基準を超えると土砂災害の危険性が高くなると想定される基準**
避難勧告	■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。 ・土砂災害警戒情報（「土砂災害危険度情報」のレベル２［１時間以内に「土砂災害発生危険基準」に達すると想定される区域］）が発表され、更に降雨が予想されるとき ・気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され、更に降雨が予想されるとき
避難指示	■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。 ・自宅裏山などの特に隣接した場所で前兆現象を発見したとき ・土砂災害警戒情報（「土砂災害危険度情報」がレベル３［現在「土砂災害発生危険基準」に達している区域］が発表されたとき ・土砂災害緊急情報が発表されたとき
避難勧告等の解除	解除については、土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。
雨量観測局	・笠良原（国土交通省）　・御机（国土交通省）　・俣野（国土交通省）
注意事項	・避難勧告等の発令にあたっては、鳥取県土砂災害警戒情報システムや町内雨量観測局の各種気象情報等を含め総合的に判断する。 ・土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する必要がある。 ・本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ・集落及び消防団等からの情報提供により、総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。

(3) 大規模な火災で拡大する恐れがあるとき。
(4) 大規模な爆発が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
(5) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。

5. 避難の勧告、指示の伝達及び報告

(1) 関係住民への伝達

ア. 伝達方法

町長は避難の勧告、指示は迅速で確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨を伝達するものとする。

(ア) 防災行政無線の利用

町の防災行政無線を通じ伝達する。

(イ) ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難の勧告、指示を行った旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項を指示し、放送等協力を依頼する。なお、この場合事情の許す限り県(危機対策・情報課)を経由して行うものとする。

(ウ) 広報車・広報ヘリコプターの利用

町、黒坂警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。また、緊急に避難の必要のある場合又は交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

(エ) 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難の勧告、指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

(オ) 警鐘・サイレン等

その他警鐘・サイレン等をならして伝達・周知させる。

(カ) メール配信システム(あんしんトリピーメール)、緊急速報(エリア)メールの利用

イ. 伝達事項

(ア) 避難所

(イ) 避難経路(具体的に)

(ウ) 避難の理由

(エ) 避難に際しての注意事項

a) 戸締まり及び火気の始末

b) 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c) 食料、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行

d) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(2)報告及び記録

ア. 県知事への報告

町長は避難の警告、指示を行ったときは、次の事項をただちに県(危機対策・情報課)に報告するものとする。

(ア)避難所開設の日時及び場所

(イ)避難所開設数及び収容人数

(ウ)開設期間の見込み

(イ)避難所開設にともなう記録

イ. 関係機関への連絡

町長が避難の勧告、指示を行ったとき、又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求めるものとする。

(ア)県の出先機関

(イ)黒坂警察署又は駐在所

(ウ)避難予定施設の管理者等

(エ)隣接市町村

(オ)消防団

ウ. 避難所開設にともなう記録

避難所を開設した場合、この維持管理等のため、災害救助法で定める次の帳簿等を整備保存しなければならない。

(ア)救助実施記録日計表

(イ)避難所設置及び収容状況(様式第3号)

(ウ)避難所用物資受払等(様式第4号)

(エ)避難所設置に要した支払証拠書類

(オ)避難所設置に要した物品受払証拠書類

避難勧告等の伝達フロー

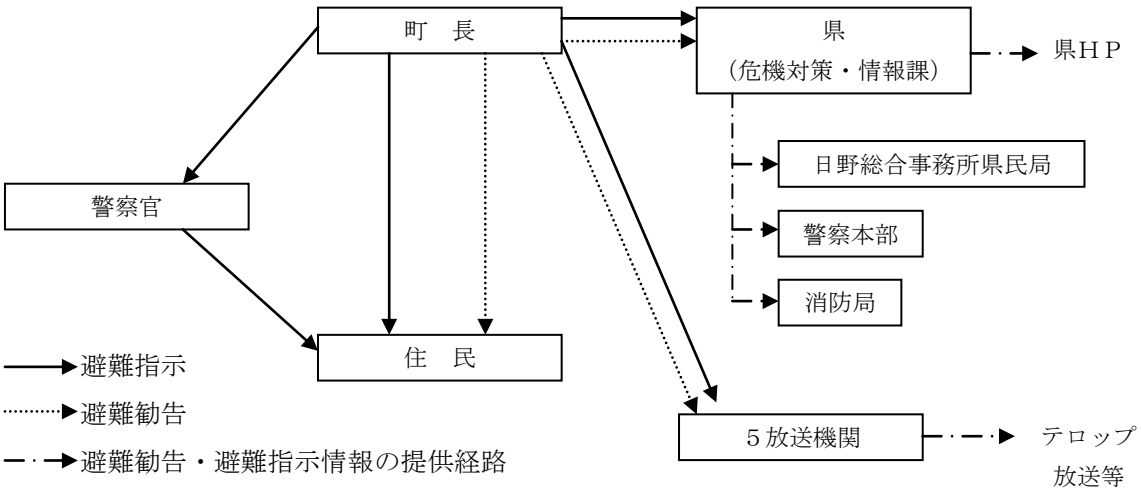

６．避難の勧告、指示の解除

（1）解除通知責任者

町長は避難の勧告、指示を行った後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難の勧告、指示の解除を行うものとする。解除の伝達方法等については避難の勧告、指示に準じて行う。なお、町長以外の者が実施したものについては、報告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

７．避難所の開設及び開設時期

（1）実施責任者

避難所の開設及び収容ならびに収容者の保護は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

（2）避難所の指定

避難所の指定は、災害の状況、収容人員、炊き出し、施設、避難距離、その他の条件を考慮して避難所として適切なものから順次指定するものとする。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は次のとおりである。

ア．公民館等町の施設

イ．町立小・中学校

ウ．その他の公立学校

エ．寺院、神社

オ．その他の公共的施設

カ．その他民間施設

本町の避難所として利用できる施設等の状況は**資料編 90 頁**のとおりである。

なお、やむをえず災害危険区域内等に位置する避難所を使用する場合はこれを

一時的に使用するものとし、状況を見て、安全な直近の避難地の利用に変更するものとする。

(3)避難所の仮設

避難所に適する施設のない地域又は避難所が使用不能となった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町長が早急に仮設避難所又は天幕を設営するなど応急の措置をとる。

(4)避難所及び経路の表示

避難所として利用できる場所又は経路を住民に徹底させるため、広報又は要所ごとに標識等により標示するよう努めるものとする。

(5)避難所の実態把握

ア. 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を収容したときは福祉対策部は直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。また、必要と認めるときは連絡員に消防団員をあてることができる。

イ. 避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護にあてるとともにたえず災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

ウ. 自治組織の確立

避難所の開設が長期間になることが予測される場合又は避難人員が多数にのぼる場合は、避難所の維持、管理、あるいは運営等のための補助者として避難住民からなる自治組織をつくり協力を得るように努めるものとする。

(6)収容者及び避難所開設の基準

避難所の開設については次の基準によるものとする。

ア. 収容者

(ア)災害によって現に被害を受けた者

a)住家が被害を受け居住の場所を失った者

b)現に被害を受けたものであること。(例えば自己の住家の被害とは無関係な地区内の宿泊者、通行者等)

c)災害によって現に被害を受ける恐れがある者

イ. 避難所開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、町長が継続実施の必要があると認める場合(災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。)期間延長を行うものとする。

ウ. 避難所設置費用の限度額は**資料編 95 頁**のとおりである。

(7)避難所の開設方法

町長は避難所の開設の必要が生じた場合、施錠管理者に対しすみやかに開設の指示を行うものとする。

(8)所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、対策本部において確保するものとする。

(9)報告及び記録

ア. 県知事への報告

避難所を設置したときは、町長が次の事項を知事へ報告するものとする。

(ア)避難所開設の日時及び場所

(イ)避難所開設数及び収容人数

(ウ)開設期間の見込み

イ. 避難所開設にともなう記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持管理等のため、災害救助法で定める次の帳簿等を整備保存しなければならない。

(ア)救助実施記録日計表

(イ)避難所設置及び収容状況(様式第4号)

(ウ)避難所用物資受払簿(様式第5号)

(エ)避難所設置に要した支払証拠書類

(オ)避難所設置に要した物品受払証拠書類

8. 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所(自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など)に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。(1)気象台から暴風、洪水等の災害に関する警報又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。

(1)道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。

(2)切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動(自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など)を選択すること。

9. 避難の方法

(1)避難の誘導

ア. 避難、立ち退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、避難途上危険がある場合等の誘導は関係区域の自治会長及び関係者の協力を得て町職員、警察官及び消防団員が誘導する。

イ. 自力で避難できない場合又は避難途中の危険が予想される場合、病院等の入院患者、高齢者、障がい者、子どもの避難については「第21節　輸送計画」の定めるところにより車両等を利用する。

(2)避難の順位

ア. 高齢者、障がい者、乳幼児、女性、子ども、傷病者等災害時要援護者を優先し、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。

イ. 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先する。

(3)携帯品の制限

ア. 避難実施時

携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

イ. 避難が比較的長期にわたるとき

避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

(4)孤立が予想される地域の避難対策

本町において孤立が予想される集落等は**資料編 207 頁**のとおりであ。孤立が予想される地域については次の対策を行うものとする。

ア. 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う。

イ. 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う。

ウ. 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等による救出活動を行うものとする。

エ. 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導するものとする。

(5)高齢者及び障がい者等災害時要援護者の避難対策

ア. 安否確認の実施

町は、社会福祉協議会、民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際に活用するための災害時要援護者のリスト等を地域包括支援センターの協力を得て作成しておく。

イ. 避難誘導の実施

(ア)独居高齢者

町社会福祉協議会に登録されている担当の福祉ボランティア(福祉委員・愛の輪推進員)及び区長、民生児童委員等が訪問し、自家用車又は人力等で避難地へ誘導するものとする。

(イ)社会福祉施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設)入所者

施設の避難計画により、施設職員及び周辺住民等の協力を得て避難地へ避難する。

(ウ)障がい者

関係機関等との連携により、避難地へ誘導するものとする。

ウ. 避難上の留意事項

(ア)携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

（イ）自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

（ウ）避難所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

（エ）避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

エ. 知事及び隣接市町村への応援要請

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町村、黒坂警察署等と連絡して実施するものとする。

10. 避難所外等での避難生活者への対応

（1）町は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県(本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。

（2）また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。

（3）対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

11. 避難所の運営

避難所の運営は福祉対策部が自主防災組織（地域住民等）の協力を得て実施する。その際、町は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（1）町は、自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）

（2）避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を配置する。その際、乳幼児や老人等の災害時要援護者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議の

うえ連絡員を配置することができる。

(3)連絡員は、避難住民の実態を把握し、絶えず本部と情報連絡を行うものとする。

(4)必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。

(5)自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

(6)避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、災害時要援護者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

(7)避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランテイアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

(8)避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(9)災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等宿泊施設への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用により、避難所の早期解消に努める。

(10)災害時要援護者対策

第3章第28節「災害時要援護者の安全確保と支援」による。

(11)所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町長が確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。県は、これを確保のうえ輸送するものとする。

(12)報告及び記録

避難所を開設したときは、町長は次の事項について速やかに県（本部事務局又は危機管理局）に報告するとともに後日文書をもって確定報告を行う。

なお、報告事項に変更があった場合は、その都度報告するものとする。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　避難所開設数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

(13)避難所開設に伴う記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持、管理等のための災害救助法で定める様式による正確な記録をするものとする。

12. 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校あるいは社会福祉施設、病院等の避難については、集団行動をとることとなるが、秩序が乱れ、混乱をきたす恐れが十分考えられるので、管理者が避難対策について常に検討して安全かつ迅速な方法を考慮しておくものとする。また、各学校、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施するものとする。

また、避難訓練の実施にあたっては、地域の自主防災組織との連携、必要に応じて利用者の保護者等、関係者の参加を要請するものとする。さらに、職員については、消防学校で行われている社会福祉施設職員を対象とした研修会等に積極的に参加し、災害時に備えるものとする。

ア. 避難実施責任者

イ. 避難の指示等の伝達方法

ウ. 避難の順位

エ. 避難誘導責任者及び補助者

オ. 避難誘導の要領及び措置

カ. 避難に際しての携行品

13. 災害救助法が適用された場合の避難所の開設

(1)避難所収容対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。

(2)避難所

学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(3)避難所設置の方法

ア. 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用する(公の施設については原則無償借り上げ)

イ. 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能(緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県(福祉保健部)は厚生労働省と連絡調整を図って実施)

ウ. 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ. 災害の状況により、町で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

オ. 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4)避難所設置の方法

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長するものとする。

(5)費用

ア. 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。

(ア)避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

(イ)消耗器材費

(ウ)建物の使用謝金

(エ)器物の使用謝金、借上費又は購入費

(オ)光熱水費

(カ)仮設便所等の設置費

イ. アに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。)を収容する避難所にあっては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

(ア)基本額

避難所設置費　1 人 1 日当たり　300 円

(イ)加算額

冬季(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)の燃料費　知事が別に定める額

第8節　救出計画

1. 目的

災害時において、町内在住者で生命身体が危険な状態である者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索援助を実施し、必要な保護を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災者の救出は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

3. 救出を受ける者

（1）災害のため、現に生命が危険な状態にあると客観的に認められる者
（2）災害のため、社会通念上生死不明の状態にある者

4. 救出の方法

救出活動は、消防機関を主体にした救出班を編成し、救出に必要な車両、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

5. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・隣接市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。
（1）応援を必要とする理由
（2）応援を必要とする人員、資機材等
（3）応援を必要とする場所
（4）応援を必要とする期間
（5）その他周囲の状況等応援に関する必要事項

6. 警察との連絡

り災者の救出にあたっては特に警察に連絡し、協力を要請するとともに町、消防機関、警察の三者は常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。

7. 救出の期間

災害発生の日から3日以内を原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。ただし、期間の延長は生存が明らかな場合のみに限り、期間内に生死が明らかにならない場合は以後死体の捜索として引き続き捜索を行う。

８. 救出活動にともなう記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法で定める様式第5号により正確に記録するものとする。

第9節　消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画

1. 目的

災害が発生した場合、県に対して消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの緊急運行を要請し、被災状況調査、物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

3. 緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」、「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1)被災状況等の調査及び情報収集活動

(2)生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送

(3)災害に関する情報等の伝達広報活動

(4)その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者(県防災危機管理局消防防災航空室)が認める場合

4. 応援要請

災害が発生した場合、町長は県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

(1)応援要請の原則

災害が発生した場合、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要であると町長が判断した場合、その応援を要請できる。

ア. 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合

イ. 町及び消防機関等によっては、防御が著しく困難な場合

ウ. 災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2)受入れ体制

応援を要請した場合は、消防防災ヘリコプターと緊密な連絡をとるとともに、災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとるものとする。また、必要に応じ、次の受入れ体制を整える。

ア. 離着陸場所の確保及び安全対策

イ. 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ. その他必要な地上支援等

5. ヘリポート候補地の選定

県消防防災ヘリコプターの離発着場は以下のとおり。

名称	所在地	連絡先	電話	広さm×m
江府町防災基地	江府町大字美用835-17	江府町役場総務課	75-2211	
旧明倫小学校グランド	江府町大字武庫960-1	〃	〃	60×40
サントリー天然水工場	江府町大字御机1177	サントリープロダクツ(株)天然水奥大山ブナの森工場	75-3310	
休暇村奥大山(駐車場、ゲレンデ)	江府町大字御机709-1	休暇村奥大山	75-2300	
エバーランド奥大山(テニスコート跡地)	江府町大字御机837-13	奥大山スキー場管理課	77-2828	

第10節　食料供給計画

1．目的

災害地における被災者及び災害応急対策従事者等に炊き出し、又は現物の給与、もしくは供給する食料の確保と供給を期することを目的とする。

2．米穀類の応急供給

(1)実施機関

米穀類の応急供給は知事により行われる。ただし、災害救助法が適用され災害応急供給が実施されている期間中は、供給は行われない。

また、災害救助法が適用された場合は、町長(本部長)は、中国四国農政局鳥取地域センター又は、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

(2)供給が行われる場合

ア．被災者等に対して現物での給与又は炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ．被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ．災害地による救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(3)供給される食料

米穀、弁当、おにぎり、パン(調理パン)、インスタント食品、レトルト食品、乾パン等が供給される。

(4)供給される数量

ア．次に掲げる1人当たりの基本供給数量に知事が必要と認める受配者の数及び供給の日数を乗じて得た数量が供給される。

(ア)　(2)のアの場合　　1食当たり200精米グラム

(イ)　(2)のイの場合　　1日当たり400精米グラム

(ウ)　(2)のウの場合　　1食当たり300精米グラム

イ．乾パンは知事が必要と認める場合にアの供給量の外に加配として供給される。

(5)町長(本部長)が直接災害救助用米穀の緊急引渡し要請を行う場合

ア．鳥取地域センター米子支所に要請する場合

(ア)要請する場合

交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とする場合。

(イ)方法

当該地域を所轄する鳥取地域センター米子支所(米子支所に連絡がとれないときは、保管指導担当者である中四国農政局鳥取地域センター職員。)に対して、文書で要請を行う。

イ. 倉庫の責任者に要請する場合

(ア)要請する場合

交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするものの鳥取地域センター米子支所等に対して連絡がとれない場合。

(イ)方法

当該地域を所轄する支所の倉庫の責任者に対して、文書で要請を行う。

ウ. 要請できる量

被害者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量について、緊急引渡しの要請を行うことができる。

エ. 知事への報告

ア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに知事に対して当該引き渡しを受けた災害救助用米穀の日別・倉庫別の種類・種別・等級・数量等を報告する。

3. 炊き出しその他による食品の給与

(1)実施責任者

炊き出し等を実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置するものとする。責任者には福祉対策部員、その他適当な者を本部長(町長)が指名する。

また、避難所内での炊き出しで小人数の場合には避難所の連絡責任者をもってあてることもできる。なお、その実施にあたっては江府町赤十字奉仕団等の協力を得て行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

(2)対象者

ア. 炊き出し

(ア)避難所に収容されている者

(イ)住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、山くずれ等のため炊事ができない者

(ウ)旅行者、一般家庭の来訪者等で食料品の持ち合わせがなく調達できない者

イ. 食品の給与

被害を受け、一時縁故等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

(3)実施期間

ア. 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

イ. 食品の給与

炊き出しの期間(7日)において、3日分以内の食品の給与を行う。

(4)費用の種別及び内容

ア. 主食費

(ア)米穀販売業者から購入した場合の主食:販売価格

(イ)一般の食料品店その他から購入した弁当、おにぎり、パン(調理パン)、インスタント食品、レトルト食品、乾パン等:購入価格

イ. 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。

ウ. 燃料費

品目、数量については制限しない。

エ. 雑費

(ア)器物借上料、謝金(釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等)

(イ)茶、はし、包装紙等の購入費

(5)応急食料

炊き出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮しながら作らなければならないが、被災の状況により食器等が確保されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰等の簡単なものをもってあてる。

(6)炊き出し施設

町内における炊き出し可能施設は、**資料編 103 頁**のとおりである。

(7)衛生管理

炊き出しにあたっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

ア. 炊き出し施設には飲料適水を供給する。

イ. 必要な器具、容器をできる限り確保する。

ウ. 炊き出し場所に専用の手洗い設備、皿洗い設備及び器具類の洗浄設備を設ける。

エ. ハエ、その他害虫の駆除に十分注意する。

オ. 日野総合事務所の衛生指導を受ける。

(8)業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。

(9)炊き出し等の実施にともなう記録

炊き出し責任者は炊き出し等の状況を把握するため様式第8号に定める帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

(10)炊き出し等のための応援要請

被災のため町内では、人的物的に炊き出し等による食品の供給ができないとき、又は物資の確保ができないときは県又は隣接市町村に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

ア. 炊き出しの実施

(ア)所要人数

（イ）炊き出し予定期間

（ウ）炊き出し用備品

（エ）集合又は送付先

イ.物資の確保

（ア）必要物資の種別

（イ）必要期日

（ウ）引取りあるいは送付先

ウ.その他必要な事項

第11節　物資の受入れ及び供給に関する計画

1. 目的

災害時には、国内、国外から多くの善意の物資が送られてくることが予想される。これらの受入れ体制を確立するとともに、迅速かつ適切に被災者へ物資を供給するものとする。

2. 実施責任者

物資の受入れ及び供給は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

3. 受入れ体制の確立

（1）国内からの物資の受入れ

ア. 受付窓口の設置等

災害が著しく町長が必要と認めるときは、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て、物資の受付を行う。その際、日本赤十字社鳥取県支部米子支所等関係機関から受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

イ. 被災地のニーズの把握及び公表

町は、県と連携し物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関に要請して公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努めるものとする。なお、物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付け等の方法により食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

（2）海外からの救援物資の受入れ

町及び県は、海外からの物資については、国を通して受入れるものとする。国が受入れを決定した場合は、前記（1）に準じて速やかに対応するものとする。

4. 生活必需品等の物資の供給・配分の方法

生活必需品等の物資の供給と配分は以下の方法により実施するものとする。なお、食料については第10節、飲料水については第13節に示す内容により実施するものとする。

（1）対象者

ア. 住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水した者

イ. 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ. 物資販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活上必要最小限度の家財をただちに入手することができない者

（2）物資の購入及び配分計画

生活物資対策部は世帯構成員別被害状況等を把握し、物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与又は貸与するものとする。

(3)物資の調達

権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合には本部長(町長)が物資調達を行うが、町内で調達困難な場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に依頼し調達する。

ア. 品目別数量

イ. 必要日時

ウ. 引取り又は送付場所

エ. その他必要な事項

(4)物資の集積場所

調達した物資又は県等からの物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定めるものとする。

(5)物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与については自治会長等の協力を求めて迅速かつ適確に実施する。

(6)品目

物資の給与又は貸与は、実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア. 寝具

イ. 外衣

ウ. 肌着

エ. 身回り品

オ. 炊事道具

カ. 食器

キ. 日用品

ク. 光熱器材

(6)基準額

物資は**資料編 167 頁**に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付する。

(7)給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給与又は貸与を完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

5. 物資の管理・供給体制

(1)管理体制の確立

町は、大量の物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

(2)供給・配分体制の確立

町及び県、事業者は、相互の連携のもとに、避難所へ物資を供給する。その際には、

物資の種類に偏りが生じないよう、各避難所の需要を把握し、適正な供給に努めるものとする。

6. 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、様式第9号に定める帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

第12節　災害対策資機材等の備蓄・調達

1. 目的

災害発生時においては、飲料水、食料、医薬品、医療資機材等、生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意する必要があり、町は、平常時における必要機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

2. 災害対策資機材の種類と備蓄・調達体制の整備

(1)備蓄・調達計画の制定

災害発生時の季節、気象、時間帯等の条件は様々であり、想定される最悪のケースに対応できるように商工会、町内商業者等との連携のもと備蓄・調達計画を定める。

(2)種類

ア. 食料、飲料水及び生活必需品等(被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。)

イ. 医療品等医療資機材

ウ. 防災資機材

(ア)救助・救難用資機材

(イ)消火用資機材

(ウ)水防関係資材

(エ)陸上建設機械

(3)備蓄の実施主体と役割

ア. 町

独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

イ. 家庭・事業所における備蓄の促進

各人「自分の命は自分が守る」ことが基本である。

食料その他生活必需品については、最低3日分程度の備蓄をするよう、その重要性について住民や事業所への知識の普及に努める。

(ア)飲料水

飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。一人一日3リットルというのが、煮炊きや飲用のために必要な水の量の目安である。また、就寝前、いろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

(イ)飲料水以外の水

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、浴槽や洗濯機にいつも水を貯めておく習慣の普及を図る(ただし、子どものいる家庭で浴槽に水を貯めることは危険をともなうので注意することが必要)。

(ウ)食糧

日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等があるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておく。

(エ)非常用持ち出し袋等

各家庭、事務所で災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」、「リュック」等を用意しておく習慣の普及を図る。

(4)備蓄の方法

物資の種類に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を図る。

(5)備蓄場所の整備

庁舎、民間車庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄できるよう備蓄場所の整備に努める。

(6)供給・配分体制の整備

災害対策資機材の供給・配分にあたり、関係機関、輸送業者と十分協議したうえで、調達計画のなかでその方法を定めておくこととする。

3. 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・調達

(1)食料の備蓄及び調達体制の確立

ア. 基本事項

(ア)食料給与対象者

風水害等災害時の食料給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

(イ)給与品目

風水害等災害直後の被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンもあわせて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

(ウ)食料の調達、給与は町長が行う。(必要な場合には知事が行う。)

イ. 食料調達計画の策定

町は、食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料の備蓄ならびに調達計画として商工会、町内商業者との連携のもと策定するものとする。

ウ. 食料の調達体制の整備

町は、食料の備蓄ならびに調達計画に基づき、生産者及び販売業者ならびに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達体制の整備を図る。

エ. 食料の輸送体制の整備

町は、食料の備蓄ならびに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ. 食料集積地の指定

食料集積地は、江府町総合健康福祉センターとする。

(2)飲料水の確保

ア. 基本事項

(ア)給水対象者

給水対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

(イ)給与品目

被災者及び災害救助従事者のための飲料水を確保する。

イ. 飲料水及び給水用資機材の備蓄ならびに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき、町の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を調達計画として策定する。

ウ. 飲料水及び給水用資機材の備蓄ならびに調達

町は、飲料水の調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておくものとする。

エ. 飲料水及び給水用資機材の輸送体制の整備

町は、調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ. 飲料水及び給水用資機材集積地の指定

飲料水及び給水用資機材集積地は、江府町総合健康福祉センターとする。

(3)生活必需品等の確保及び調達体制の確立

ア. 基本事項

(ア)生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ)品目

寝具、外衣、はだ着、身回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、簡易トイレ、情報機器、災害時要援護者向け用品、女性用衛生用品、紙おむつ

イ. 生活必需品の備蓄ならびに調達計画の策定

町は、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法ならびにその他必要事項等、生活必需品の備蓄ならびに調達計画を策定する。

ウ. 生活必需品の備蓄ならびに調達

町は、生活必需品の調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な生活必需品を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておくものとする。

エ. 生活必需品の輸送体制の整備

町は、調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ. 生活必需品集積地の指定

生活必需品集積地は、江府町総合健康福祉センターとする。

4. 災害救助用物資・資機材の確保

(1)基本事項

ア. 対象者及び品目等

(ア)対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市町村が行う災害応急対策活動における要救援対象者とする。

(イ)品目

道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材、発電機、投光機、移送用具、担架、懐中電灯ヘッドランプ、仮設トイレ(簡易トイレ)等、その他各種事故災害の応急復旧活動に必要な資機材

(2)実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は本部長(町長)が行う。

(3)復旧資機材等の確保

町内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する体制を確立する。

(4)現況把握

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況は**資料編108頁**のとおりである。

(5)緊急使用のための調達

一時的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段、及び費用負担等について建設業者等と協議しておくものとする。

5. 医療救護資機材、医薬品の備蓄ならびに調達体制の整備

(1)基本事項

ア. 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町、県、及び町、県が要請した機関とする。

イ. 品目

品目は、災害用医療セット(救急箱)、ベッド兼用担架等の応急医療用資機材ならびに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

(2)医療救護資機材、医薬品の備蓄ならびに調達

町長は、備蓄すべき医療救護資機材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を定めた調査計画の策定に努める。

ア. 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ. 薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管

理責任体制を明確にする等、自主対策の推進に努める。

(3)医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療資機材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第13節　給水計画

1. 目的

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水の供給を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給の実施は、県・日野総合事務所等の指示に基づき消防機関、自治会長の協力を求めて本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

4. 給水量

１日１人当たり給水量は3リットル程度とする。

5. 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内で打ち切ることが困難な場合は知事に申請し承認を得て期間を延長することができる。

6. 飲料水の供給

（1）飲料水が汚染したと認められるときは、水質検査を行い、ろ水器により浄化して供給する。

（2）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源池からろ過消毒した飲料水を給水車、又は容器により運搬し給水するものとする。

（3）水道施設が使用不能となった場合は、供給対象人員等を考慮のうえ汚染の少ないと思われる井戸等を水源に選定してろ水器によりろ過した後消毒剤により消毒のうえ給水する。

（4）自己所有の井戸等による場合は、浄水剤の交付等安全指導を行う。

7. 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し県又は隣接市町村等に対して応援要請を行うものとする。

（1）給水対象地区、人口

（2）1日の必要量

（3）水源の要請

ア. 水源からの給水、運搬

イ. 取水日時及び期間

(4)給水機材の要請

ア. 品目別必要数量

イ. 必要とする日時及び期間

ウ. 機材の運搬について

エ. 集積場所

(5)給水全般に対する要請

ア. 給水日時

イ. 給水場所

ウ. 地区の給水受入体制について

エ. その他

(6)その他必要となる事項

8. 給水実施にともなう記録

給水を実施した場合は、災害救助法にもとづく様式第10号により正確に記録する。

9. 給水施設等の現況

町内の現況は**資料編 112 頁**のとおりである。

10. 給水用資材の保有状況

町内における給水用資材の保有状況は**資料編 112 頁**のとおりとする。

第14節　入浴施設計画

1. 目的

災害のため入浴施設が破壊等により不足した場合に県、町その他関係機関の協力のもとに入浴施設・設備の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

公衆浴場に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

3. 実施の方法

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）の浴場用水の給水及び、仮設入浴設備の供給はおおむね次の方法によって行う。

(1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

(2) 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

(3) 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。

ア. 浴場用水を被災地において確保することが困難なときには、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む）から給水車等により運搬供給する。

イ. 仮設入浴設備は必要とする被災地に運搬供給する。

ウ. 浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保する。また町は、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

4. 浴場用水の給水対策における順序

災害救助法による飲用水の供給と、感染症予防による家庭用水の供給関係については、災害救助法が被災者に対する応急援助を目的としていることから、災害救助法適用地域においては、災害発生直後まず同法による飲用水の供給を実施するものとする。

5. 浴場用水給水等応援計画

浴場用水の給水及び、仮設入浴設備の供給に当たり、町のみで対応ができない場合に知事に応援を求めることができる。

6. 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町、県及びその他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第15節　応急仮設住宅計画

1. 目的

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者に対し応急仮設住宅を建設し、生活再建の場を確保することを目的とする。

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事が行うが、知事が直接設置することが困難な場合には、県が示す設計書にもとづき本部長（町長）が行う。また、災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が行う。

3. 応急仮設住宅

（1）建設戸数

全壊・全焼及び流失世帯数の3割以内とする。

ただし、災害救助法が適用される災害でやむを得ない事情により3割を超えて建設する必要があるときは知事に超過戸数の要請を行うものとする。

（2）対象者

ア. 住家が全壊、全焼又は流失した者

イ. 居住する住家がない者

ウ. 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

（3）建設戸数及び入居者の決定

本部長（町長）は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象者順位を決め、災害救助法の適用されている場合及びその権限の委任がない場合は知事に入居選定のための調査書を提出する。その他の場合は、町長が決定する。

（4）建設用地の選定

ア. 用地の選定・確保は町が行う。

イ. 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して設定し確保する。

ウ. 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。

エ. 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（5）福祉仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。

（6）応急仮設住宅の規模

1戸当たり29．7㎡（9坪）を基準とし、その設置のため支出することができる費用は、

1 戸当たり 2,401,000 円以内とする。

(7)建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。

(8)建設及び供与期間

管理は本部長(町長)が行う。被災者に供与できる期間はその工事が完了した日から2か年以内を原則とする。

供与にあたっては本部長(町長)は入居者から入居期間等を記入した入居契約書を提出させたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

(9)応急仮設住宅建設にともなう記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める様式第11号によりその記録を正確に行う。

(10)応急仮設住宅建設にともなう記録

ア. 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ. 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ. 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ. ウの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。オ. 自らの資力では応急修理ができない者

オ. 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

カ. 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

4. 住宅の応急修理

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

(1)対象者

ア. 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ. 自らの資力では応急修理ができない者

(2)実施方法

ア. 本部長(町長)は民生児童委員その他関係者の意見をきき、対象家屋の順位を定めることとする。ただし、災害救助法等が適用された場合には知事に調査書を提出する。

イ. 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないもののみを対象とする。

(3)対象戸数

半壊、半焼世帯の3割以内を原則とする。ただし、災害救助法が適用されている場合でやむを得ない事情により3割を超えて修理する必要があるときは知事に要請を行うものとする。

(4)費用の限度

住宅の応急修理は現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 520,000 円以内とする。

(5)応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合にはこの期間内に知事あて期間の延長を申請する。

(6)住宅の応急修理にともなう記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式第12号により正確に記録する。

5. 災害公営住宅の建設

(1)町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

(2)なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる(公営住宅法第8条)。住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式第12号により正確に記録する。

ア. 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

(ア)被災地全域で 500 戸以上

(イ)一市町村の区域内で 200 戸以上

(ウ)区域内の住宅戸数の1割以上

イ. 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

(ア)被災地全域で 200 戸以上

(イ)一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

6. 建築業者について

町内の建築業者の主なものは、**資料編 128 頁**のとおりである。

第16節　医療（助産）救護計画

1. 目的

災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合応急的に医療及び分娩の介助等を実施し、り災者の保護を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

医療救護活動は、本部長（町長）が行う。災害の程度により必要と認めたときは、県及び地区医師会に対し、協力を要請する。

3. 対象者

（1）医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
（2）災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

4. 救護活動の実施

（1）町はあらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県西部医師会に対し救護班の派遣要請を行う
（2）町は災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び保健師の派遣等救護活動につき協力要請する。
（3）町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

5. 医療及び助産の範囲

（1）医療の範囲
　ア. 診療
　イ. 処置、手術その他の治療及び施術
　ウ. 薬剤又は治療材料の支給
　エ. 看護
　オ. 後方医療機関への患者の収容
（2）助産の範囲
　ア. 分娩の介助
　イ. 分娩の前後の介助
　ウ. 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

6. 実施期間

医療については、災害発生の日から14日以内（助産にあたっては災害発生の日の以前、又は以後7日以内に分娩した者に対して分娩した日から7日以内）を原則とする。

なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

7. 医療及び助産の実施

(1)医療救護班の編成

医療、助産の実施は町内の医院等の協力を得て医療関係者をもって医療救護班を編成し、医療及び助産の実施にあたる。医療救護班の編成は次の基準によるものとする。

医療救護班の編成

ア. 医師:1人以上

イ. 看護師:2～3人以上

ウ. 業務調整員:1人以上

イ. 薬剤師:1人以上

(2)薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

(3)救護所の開設

町により開設する救護所は、原則として二次避難所に設置するものとするが、必要に応じて他の公共施設を使用するものとする。

(4)重傷者等の搬送方法

ア. 重傷者等の医療機関への搬送は、鳥取県西部広域行政管理組合で実施する。ただし、鳥取県西部広域行政管理組合の救急車が確保できない場合は、町及び救護班で確保した車両により搬送する。

イ. 道路の損傷等の場合、又は遠隔地への搬送については、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターに要請する。

ウ. 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

(5)医薬品等の確保

医療、助産実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について町内で調達不可能な場合には次の事項を明示し、日野総合事務所に要請するものとする。

ア. 品目別必要数量

イ. 必要日時

ウ. 運搬方法について

エ. 集積場所

(6)巡回サービスの実施

町は、地域包括支援センターの協力を得て保健師等により、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(7)避難者の健康管理

町は避難者の健康診断を行い、防疫の徹底を図る。

(8)避難者の健康管理

町は避難者の健康診断を行い、防疫の徹底を図る。

(9)児童生徒への対応

町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。

ア. 学校における健康相談活動の実施

イ. 被災児童に対するメンタルケアの実施

ウ. 状況に応じて専門家を派遣

(10)子どものこころのケアチームの派遣要請

町は、必要に応じ、県(児童相談所等)が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

8. 医療、助産の応援

災害が発生し、本部長(町長)が要請すれば医療救護班はただちに班を編成し医療助産活動にあたるが、町内の医療救護班だけでは医療、助産の実施が不充分な場合は、日野総合事務所に次の事項を明示し応援要請を行うものとする。

日野総合事務所は、災害拠点病院へ医療救護班の派遣要請を行う。医療、助産活動の開始にあたっては、町の医療救護班と密接な連絡のもとによく協議し円滑なる医療活動を行うものとする。

(1)医療対象地区

(2)医療対象人口

(3)医療内容

(4)医療救護班の数及び集合場所

(5)その他必要なる事項

9. 医療機関、薬剤等の状況

町内の医療機関及び医療助産に必要な医療資材、医薬品等の現況は**資料編 133 頁**のとおりである。

10. 救護活動にともなう記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める様式第13号により正確な記録を行うものとする。

第17節　防疫計画

1. 目的

災害時における生活環境の悪化による感染症のまん延の防止を図るとともに、食品の衛生、家畜の防疫に関する対策を講ずることを目的とする。

2. 実施責任者

(1)災害地における防疫は本部長(町長)が実施する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断や予防接種法に基づく臨時予防接種については知事が行い、町は協力するものとする。

(2)被害が甚大で町のみで対処できない場合は、他市町村又は県(日野総合事務所)にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

3. 防疫の実施

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合はこれを本部に吸収するものとするが、この場合にあっても未設置の場合に準じて実施する。

(1)総務記録係

(2)情報連絡係

(3)資材係

(4)消毒係

(5)給水(検査調査)

(6)検病調査係

(備考)係の編成にあたっては、業務の重複をさけるため適宜兼務することができる。

対策系統図

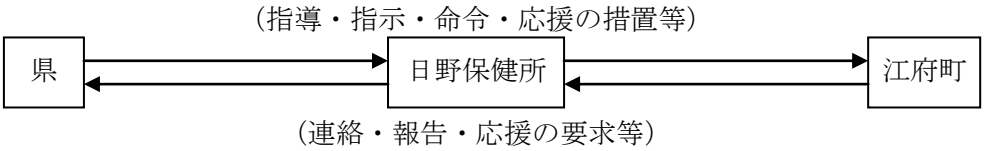

4. 防疫の種別及び方法

(1)防疫調査及び健康診断

町は避難所、浸水地域等の衛生条件の悪い地域の住民の健康調査を行う。実施要領は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項に定めるところによるものとする。

知事は一類、二類又は三類感染症のまん延を防止する必要があるときは、感染症にかかっていると疑う者へ健康診断を受けさせることを勧告する。町は日野総合事務所と緊密に連絡をとり、その実施に協力するものとする。

(2)臨時予防接種

知事の指示にもとづき、災害地の指定疾病のまん延予防上緊急の必要があるときは、種類、対象者、期間等を定め予防接種を実施する。

(3)消毒方法

ア. 公的機関による消毒

知事の指示に基づいてすみやかに消毒活動を実施するものとする。消毒回数等詳細については、被害の状況、消毒場所の地域的条件等を考慮のうえ適宜定めるものとするが、消毒箇所としては概ね次の場所とする。

(ア)浸水家屋、下水、その他不潔な場所

(イ)避難所の便所、ごみ捨場、その他不潔な場所

(ウ)井戸

(エ)状況によってねずみ、昆虫等の駆除

イ. 各世帯が行う消毒

床上(必要に応じ床下)浸水地域に対しては被害直後各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁等の洗浄、便所の消毒及び野菜等の消毒について実施させるとともに必要に応じ衛生指導を行う。

ウ. 生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

5. 患者等に対する措置

(1)患者移送

災害地に一類、二類感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、知事による感染症指定医療機関の応急入院措置がとられるものとする。

患者移送は原則として、日野総合事務所が行うものとする。ただし、集団発生の場合は、保健所が町や医療機関、消防機関の協力を得て移送手段を確保する。

患者移送が困難な場合には日野総合事務所長と協議し、適当な場所に臨時の患者収容施設を設けて収容し、体制が整い次第移送する。

(2)自宅待機

収容施設がない場合は、保菌者等に対しては自宅待機を行い、排泄物の衛生処理等について厳重に指導し、必要に応じて治療を行う。また、体制が整い次第移送する。

6. 避難所の防疫措置

(1)避難所の防疫徹底

本部長(町長)は避難所を開設したときは、感染症の集団発生を防ぐため避難所における防疫の徹底を図る。

(2)避難所の防疫調査

避難者に対しては発病を防ぐため随時健康診断を実施し防疫の完全を図る。

(3)衛生消毒剤の散布等の指導

避難所及び被災地について、トイレ・排水溝の消毒、衛生管理の徹底、衣類・寝具の洗濯・乾燥の指導、殺虫剤散布、手洗いの励行等その予防措置の指導を行う。

(4)給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施する。

7. 防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤、薬剤散布用器材の保有状況及び調達先は**資料編 137 頁**のとおりである。

8. 食品衛生対策

食中毒の発生を防止するため県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。おもな指導事項は次のとおりである。

(1)避難所に対するもの

ア. 手洗いの励行、食品調理道具等の消毒など一般的注意事項の喚起

イ. 腐敗食品等不良食品の処分方法について適切な指導を行う。

(2)炊き出し施設に対するもの

ア. 給食用施設の点検

イ. 給食に用いる原材料、食品の検査

(3)営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を把握するとともに食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するように指導する。

(4)避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア. 避難所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ. 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。

この場合、食料の調達担当たる県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ. 給食に用いる原材料、食品の検査

9. 家畜防疫

(1)被災地における家畜防疫は、家畜の所有者等共に協力し、防疫、診察等を行い、未然に家畜伝染病を防ぐよう対処するものとする。

(2)患畜が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努める。

第18節　清掃及び死亡獣畜処理計画

1. 目的

災害発生地における汚物による環境汚染を防止し、二次的被害を防止するため、被害地のし尿、ごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被害地の環境浄化を図ることを目的とする。

2. 清掃計画

(1)実施責任者

被災地における清掃業務は本部長(町長)が実施する。

(2)清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため次の基準に従い清掃班を編成する。

ア. 塵芥、汚物等のごみ処理班

ごみ処理班は、ごみ処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

イ. し尿処理班

し尿処理班は、し尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

(3)県及び隣接市町村に対する応援要請

本部長(町長)は、町の能力のみで実施困難と認められるときは、日野総合事務所あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援を要請するものとする。

ア. 清掃業務の種別

イ. 清掃を必要とする地域

エ. 応援要請期間

オ. 応援のための人員及び機材ならびに集合、集積場所

カ. その他必要となる事項

(4)清掃の方法

ア. 塵芥、ごみ処理

ごみ(災害廃棄物)の処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は民間の処理業者に委託する等、環境衛生上支障のない方法で行う。

なお、ごみ(災害廃棄物)が大量に排出されることが予測される場合は、環境保全に支障のない仮置場を指定し、暫定的に積置きする。その際、搬入時間を設定するとともに、廃棄物の内容確認と場内整理(分別)のための監視員を置くものとする。

イ. し尿の処理

(ア)処理の方法

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設で行うものとするが、やむを得ない場合は、その他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。このため、本部長は、処理方法及び予定箇所をあらかじめ定めておくものとする。

(イ)汲取りの制限

被災地域での処理能力がおよばない場合には、応急措置として2～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

（ウ）収集不能地域に対する対策

汲取車、運搬車により処理できない場合、また、公共下水道、農業集落排水等の下水道管の被害及び停電断水等により下水処理に不可能が生じた場合は、共同便所の仮設等の対策を講じるものとする。

ウ. 災害廃棄物処理の留意事項

町及び日野町江府町日南町衛生施設組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

（ア）災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

（イ）特に必要と認めた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

3. 死亡獣畜の処理計画

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

（1）実施責任者

ア. 死亡獣畜の処理は、所有者が日野総合事務所長の許可を受けて行うものとする。

イ. 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは本部長が実施するものとする。

（2）処理の方法

移動し得るものは適当な場所に集め、埋没、焼却等の方法で処理する。

移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

4. 清掃施設の状況

江府町内における清掃施設の状況は、**資料編 138 頁**のとおりである。

第19節　遺体の捜索、処理及び埋葬計画

1. 目的

災害によって死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容、埋葬の実施を円滑に行うことを目的とする。

2. 実施責任者

遺体の捜索、処理、埋葬は本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

3. 遺体の捜索

（1）捜索の方法

ア. 組織

遺体の捜索は、警察官等の協力を得て捜索班を編成し捜索にあてるものとするが、被災の程度、捜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

イ. 捜索の対象

被害により現に行方不明の状況にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

（2）応援の要請

町の捜索のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を必要とする場合、又は遺体の流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町村に対し捜索の応援を要請する。

ア. 町内での捜索

（ア）応援のための人員及び必要資材ならびに集合、集積場所

（イ）捜索予定地域

（ウ）応援を要する時間

（エ）その他必要となる事項

イ. 他市町村内での捜索

（ア）遺体が埋没又は漂着していると予想される場所

（イ）遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

（ウ）その他必要となる事項

4. 遺体の収容処理

（1）実施者

捜索班が実施することを原則とするが、必要に応じ町内の医療関係者、住民等の協力を求めて実施する。

（2）遺体の届出

遺体を発見した者は直ちに本部長（町長）に届出するものとする。

届出を受けた本部長（町長）は直ちに警察に届出するものとする。

(3)遺体の処理

ア. 検案

(ア)遺体の検案については、一般開業医の医師によって処理する。

(イ)一般開業医により処理できない場合は、日野総合事務所へ要請する。

(ウ)遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

(エ)検案書の作成は、この計画による遺体の処理の対象としない。

イ. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

ウ. 遺体の一部保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所(寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設)に集めて埋葬の処理をするまで保存する。

エ. 遺体の引渡し

遺体の身元が判明した場合は、原則として遺族等に連絡のうえ引渡しするものとする。

オ. 遺体安置所の確保

町は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

(4)遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

(5)災害救助法適用地域の遺体が、町地域内に漂着した場合の遺体の処理

ア. 遺体の身元が判明している場合

町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施する。その場合の費用は県が負担する。

イ. 遺体の身元が判明していない場合

(ア)遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱う。

(イ)遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

(6)変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による遺体検視後処理を行うものとする。

5. 遺体の埋葬

(1)実施者及び方法

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりとする。

ア. 災害の混乱時に死亡した場合（災害の発生前に死亡した者で葬祭が終わっていない者を含む。）

イ. 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

（ア）緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。

（イ）墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

（ウ）経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

（エ）埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

（2）埋葬の方法

埋葬は、町長が棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は、納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。

なお、埋葬にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア. 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬するものとする。

イ. 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

（3）埋葬のための応援要請

ア. 町長は、多数の遺体等のため、火葬場で対応できない場合には、県に連絡し、他市町村に応援を要請する。

イ. 町長は遺体が多数にある等の理由により遺体の搬送ができない場合には、県に応援を要請する。

6. 遺体の捜索ならびに遺体の処理、埋葬の期間及び費用

（1）期間

遺体の捜索、処理、埋葬の実施については災害発生の日から10日以内を原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

（2）費用

ア. 遺体の捜索

一定の基準額を定めるべき性質のものではないが、災害救助法が適用された場合、次のものが国庫補助の対象となる。

（ア）借上費（舟艇その他捜索のために必要な機械、器具）

（イ）修繕費（上記の機械、器具の修繕費）

（ウ）燃料費（上記の機械、器具等に使用したガソリン代等）

イ. 遺体の処理

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3，300円以

内の額とする。

（イ）遺体の一部保存のための費用は、遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5，000円以内とする。

7．遺体の埋葬等のための施設の状況

資料編 141 頁のとおりである。

8．埋葬及び遺体の処理の実施にともなう記録

埋葬及び遺体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める様式第14号により正確に記録するものとする。

第20節　障害物の除去計画

1. 目的

山崩れ、河川の崩壊等によって運ばれた土石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、町長が知事を補助して実施する。

3. 障害物除去の対象

（1）対象者

ア. 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状況にある者

イ. 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者

ウ. 住家が半壊又は床上浸水したものである者

エ. 原則として災害によって住家が直接被害を受けた者であること

なお、対象となる住家の選定は、本部長が対策部や関係機関等の調査内容をはじめ、その他関係者等の意見を聞き、決定する。（災害救助法が適用され、知事から権限の委託がない場合は、調査書を知事あて提出し、その決定による。）

（2）対象物

ア. 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。

イ. 汚物の概念に入るものは、一般的には廃棄物処理法の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合は、この計画による除去を行うものとする。

ウ. 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものである。

4. 障害物除去の対象数

半壊又は浸水した世帯の15％以内とする。

ただし、やむを得ない事情により15％を超えて障害物を除去する必要があるときは、知事にその旨要請するものとする。

5. 障害物除去の方法

町は、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、消防団等の協力を得て、障害物等の除去を速やかに行う。除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持・管理者、黒坂警察署、消防団等の協力を得て除去するものとする。なお、町において実施できないときは、

県及び隣接市町村に応援を要請するものとする。

6. 除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップ、その他機械器具について、常に数量を確保しておくものとする。

7. 障害物の集積、廃棄又は保管の場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積、廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

(1)安全な場所の選定

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない場所

(2)道路交通の障害とならない場所

(3)除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

(4)盗難等の恐れのない場所

(5)広域避難地として指定された場所以外の場所

(6)保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(7)廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他、適当な場所

(8)工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日以内にその工作物保管場所等を公示する。

8. 被災車両の撤去

道路上等に被災車両があり災害応急対策の実施に当たり妨げとなる場合には、「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部に対して被災車両の撤去、移動等の実施を要請するものとする。

9. 障害物の売却及び処分方針

保管した工作物が滅失し又は破損する恐れがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数料を要するときはその工作物を売却し代金を保管するものとする。

10. 障害物除去の期間と費用

(1)期間

障害物除去の期間は災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

(2)費用

一世帯当たりの費用は、災害救助法に規定された額以内とする。

１１．障害物の除去にともなう記録

障害物の除去を行った場合は災害救助法に定める様式第１５号により正確に記録するものとする。

第21節　輸送計画

1. 目的

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害時における輸送は災害応急対策を行う各対策部がそれぞれ行う。ただし、配車等総合調整は総務対策部が行う。

3. 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうち最も適切な方法により行うものとする。

(1) 自動車による輸送
(2) 鉄道による輸送
(3) 航空機による輸送
(4) 人力による輸送

4. 人員、物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職・団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出されたり災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食料及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

5. 輸送力の確保

(1) 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

ア. 町有のもの

総務対策部が稼動可能数の掌握、配車を行う。

配車の要請については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務対策部に配車の要請を行う。

イ. その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、また不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業者所有の

自動車の確保を図るものとする。

なお、本町の所有するもの及び借用可能自動車の状況は**資料編 147 頁**のとおりである。

ウ. 応援の要請

本部長（町長）は、町内で自動車の確保が困難な場合、又は他の市町村で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町村又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

（ア）輸送区間及び借上げ期間

（イ）輸送人員又は輸送量

（ウ）車両等の種類及び台数

（エ）集合場所及び日時

（オ）その他必要となる事項

（2）鉄道による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部はJR米子駅にその要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

（3）航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は県消防防災ヘリコプターもしくは自衛隊の航空機による輸送を行うものとする。自衛隊の航空機による輸送の手続き等については「第31節　自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

なお、その要請にあっては緊急度等十分検討のうえ行うものとする。

（4）人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うものとする。労務者の確保は「第25節　労務供給計画」によるものとする。

6. 緊急輸送について

災害規模の拡大にともない、輸送を行う自動車等の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急通行を行う場合には次の手続きにより黒坂警察署から緊急通行車両を証明する標章（様式第23号）及び「緊急通行車両確認証明書」（様式第24号）の交付を受けるものとする。

（1）明示事項

交付を受ける場合は次の事項に明示した申請書を提出するものとする。

ア. 番号標に表示されている番号

イ. 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）

ウ. 使用者住所、氏名

エ. 通行日時

オ. 通行経路（出発地、目的地）

カ. その他必要となる事項

(2)掲示箇所

緊急車両の使用者は「標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備付けるものとする。

7. 災害救助法による輸送基準

(1)県及び町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点(物資等の仮集積場)を設置する。

ア. 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ(港湾、漁港、空港等)

イ. 下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き(農協施設、公有施設等)

(2)輸送拠点の管理

ア. 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請する。

イ. 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。

ウ. 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保する。

8. 災害救助法による輸送基準

前記の輸送を行った場合には、**資料編 150 頁**の様式により正確に記録するものとする。

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送基準は次によるものとする。

(1)輸送の範囲

ア. 被災者の避難

町長、警察官等の避難指示に基づく、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送(被災者を誘導するための人員、資材等の輸送)

イ. 医療及び助産

重病患者で医療救護班において処置できない者等の輸送及び衛生班の仮設する診療所等への患者輸送あるいは救護関係者の輸送等

ウ. 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

エ. 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ. 救済用物資

被災地に給(貸)与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食料、燃料、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

カ. 遺体等の捜索

遺体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送

キ. 遺体の処理

遺体の処理及び検案のための県の救護班員等人員の輸送、死体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の移動にともなう遺体の輸送ならびに遺体を移送するための人員の輸送

(2)輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実態が認められている期間とする。

(3)輸送の特例

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請するものとする。

(4)輸送実施にともなう記録

上記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める様式第16号により正確に記録するものとする。

(5)輸送の費用

輸送の費用は、当該地域における通常の実費とする。

(6)費用の範囲

輸送の費用は、輸送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗品材料費及び修繕費とする。

第22節　交通施設災害応急対策計画

1. 目的

災害時の交通路の確保をはかり、応急措置の迅速化、危険箇所の通行による二次災害の防止に資することを目的とする。

2. 実施責任者

ア. 町長が管理している道路で本部長（町長）が行う。

イ. 交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条第１項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が１か月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第５条第１項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第１項

ウ. 町は、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。

エ. 町は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

3. 危険箇所の把握

建設対策班は消防団その他関係機関と連絡を密にし、道路の崩壊、橋梁の流失その他交通に支障をおよぼす恐れのある箇所の把握、発見に努めるものとする。

4. 応急措置

(1)町長の管理する道路

本部長（町長）は町道で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障をおよぼす恐れがある場合、又は、その通報を受けた場合は直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をと

るとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合にはその指示を行う等交通の確保を図る。

(2)国及び県が管理する道路

本部長(町長)は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに日野総合事務所県土整備局長あて報告するものとする。

(3)国及び県が管理する道路

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

ア. 町は町域に係る緊急輸送道路について、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集し、日野総合事務所県土整備局長に報告する。

イ. 県、本部長(町長)及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

ウ. 県及び本部長(町長)は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

(4)車両の運転者の義務

ア. 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

イ. 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

ウ. (ア)及び(イ)にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(5)警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア. 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ. (ア)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ. (ア)及び(イ)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ. (ア)及び(イ)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の

執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ. 自衛官又は消防吏員は、(ウ)又は(エ)の命令をし、または措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

カ. 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

(6)標識等の設置

ア. 道路交通法第 4 条第 1 項の規定に基づく規則(公安委員会実施)

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

イ. 災対法第 76 条の規定に基づく規制(公安委員会実施)

同法施行規則(昭和 37 年総理府令第 52 号)第 2 条に定める標識を設置する。

ウ. 道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づく規制(警察署長実施)

同法施行令(昭和 30 年政令第 270 号)第 3 条の 2 に定める標識を設置する。

エ. 道路法第 46 条の規定に基づく規制(道路管理者実施)

同法第 48 条第 1 項及び第 2 項の規定による道路標識を設置する。

(7)応急工事実施要領

ア. 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は担当課長の判断で工事実施を行うものとする。

イ. 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、担当課長は総務課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

ウ. 被害の規模が復旧工事費100千円を越える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記イにより実施し、適用される場合にあっては、事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(8)応急対策実施順位

ア. 救助実施に緊急を要する路線

イ. 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

ウ. 官公署・学校・病院・郵便局・停車場等の公共施設に通じているもの

エ. 適当な迂回路のないもの

オ. その他民生の安定上必要があるもの

5. 応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請(第31節参照)も考慮する。

(1)作業員について

ア. 応援を必要とする理由

イ. 作業内容

ウ. 従事場所及び就労予定期間(時間)

エ. 所要人員

オ. 集合場所

カ. 携行品等

キ. その他必要な事項

(2)機械等について

「第3章　災害予防計画」の「第12節　災害対策資機材等の備蓄・調達」参照

6. 応急対策用資器材の確保

(1)応急対策用資機材の確保は建設対策部建設管理班が行う。

(2)業者の請負に対して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

7. 孤立状況の早期把握

(1)災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するともに、代替道路等の確保に努める。

8. 鉄道

(1)目的

(2)応急対策

ア. 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

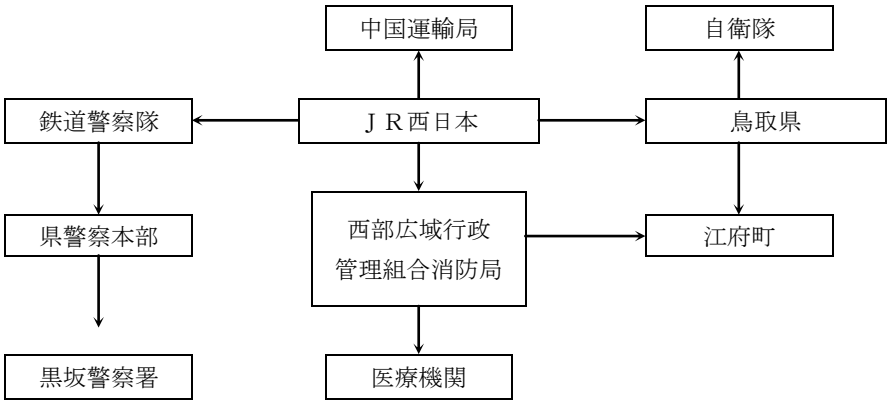

イ. 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者(JR西日本)は速やかに関係列車の非常停

止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

ウ. 救出救助活動

県警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

エ. 避難誘導等

脱線した鉄道車両が高架から転落するなど被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。

オ. 消火措置

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。

カ. 消火措置

列車火災が発生した場合、西部広域行政管理組合消防局は、速やかに消火活動を実施するものとする。

キ. 交通規制及び立入禁止区域の設定

(ア)道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

(イ)道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ク. 広報活動

鉄道事業者(JR西日本)は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

第23節　ライフライン施設応急計画

電力、LP ガス、上・下水道、通信の各ライフライン施設は、高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、また、住民の依存度も高まっている。風水害等災害時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、町の機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与える恐れがある。

このため、ライフライン施設等の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

1. 電気施設応急復旧対策

災害の発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力は、速やかに応急復旧対策措置を講じ、施設の機能維持に努める。

(1) 実施内容

中国電力株式会社鳥取支店の非常災害対策規程に基づき作成した各マニュアルにより応急復旧体制をとるものとし、「鳥取県地域防災計画」の定めるところにより、町及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施する。

2. LP ガス応急復旧対策

LP ガス販売店等は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、鳥取県西部広域行政管理組合消防局等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。また町は、災害発生のため、LP ガス事故の多発が予想されるときは、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。

(1) 被害状況の把握

適切な措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

(2) 二次災害の防止

ア.危険箇所(倒壊、焼失、流失家屋等)からの容器の撤収及び回収箇所の指示

イ.臨時的使用箇所(一般家庭、避難所等)で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

ウ. 洪水等による流出容器の被害状況の確認及び容器の回収の依頼

エ. LP ガスの事故発生時の対応

LP ガスの漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、黒坂警察署及び町、県等の関係行政機関に通報する。

(3) LPガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LPガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

(4) 動員・応援体制【LPガス事業者】

LPガス事業者は、LPガスの事故を知ったときは、被災地の防災事業所に通報し緊急体制を整えるとともに、災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長(役員)と

の連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、黒坂警察署及び町、県等の関係行政機関に通報する。

(5)電話相談窓口の開設(臨時)

(6)応急供給

ア.県は県エルピーガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のLPガスの応急供給について、「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結する。

イ.LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具、その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

ウ. 町は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対しLPガスのあっせん依頼を行うものとする。

エ. 県は、「緊急用LPガスの調達に関する協定」に基づき、県エルピーガス協会にLPガスの供給要請を行うものとする。

オ. 県エルピーガス協会は、県からの要請に基づき製造事業所(充填所)応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとする。

カ. 県エルピーガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとする。

3. 上水道・簡易水道応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

(1)応急復旧活動の実施

ア. 応急復旧活動の優先順位

町は住民の生活用水確保を目途に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

イ. 応援の要請

被害が甚大な場合は、あらかじめ定めてある他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱い業者等に応援を要請する。

ウ. 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

(2)応急給水対策

「第13節　給水計画」に基づき応急給水を行う。

(3)資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて工事業者への事業調達依頼により確保を図る。

4. 下水道・農業集落排水施設等対策

災害が発生した場合、町は、直ちに、関係機関との協力により下水道・農業集落排水施設等の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1)災害状況の調査及び点検

災害発生後速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害の恐れのある施設等緊急度の高い施設から順次、重点的に実施する。

ア. 被害状況の調査

処理場については、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行うとともに、施設の暫定機能確保のための調査を行う。

管渠については、目視あるいはテレビカメラ等によるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

イ. 緊急処置

調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

ウ. 町外処理場の被害状況把握

町外にある処理場について、関係機関と密な連携のもと処理場の災害状況を把握する。

(2)応急復旧活動の実施

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定にあたっては、被害箇所の緊急度に応じて策定を行うが、事前に作成した応急復旧マニュアルに基づき、これを実施する。施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

また本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために次の措置を講じる。

ア. 排水機能の確保

処理場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び消毒機能の回復等を行う。

管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

(3)二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければな

らない。

ア. 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置。

イ. 災害時の広報

住民に対して、破損箇所、使用禁止区域、使用できない場合の措置等を広報する。

5. 電気通信設備応急復旧対策

西日本電信電話株式会社鳥取支店は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかな応急復旧に努めるものとする。

(1)応急対策

ア. 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関、報道機関及び救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、災害対策機器を利用して臨時回線を作成する。

イ. 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、支店等からの電報電話については最小限の通信ができるように措置する。

ウ. 臨時電報電話受付所の開設

災害対策本部、町指定の避難(場)所及び救護所等に臨時電報電話受付所を設置し、電報電話が利用できるように措置する。

エ. 特設公衆電話の設置

(ア)孤立化する地域をなくすため、被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する。

(イ)町指定の避難(場)所に特設公衆電話を設置する。

オ. 通信の利用制限

災害時により通信のそ通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

カ. 非常電報、非常電話の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく、非常電報、非常電話として、他の通信に優先して取扱う。

(2)復旧対策

災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

ア. 復旧順位の決定

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定めた優先順位により実施する。

イ. 移動無線機、衛星車載局、ポータブル衛星車及び移動電源車等の発動

ウ. 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

エ. 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

オ. 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうした場合は、臨時通信回線の設定及び対地域別の規制等の措置をとる。

カ. 復旧工事の実施

復旧工事は応急復旧対策に引き続き、災害対策本部との連携により実施する。

6. 携帯電話施設

災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

(1) 目的

この計画は、災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

(2) 災害対策の体制

ア. KDDI、ソフトバンク

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定めた優先順位により実施する。

(ア) 被災状況等の情報連絡

(イ) 通信の利用制限、重要通信の確保

(ウ) 被害設備の復旧

(エ) 広報活動

イ. NTTドコモ中国支社

被災規模状況に応じて本社および支社災害対策室を設置するほか、鳥取支店に支店へ現地災害対策本部を設置し、以下の対策を実施。

(ア) 被災状況等の情報連絡

(イ) 通信の利用制限、重要通信の確保

(ウ) 被害設備の復旧

(エ) 広報活動

ウ. 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

(3) 応急対策

ア. 最小限の通信確保

(ア) 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

a) 被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

b）町、県等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

（イ）移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

イ. 通信コントロール等の実施

（ア）携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

a）被災者の安否情報等の登録

b）災害用災害伝言板への登録をメールで通知

c）EzWeb、iモードサービスやインターネットによる登録情報の確認

（イ）音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

（ウ）災害用音声トーキガイダンス

災害用伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

（4）応急復旧等に関する広報

ア. KDDI及びNTTドコモ中国支社における措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

（ア）通信のそ通状況

（イ）通話の利用制限の措置状況

（ウ）携帯電話用災害伝言板サービスの提供

（エ）被災した設備の応急復旧の状況

（オ）特設携帯電話の設置場所を周知するとき

イ. 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

（5）災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第24節　文教対策計画

1. 目的

災害により文教施設が被災し、又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

2. 実施責任者

(1) 町立小・中学校の応急教育、ならびに町立文教施設の応急復旧対策は町教育長が行う。

(2) 文教施設の被災は直接児童、生徒の教育上に重要な影響をおよぼすので各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて実施するとともに町長に提出するものとする。

3. 応急教育対策

(1) 休校措置

ア. 授業開始後の措置

災害が発生し又は発生が予想される場合、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、必要な注意事項を十分徹底させるとともに次の安全指導をとるものとする。

(ア) 帰宅を実施させる場合は、保護者への引渡しを第一とし、保護者へのひきわたしが困難な場合は教職員の引率により実施する。

(イ) 危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ. 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を電話、防災行政無線、電話連絡網、広報車等の利用等確実な方法で各児童、生徒並びに保護者に徹底させるものとする。

(2) 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害規模、被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

ア. 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに一部が使用不能の場合については特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用し応急教育を行う。

イ. 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合には、収容人員を考慮のうえ公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ. 広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ. 町に適当な施設がない場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村に対してあっせんを要請するものとする。

（ア）通学範囲

（イ）生徒数

（ウ）就学期間

（3）応急教育の方法

被災状況に応じて短縮授業、2部授業、分散授業等の措置を講ずるとともに、極力指定授業時間数の確保に努めるものとする。

（4）教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により児童・生徒の教育に障害をおよぼす恐れのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり近接学校からの応援あるいは臨時教員の採用等教員の確保に努める。

4. 児童・生徒の災害援助に関する措置

（1）教科書及び学用品の給与

文教対策部は被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県知事あて報告するとともに教科書のあっせんを要請するものとする。その他の学用品についても必要量を調査のうえ確保を図るものとする。

また、必要に応じ町内あるいは隣接市町村の学校に対して使用済みの教科書等の供与についても依頼するよう考慮するものとする。

（2）支給対象者

災害により教科書及び学用品を滅失又はき損した小学校児童、中学校生徒に対して支給する。

（3）支給品目

ア. 教科書：教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書

イ. 教材：教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

ウ. 文房具：ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷、定規等

エ. 通学用品、運動靴、かさ、かばん、風呂敷等

その他の品目についても、り災状況、程度等実情に応じ適宜調達支給する。

（4）支給の方法及び期間

文教対策部は各学校長を通じ対象者に支給するものとする。

支給の期間については災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内にその手続きを完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

（5）費用

災害救助法が適用された場合にあってはそれによって行うものとするが、その限度額を越える部分、あるいは災害救助法が適用されなかった場合には有償を原則とする。

（6）学用品の給与にともなう記録

学用品の給与を行った場合には災害救助法に定める様式第18号により正確に記

録するものとする。

5. 学校給食対策

(1)給食施設が被災したときは、次の項目に留意し適切な措置を行うとともに早期の開始に努力するものとする。

ア. 被害状況(調理関係職員・給食施設・給食物資等)を把握するとともにその対策を行うこと

イ. 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

ウ. 衛生管理、特に食中毒等の事故防止を厳重にする

エ. 状況によっては給食を一時中止の措置をとることも考慮する

6. 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

(1)校舎内外の清掃・消毒

(2)飲料水の使用

(3)児童生徒等の保健管理及び保健指導

(4)児童生徒等の精神面に係る配慮(こころのケア)

7. 災害救助法の適用の場合の学用品の給与

(1)支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

(2)支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア. 教科書

イ. 文房具

ウ. 通学用品

(3)学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15 日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4)費用の限度

学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア. 教科書代

(ア)小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項

に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（イ）高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ. 文房具及び通学用品費

小学校児童　1 人当たり　4,100 円

中学校生徒　1 人当たり　4,400 円

高等学校等生徒　1 人当たり　4,800 円

第25節　労務供給計画

1. 目的

災害応急対策を迅速適確に実施するため必要な労務者の動員及び技術者の動員を円滑ならしめ、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員について本部長（町長）が行う。

3. 労務者等の確保

災害対策を実施するために必要な労務者等の確保については次の措置により行うものとする。

(1)各部の常傭労務者及び関係業者等の労務者の動員

(2)公共職業安定所等のあっせんによる労務者の動員

(3)関係機関の応援派遣による技術者の動員

(4)緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

4. 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは労務者を雇用し災害応急対策にあてるものとする。

(1)雇用手続き

各対策部が労務者を必要とする場合次の事項を明示し、産業生活物資対策部を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

ア. 雇用の理由

イ. 所要、職種別人員

ウ. 作業内容

エ. 雇用期間

オ. 就労場所

カ. 賃金の額

キ. 労務者の輸送方法

ク. その他必要となる事項

(2)賃金の支払い

賃金の支払いについては原則として同地域における同種の職業に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮のうえ本部長（町長）が決定する。

その支払いについては各対策部が負担し、日々作業終了後現地で支払うものとする。

5. 労務者等の応援要請

町内での動員では労務者が不足する場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町村

に応援の要請を行うものとする。

(1)応援を必要とする理由

(2)所要職種別人員数

(3)作業期間

(4)就労場所

(5)賃金の額

(6)その他必要となる事項

6. 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

(1)派遣を要請(あっせん)する理由

(2)派遣を要請(あっせん)する職員の職種別人員数

(3)派遣を必要とする期間

(4)派遣される職員の給与その他勤務条件

(5)その他職員の派遣(あっせん)について必要となる事項

7. 従事命令等による労務者等の強制動員

(1)災害応急対策のために必要がある場合には、各法律に基づく強制命令により労務者の確保を図るものとする。

各法律に基づく命令の種類、執行者等は次のとおりである。

命令区分	執行者	根拠法令	対象作業	対象者
従事命令 〃 協力命令 〃	知事 町長 知事 町長	災対法第71条第1項 〃　第2項 〃　第1項 〃　第2項	災害応急対策事業(救助法に基づく救助を除く応急措置)	1.災対法及び救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業) (1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師又は看護師 (3)土木及び建築技術者 (4)大工、左官、とび職 (5)土木及び建築業者ならびにこれらの従事者 (6)自動車運送業及びその従事者
従事命令 協力命令	知事 〃	救助法第24条 〃　第25条	災害救助作業(救助法に基づく救助法)	2.災対法及び救助法による知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業) 救助を要する者及び近隣のもの

命令区分	執行者	根拠法令	対象作業	対象者
従事命令 〃	町長 警察官	災対法第65条第1項 〃　　第2項	災害応急対策作業（全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
従事命令	消防団員	消防法第29条第5項	消防作業	火災の現場附近にある者
従事命令 〃	水防管理者 消防機関の長	水防法第17条 〃	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（注）災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

（2）従事命令等の執行

ア．従事命令等の執行に際しては必要最小限によるものとする。

イ．従事命令等の執行に際しては法令等に定める令書を交付するものとする。

（3）損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡、負傷、もしくは疾病にかかり、又は廃疾となった者はその遺族等に対して、次の各法律に基づき損害補償を行うものとする。

ア．消防法　第36条の3

イ．災害救助法　第29条

ウ．水防法　第34条

エ．警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

オ．災害対策基本法に基づく「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」（昭和40年3月26日　鳥取県条例第7号）

8．労務供給にともなう記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは様式第17号により正確に記録するものとする。

第26節　ボランティアの受入れ

1．目的

町は社会福祉協議会と連携し、災害時における町内外からのボランティアの受入れ体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう、総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう体制を整える。

また、ボランティア活動が行われた場合を想定し、行政として関わり方を明確にする。

2．ボランティアの受入れ体制

(1)ボランティアセンターの設置

災害時において、ボランティアの協力を得る必要があると認められる場合は、活動の案内、手配及び調整を行うために、江府町社会福祉協議会にボランティアセンターを開設する。

ア．町社会福祉協議会と連携し、町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。

イ．必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

ウ．赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に次の事項を示して応援協力の要請を行う。

(ア)応援を必要とする理由

(イ)作業内容

(ウ)従事場所及び就労予定時

(エ)所要人員

(オ)集合場所

(カ)その他必要事項

日赤鳥取県支部連絡先

連 絡 先	電 話 番 号	ＦＡＸ番号
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	0857-22-4466 0857-22-8367 （夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話）	0857-29-3090

(2)ボランティアセンターの構成

ボランティアセンターは福祉対策部、社会福祉協議会、各種団体、活動内容に関係する団体により構成する。

また、ボランティアセンターの運営責任者は江府町社会福祉協議会とする。

(3)町社会福祉協議会

ア．被災地となった場合

(ア)町社会福祉協議会は、町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボ

ランティアに提供する。

(イ)ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

イ. 被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、あるいは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

(4)町対策本部との連携

町対策本部とボランティアセンターとの情報連絡等の調整は福祉対策部があたる。

(5)ボランティアセンターの機能

ア. ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ. 個人ボランティアのグループ化等、活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、各種団体等が中心となってグループ化を図る等、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ. ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して適確に提供する。

エ. ボランティアのあっせん

町長がボランティアセンターに対しボランティアのあっせんを要請した場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをあっせんする。

また、ボランティアあっせんの要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんができる。

オ. ボランティアの募集

ボランティア活動には、専門技術型と一般労働力提供型が考えられる。町がボランティアと効果的に連携するために、ボランティアそれぞれの役割や特性を理解した上で募集を行う。

(ア)一般労力提供型ボランティア

①炊き出し、物資の仕分け・配給への協力

②避難所の運営への協力

③安否情報、生活情報の収集、伝達

④清掃等の衛生管理

(イ)専門技術型ボランティア

①災害支援ボランティア講習修了者

②アマチュア無線技師

③医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師

④特殊車両等の操縦、運転の資格者

⑤通訳(外国語、手話)

(6)ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校等の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

3. 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援については、国、県を通じて町がその支援を受入れる。

その際には、ボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保する等の活動支援を行う。

4. 医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに日野総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県西部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請する。

第27節　隣保互助・民間団体活用計画

1. 目的

各種民間団体の組織的活動を行い、災害応急対策の円滑なる実施を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災地における隣保互助・民間団体・民間企業の協力要請は、本部長（町長）が行うものとする。

3. 対象団体

対象となる民間団体は次のとおりである。

(1) 自治会
(2) 青年団
(3) 女性団体
(4) その他の民間団体及び各種団体

現況は**資料編 160 頁**のとおりである。

4. 協力要請

(1) 災害対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、民間団体の責任者を通じ協力要請するものとする。
更に多数の者の協力を必要とする場合は他の市町村長を通じ当該市町村内の民間団体に協力を求める。

(2) 各民間団体に協力を要請する場合は、次の事項を明示し行う。
ア. 応援を必要とする理由
イ. 作業内容
ウ. 従事場所及び就労予定期間（時間）
エ. 所要人員
オ. 集合場所
カ. 携行品等
キ. その他必要となる事項

5. 協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

(1) 被災者及び応急対策作業員等に対する炊き出し
(2) 被災幼児の託児・保育
(3) 被災者の救出
(4) 救援物資の輸送・被災者に対する配慮
(5) 清掃・防疫活動の応援

(6)避難所の応援

(7)その他災害応急措置の応援

6. (1)対象団体

ア. 県及び町との応援協定締結事業所

イ. その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

(2)協力要請等の順序

ア. 町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

イ. 町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

(ア)応援を必要とする理由

(イ)作業内容

(ウ)従事場所及び就労予定時

(エ)所要人員

(オ)集合場所

(カ)その他必要事項

(3)協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

ア. 初期消火や人命救出・救護活動

イ. 救援活動に必要な資機材・車両などの提供

ウ. 避難者への水や食料、生活関連物資の提供

エ. 避難所等の提供

オ. その他応急対策に必要な事項

第28節　災害時要援護者の安全確保と支援

1. 目的

災害時要援護者は、災害時において、自力による危険回避活動や避難行動に困難をともなうことが多いため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、その個々の状態やニーズに配慮して、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

また、災害時要援護者に対する救援救助活動の実施にあたっては、多くの人手が必要となるため、町は地域住民、民生児童委員やボランティア等との協力体制を確保する。

2. 児童に関する安全確保と支援

(1)町の要保護児童の把握等

町は次の方法により、被災による孤児・遺児等の要援護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア. 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要援護児童の実態を把握し、避難所の責任者を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ. 住民基本台帳との照合による犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ. 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2)児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について適確な情報提供を行う。

3. 社会福祉施設等における安全確保と支援

(1)被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、町へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2)受入先の確保及び移送

町は、災害時要援護者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

ア. 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、食料、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、町及び県に協力を要請する。

町は、備蓄物資の放出及び調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

イ. ライフライン優先復旧

町は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

ウ. 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

エ. 仮設住宅

町は、入所者の選定にあたり、原則として災害時要援護者を優先的に入居させるものとする。

4. 高齢者及び障がい者に関する安全確保と支援

町は、以下の点に留意し、避難所や住宅一般の高齢者、障がい者に関する対策を実施する。

(1)被害の状況把握

社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員が連携・協力し、被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

(2)避難所等における支援

ア. 情報の提供

掲示板、広報紙等、ファクシミリ、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話つきテレビ放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食料、飲料水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ. 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した食事を工夫する。

ウ. 生活支援

避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

エ. ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者及び障がい者のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

オ. 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

5. 要援護者の安全確保と支援

(1)安否確認の実施

町は、調査班を編成し、各居宅に取り残された要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者のリスト等を活用し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

(2)救助活動の実施

町は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要援護者の救助を行う。

(3)受入先の確保及び移送

町は、要援護者の受入先として、医療施設、社会福祉施設等を確保する。

(4)生活救援物資の供給

町は、要援護者の被災状況を把握し、要援護者向けの食料、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

(5)情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う他、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。

(6)相談窓口の開設

町は、社会福祉協議会と協力・連携し、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

(7)巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等により、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

6. 観光客及び外国人に関する安全確保と支援

(1)観光客の安全確保

文化観光施設等の管理者は、災害時には適確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、救助活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ適確に行う。

(2)外国人の安全確保

ア. 外国人への情報提供

町及び県は、ライフライン等の復旧状況、食料、飲料水、生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報を広報紙やパンフレット等に外国語(英語等)で掲載し、外国人への情報提供を行う。

第29節　水防計画

1. 計画の要旨

この計画は、江府町における洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施については、水防法第25条の規定及び鳥取県水防計画に基づき、別に定められている「江府町水防計画」によるものとする。

水防管理団体関係河川は、資料編 161 頁のとおりである。

2. 水防組織と機構

(1)水防管理者

江府町長

(2)水防組織系統

ア. 水防本部

本町における水防を総括するために設置し、本部事務局を江府町役場総務課に設置する。

また、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の組織に移行するものとする。

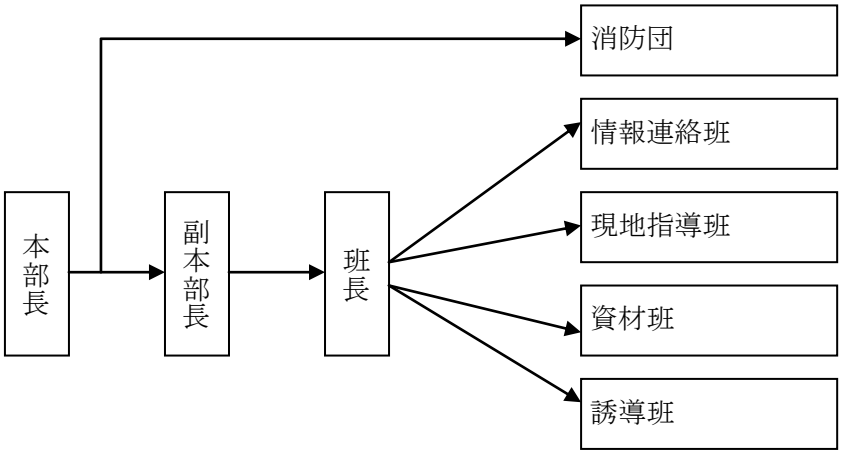

イ. 水防機関

本町における水防活動については、消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってこれにあたる。

また、水防法第 17 条の規定により、地元住民は水防本部長又は水防機関の長より出動の要請があった場合は、現地作業隊としてこれに協力しなければならない。

ウ. 気象情報伝達系統

気象情報伝達系統は、本章　第4節　通信情報計画に定める気象警報等の伝達系統図のとおりである。

３．重要水防区域

江府町における水防上重要な区域は、**資料編 11 頁**のとおりである。

４．水門操作ならびに貯水池等の水防対策

（1）実施責任者

水門・ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

（2）水門・ため池等の現況

町における水門・ため池等の現況は**資料編 161 頁**のとおりである。

（3）予防体制

水門・ため池等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき又は出水の恐れを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し必要に応じ水門を閉じ、ため池については下記のため池維持管理要領に従い必要な措置をとるものとする。

ア.「ため池維持管理要領」

（ア）平常時の管理

a）毎年1回以上草刈及び草焼きを行い、草刈後はよく法面を踏みしめる。

b）法面を滑ったり畑等を耕作させない。

c）漏水には特に注意し樋管部・余水吐尻を検査する。

d）毎年1回堤の縦断測量を行い、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土する。

e）放水路が堤体を洗掘しないか検査する。

f）余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。

g）地震・洪水等の変事の後は全体にわたり検査する。

h）流域の踏査して山崩れの恐れがないか確かめておく。

（イ）非常時の対策

a）監視人を部署につかしめる。

b）時間雨量30ミリ以上の降雨に際しては監視人は次の事項に注意する。

①樋管を抜くこと（取入口の樋を閉塞し得る場合は閉めること）

②流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

③流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことが予想されるので余水の水位上昇に注意する。さらに水位上昇が予想される場合には関係住民・消防団に対して土俵・莚等水防資材の準備を依頼する。

④余水吐が計画隘流水深に達した場合には、町長に急報するとともに関係集落・消防団にも急報し、流心の方向に当たる集落に避難の準備するよう指示する。

⑤計画隘流水深以上に水位が上昇し、決壊の恐れがある場合には町長に急報し、その指示により下流集落に避難命令を伝達するとともに、その安全を確認のうえ仮余水吐を切開し堤の安全を図るものとする。

⑥放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

⑦水位の上昇を15分ごとに調べる。

⑧その他急変の場合は至急に連絡する。

c）監視人からの急報を受けた場合、関係集落・消防団は土俵・莚・叺・縄・杭等あらかじめ用意した応急資材を持ち現場に急行するものとする。

d）洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

5．水防用資材

（1）水防用資材は災害時この資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るよう、危険区域を対象として水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設を常に備蓄しておくものとする。

（2）水防資材の整備

ア．倉庫内の資材は随時に調査し、緊急時に役立つよう整備しておく。

イ．補充資材確保のため水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておく。

ウ．若干量の予備土を適当な箇所に常備する等、緊急時に役立つよう準備しておく。

（3）水防資材の取扱い

ア．水防資材については水防以外の如何なる工事にも使用することは許されない。

イ．資材の受払いについては、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿は様式第19号による。

ウ．資材を使用したときは5日以内に事務局（総務課）に報告する。

（4）備蓄場所

水防倉庫、あるいはこれにかわるべき施設の設置場所・備蓄資材の状況は**資料編105頁**のとおりである。

6．水防非常配備と出動

（1）水防本部長は、洪水の注意報、又は、警報により警戒の必要が予測されるときは、ただちに水防本部員並びに各対策部員に対し常時勤務から非常時勤務に切換を命じ、水防の万全を期さなければならない。

（2）水防非常配備体制の種別と各対策部の配備基準は風水害等対策時の事務分担を準用する。

（3）水防本部員並びに各対策部員は、夜間、休日にかかわらず水防警報の発令が予測される場合、自動的に風水害等対策時の配備基準（第3節配備動員計画）に従い、水防本部長の指示のもと、水防の業務に従事しなければならない。

（4）水防本部長は、消防団員に出動させ、水防作業に従事し、監視及び警戒中に異常を発見したときは、ただちに県水防本部に報告しなければならない。

（5）消防機関の出動については、河川の水位の上昇等によって危険が予測されるときには、あらかじめ各分団長に対し出動準備の通報を行うものとする。

（6）水防本部長は、洪水に対する警戒が必要な場合、また緊急に水防対策を行う場合は、必要に応じて、町内建設業者他民間団体、各種団体等に協力を要請するものとする。

(7)重要水防区域・ため池巡視体制連絡系統図

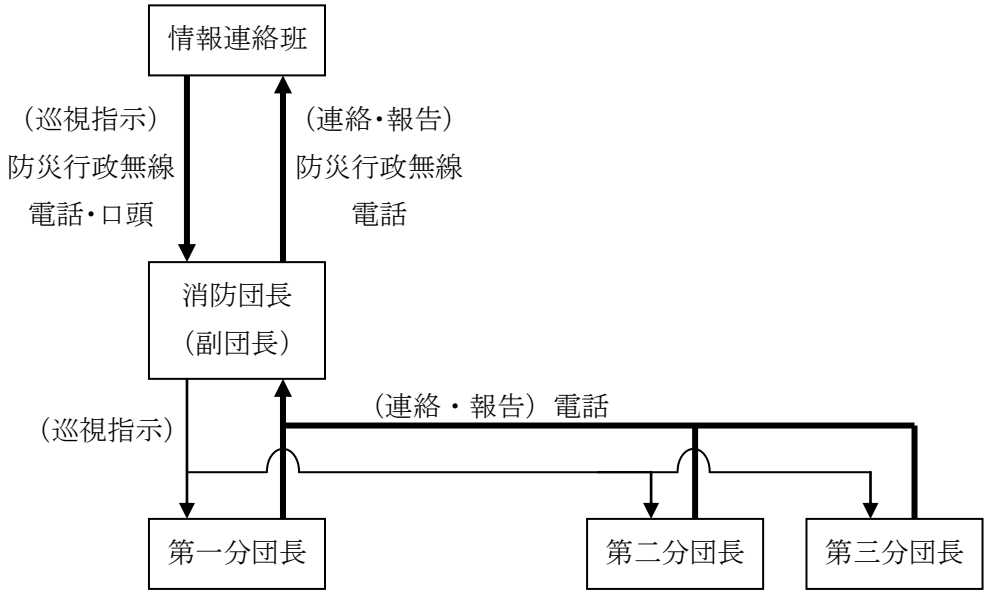

7. 水防標識と身分証票

(1)水防標識

ア. 水防要員の標識は左腕に水防の腕章をつける(**資料編 165 頁**参照)。但し、消防団員は除く。

イ. 車の標識(**資料編 165 頁**参照)。但し、消防車には装着不要

(2)身分証票

腕章は**資料編 165 頁**参照

水防団標識は**資料編 165 頁**参照

水防要員の証は**資料編 165 頁**参照

8. 通報

出動命令、危険通報等すべての通報及び連絡は、防災行政無線、電話、広報車等をもって行う。

9. 公用負担と損失補償

(1)公用負担

水防法第21条の規定により水防のため必要があるときは、水防本部長又は、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア. 必要な土地の一時使用

イ. 土・石・木・竹その他資材の使用

ウ. 車輌等運搬用具の使用

エ. 工作物その他の障害物の処分

上記各号の権限を行使するときは、水防本部長又は、消防機関の長はその身分を示す証明書をその他の者で委任を受けた者にあっては**資料編 166 頁**に示す様式によ

る証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

(2)公用負担の証票

水防法第21条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、**資料編166頁**に示す証票2通を作成し、1通を目的物所有者又は管理者に手渡さなければならない。

(3)損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対しては、町において時価によりその損失を補償するものとする。

10. 水防解除

水防本部長は、水位が減じ危険がなくなったときは、水防解除を命じ日野総合事務所県土整備局長に報告するものとする。

11. 決壊等の通報ならびに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊した時等で、地域住民の緊急避難を要するときは本部長(町長)又は、消防機関の長は、直ちにその旨を「第7節　避難計画」により地域住民に伝達するとともに日野総合事務所県土整備局長に通知しなければならない。

また決壊後といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

12. 水防顛末報告

水防活動を行った場合には様式第20号により日野総合事務所県土整備局長に報告する。

第30節　災害救助法の適用及び災害救助体制

1. 目的

災害救助法は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が適用する。町長は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

2. 災害救助法の適用基準

町長は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

(1)規模

一定規模以上の災害(災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの(町で十分な救助等が行えない場合))について、災害救助法による救助が行われる。

(2)適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 (災害救助法施行令第１条第１項各号)	基準	具体例等
第１号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	30世帯(3,384人:平成24年11月末)
第２号	県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき用基準表」の基準２号のとおり	15世帯(3,384人:平成24年11月末)
第３号前段	県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…５世帯以上
第３号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【厚生労働省令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要と	多数の世帯…５世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。

適用条項 （災害救助法施行令第１条第１項各号）	基準	具体例等
	し、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第４号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当するとき 【厚生労働省令で定める基準】 （１）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 （２）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

３. 被災世帯の算定

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1)全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算

(2)半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算

(3)床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家３世帯で、住宅滅失１世帯として換算

４. 災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	負傷 （重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。

被害区分		認定基準
住家の被害	全壊 全焼 流出	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家が損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価の20％以上50％未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。

（注）1.「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。

2.「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

3.「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とする。

4.「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。

5.「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

5. 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、２に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は直ちにその旨を県に報告する。

6. 応急救助の内容

県知事は、災害により一定規模以上の被害が発生した場合、町に対し災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

ア. 応急仮設住宅の供給

イ. 避難所の設置

ウ. 炊き出しその他による食品の給与

エ. 飲料水の供給

オ. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ. 医療

キ. 助産

ク. 災害にかかった者の救出

ケ. 災害にかかった住宅の応急修理

コ・学用品の給与

サ. 埋葬
シ. 遺体の捜索
ス. 遺体の処理
セ. 障害物の除去

7. 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間は、**資料編 167 頁**のとおりとする。

なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は厚生労働省に協議等し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

第31節　自衛隊災害派遣要請計画

1. 目的

災害に際し、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する場合、その手続き等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害派遣の要請は本部長（町長）が知事に対して行う。

3. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護のため行うものとし、概ね次の基準によるものとする。

（1）人命救助のための応援を必要とするとき。

（2）町内での大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。

（3）救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。

（4）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

（5）応急措置のため医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第 83 条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することがある。

4. 災害派遣の要請手続き

（1）本部長（町長）は災害派遣を要請するときは、様式第20号に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」により、知事（危機管理局）に部隊等の派遣要請をするものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

また、知事連絡不能の場合（通信不能）は、自衛隊に状況報告を行い事後知事に報告を行うものとする。

なお、災害に際し緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊独自の判断で部隊等を派遣することがある。

（2）災害派遣要請手続き系統

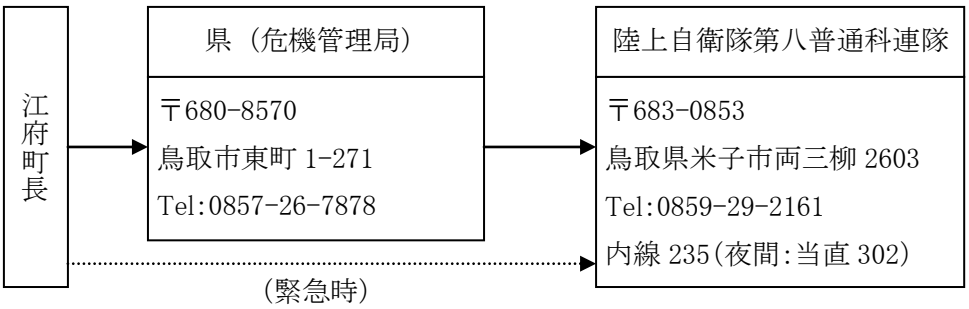

（注）ヘリポートの状況を上記の部署に報告しなければならない。

5. 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、支援あたる。

（1）災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

ア. 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ. 差し迫った必要性があること。

ウ. 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

（2）災害派遣の活動基準

ア. 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。

イ. 部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

ウ. 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

（3）災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績がある。

災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要

分類	救援活動区分	救援活動の内容
		な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の 措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、 事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6. 部隊等の受入れ措置

(1)受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア. 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所の準備

イ. 連絡責任者の指名

本部長(町長)は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

ウ. 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容・所要人員・応急措置に必要な資器材の確保その他について作業計画をたて、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。

(2)派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な処置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

7. 派遣部隊の撤収

本部長（町長）は派遣の必要がなくなったと認めるときは、第22号様式に定める撤収要請申請書により知事に派遣部隊の撤収を要請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

8. 派遣部隊に関する報告

本部長（町長）は派遣部隊到着後次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに第23号様式に定める部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

(1) 派遣部隊の長の官職氏名
(2) 隊員数
(3) 到着日時
(4) 従事している作業の内容及び進捗状況
(5) その他参考となる官職氏名

9. 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

(1) 災害地における空中偵察機に対する信号

要請者は、自衛隊航空機が空中偵察をしている事を発見した場合は1メートル四方（基準）の旗を左右に振り連絡する。

ア. 病人が発生し救助を必要とする場合：赤旗
イ. 食料が欠乏し給仕を必要とする場合：黄旗
ウ. 孤立、倒壊家屋のため救出を必要とする場合：白旗

(2) ヘリコプター発着時の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

ア. 地盤が堅固で平坦地（勾配 4°～5° 以下）であること。
イ. 無障害地帯（基準カ項）
ウ. 回転翼の回転によりあまり砂塵等が舞い上がらない場所
エ. 大型（CH－47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。
オ. 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は踏み固める等の準備が必要
カ. 単機着陸のために必要な広さ

小型（O11－6）

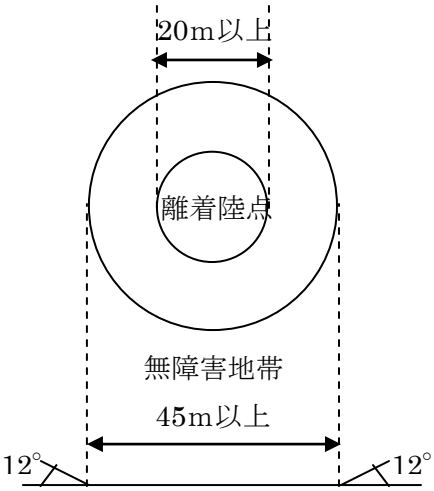

中型（UH－1H 及び UH-60J）

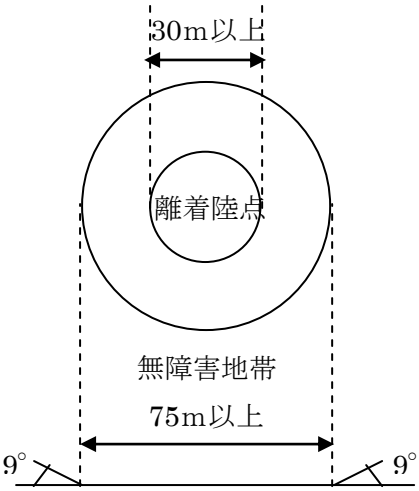

大型（V－107 及び CH-47J）

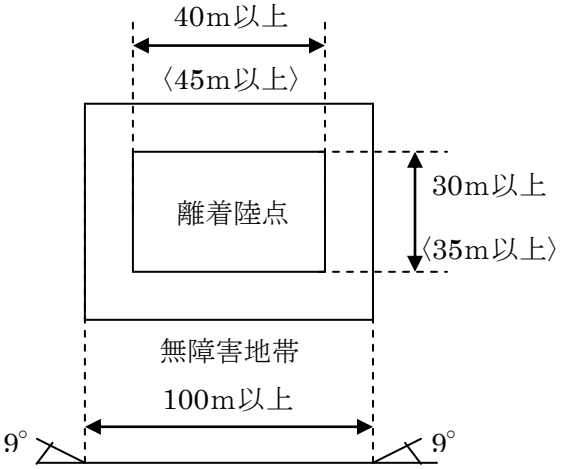

※〈　〉：CH－47J に適用

・ 離着陸点とは、安全容易に接地できるように基準された地点
・ 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

キ. 標識

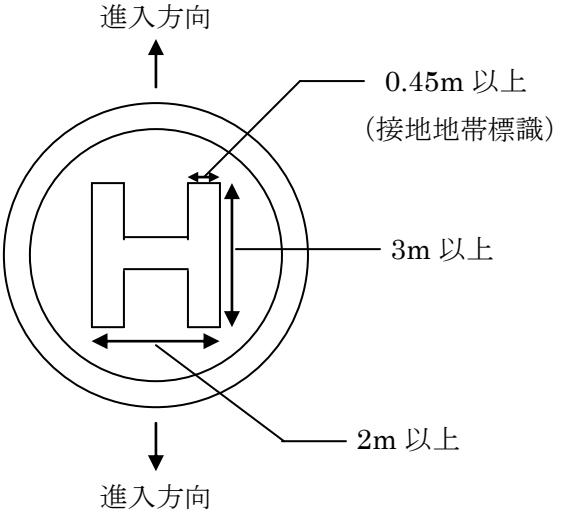

半径 2m 以上で石灰標示
積雪時は墨等で明瞭に標示

ク. 吹き流し（風向指示器）

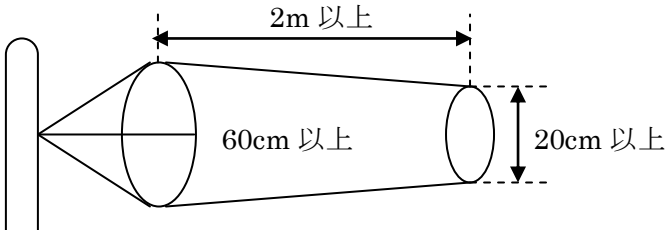

色は背景と反対色
大きさは基準であり緊急の場合は異なってもよい

ケ. 危険防止上の留意事項

（ア）離着陸時は、風圧等による危険防止のため子ども等を接近させない。

（イ）着陸点附近に物品等異物を放置しない。

（ウ）現地に自衛隊が不在の場合はできれば安全の監視人を配置する。

コ. ヘリコプター発着場

本町内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは**資料編 175 頁**のとおりである。

（3）航空機による物料投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、自衛隊・県ともよく協議し、その準備にあたるものとする。

ア. 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約5km の円内に、中心点を高度0として、約1．6km の円周上に300m 以上の山又は障害物、約3km の円周上に400m、約5km の円周上に500m 以上の障害物がなく投下地点附近約300m 以内に人家等が存在しないことが必要である。

その他、幅300m 以上の渓谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。

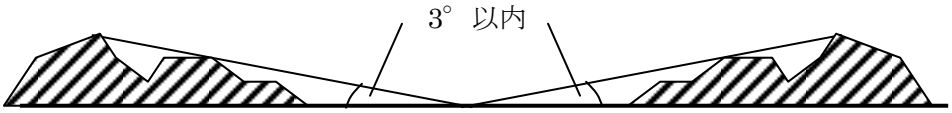

イ. 投下地点と標示方法

(ア)投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度(できれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。)を用意し、風上に対してT字型に並べる。

(イ)T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚き火等により白煙を上げる。

(4)飛行経路

ア. 投下高度

普通200m～300mである。

イ. 飛行経路

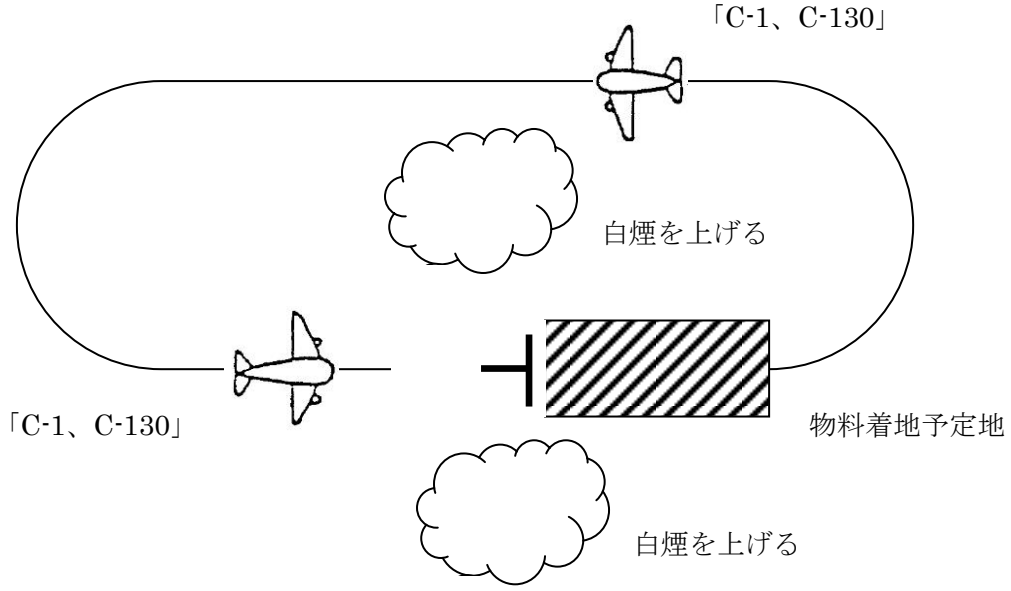

(5)空投物資の梱包

ア.「C−1、C−130」等の輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個約10kg から1，000kgまでの範囲である。

イ. 梱包は、着陸時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。ただし、ヘリコプターの場合には、状況によっては、簡易なものでもよい。

ウ. ヘリコプターの輸送量は約400kg 程度であり、1個の容積は1m^3 以内で1人持てる程度に梱包する。

エ. 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また降下速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人

員も上空に注意し危害防止に努めること。

なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(6)落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊へ返送する。傘の洗濯は禁じられているので乾燥した後付着した泥を布でぬぐい取っておく。

第32節　被災者相談計画

1．目的

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、その不安を解消するためのさまざまなケアサービスが必要である。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談やさまざまな要望、苦情等に関する広聴活動を防災関係機関とともに実施し、被害の実情に合った細かな対策を講ずる。

2．相談窓口の開設

（1）相談窓口の開設

被災住民の相談に応じる窓口を開設する。

（2）臨時被災相談所

被災地避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。

（3）避難所等に相談所が設置されないとき

避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。

（4）巡回・移動相談

必要に応じて、被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

第33節　農林業災害応急対策

１　目的

この計画は、災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

２　農作物等の一般的な応急対策

(1)事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

(2)被害状況の把握

町は、農作物等に被害が発生するおそれがある場合、速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、本編第３章第４節「通信情報計画」を参照）

(3)資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

３　再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

４　耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

５　病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

(1)実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

(2)防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

(3)防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

(4)農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

(5)防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第34節　孤立発生時の応急対策計画

１　目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

２　孤立状況の把握

(1)交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間地の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア　道路の崩壊

イ　道路への土砂崩れや雪崩の流入

ウ　大雨、大雪に伴う事前通行止め等

(2)通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。(電話、携帯電話、防災行政無線等)

(3)電気、水道等ライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。(電気、水道、食料の有無等)

(4)孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。(傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等)

(5)孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、日野総合事務所（県民局又は県土整備局）に報告するものとする。

３　物理的な孤立の解消

(1)交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

(2)代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

(3)物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

(4)帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、

避難所の開設等により支援を行うものとする。

(5)ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び消防局は、県（危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。

４ 情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

(1)災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

(2)集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第35節　竜巻・突風対策計画

1　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1)気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から１時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

(2)身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア．竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

（ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

（イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

（ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

（エ）大粒の雨やひょうが降りだす

イ．発生時に屋内にいる場合

（ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

（イ）雨戸・シャッターを閉める

（ウ）１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

（エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ．発生時に屋外にいる場合

（ア）車庫・物置・プレハブを避難所にしない

（イ）橋や陸橋の下に行かない

（ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

（エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

２ 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進する。

（1）風害の恒久的対策

ア．防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ．防風垣の設置

（ア）果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

（イ）幅員及び高さ

一列植とし１～１．５m幅で高さは一定しないが３～９m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

ウ．多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第4章　災害復旧計画

第1節　通則

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を早期に実施し、もって将来に備えることを目的とする。

第2節　被災者の生活確保に関する計画

1．目的

風水害発生後、被災者がいち早く、平常の生活ができるようにするため、町は防災関係機関と協力し、迅速かつ適確な復旧・復興を行うこととする。

2．り災証明書の発行

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切に生活安定のための措置を受けられるようにするには、り災証明の発行が不可欠である。そのため、被災状況についての台帳を作成し、これに基づき被災者の請求に応じてり災証明を発行する。

(1)り災台帳の作成

ア．記載内容の確認

り災台帳の記載については、被災状況の記載内容と一致していることについて被災者に確認を求め、正確を期するものとする。

イ．記載内容の修正

被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、り災台帳の記載内容の修正を行うものとする。

(2)仮り災証明書の発行

被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により、「仮り災証明書」を発行する。

(3)り災台帳の記載内容

ア．被災状況

イ．被災世帯に関わる緊急措置の状況

ウ．り災証明の発行状況

(4)り災証明書の発行

被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により、「り災証明書」を、仮り災証明書を発行したものについては、り災台帳に記載されている者に限り、申し出により、り災証明書に切り替え発行する。

3. 被災者の生活の確保

災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

1　生活再建対策

(1)被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

ア．法適用の要件

（ア）対象となる自然災害

a　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

b　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

c　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①ａ又はｂの市町村を含む県内で５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、②ａからｂに隣接している人口１０万人未満で全壊５世帯以上の市町村については適用がある。

d　ａ若しくはｂの市町村を含む都道府県又はｃの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、及び２世帯以上の全壊が発生した５万人未満の市町村

イ．支給対象世帯

（ア）住宅が全壊した世帯

（イ）住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

（ウ）居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

（エ）災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

ウ．大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

エ．浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成 16 年 10 月内閣府通知に基づくもの）

（ア）畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

（イ）半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第２条第２号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

オ．支給条件

（ア）対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

（単位：万円）	世帯人員	支援金			
		①	②住宅再建方法		
		基礎額	建設・購入	補修	賃貸
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

（イ）対象経費

使途の限定なし

カ．被災者生活再建支援法の適用事務

（ア）県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

（イ）町

住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

（ウ）申請期間

a　住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記オ（ア）②）　・・・災害発生後 37 月以内

b　その他の経費（上記オ（ア）①）　・・・災害発生後 13 月以内

※ ただし、県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。）

(2)その他の生活支援対策

ア．生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 ＜見舞金上限額＞　５万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞　生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法を適用（国 内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞　重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） ＜支給額＞　生計維持者250万円その他の者125万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞　災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞　350万円 ＜対象災害＞県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与	県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	＜対象事業＞ 住宅の改築、補修 ＜貸付限度額＞ 350万円	
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 ＜上限助成額＞ １世帯あたり10万円	県（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付 （小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 ＜貸付限度額＞ 10万円（１回限り）	県（福祉保健課） 県社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって５年未満）に生活資金として貸与 ＜生活資金＞ 月額10.3万円（２年間限度、６年間無利子）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実施	県（青少年・家庭課） 県教委（小中学校課・体育保健課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

イ．授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜上記以外の被害＞ 半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課）県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

ウ．農林水産業金融

（ア）農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん

（イ）天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

（ウ）株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん

（エ）株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

（オ）その他（平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 ＜貸付限度額＞ 120万円／ｈａ（貸付期間５年）	県（林政課森林・林業総室）

エ．商工業金融

（ア）中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

（イ）金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

（ウ）町、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

（エ）金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。

（オ）鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。

（カ）鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。

（キ）平成１２年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。（利子及び信用保証料を６年間０％とする） ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限10年）	県（経済通商総室）
県商工制度融資の償還猶 予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	
中小企業経営健全化資金 の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限７年）	
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限12年）	
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.6%）	
同和地区中小企業特別融	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.5%）	県（経済・雇用政策資総室経済通商総室）
小規模企業者等設備資金 の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 ＜貸付限度額＞ 4,000万円（償還期限７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 ＜貸付限度額＞ 6,000万円（割賦払期間７年、リースは３ ～７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）
中小企業ハイテク設備貸 与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞ 8,000万円（割賦払期間７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）

２ その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

(1)被災者に対する職業のあっせん(職業安定法)

(2) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付(保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令)

(3)小災害被災者に対する見舞金の給与(小災害被災者に対する見舞金給与要綱)

(4) 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請(弁護士、司法書士、土地家屋調査

士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

(5)被災児童、災害等への援護

ア．県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施

イ．県（福祉保健部、教育委員会）、町による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

ウ．町による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

3 日本銀行による応急金融対策

(1)通貨の円滑な供給の確保

ア　日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。

イ　日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、必要な要請を行う。

(2) 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

ア　預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

イ　届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

ウ　事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。

エ　災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いの上、取立てができるようにすること。

オ　災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

カ　汚れた紙幣の引換えに応ずること。

キ　国債を紛失した場合の相談に応ずること。

ク　災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

ケ　休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

コ　ア～ケにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

サ　営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹

底すること。

(3)金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記２コ、サの要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

4. 被災者へのメンタルケア

災害によって心が深く傷ついた心理状態(心的外傷後ストレス症候群:PTSD)を癒し、又は症状を軽減するための対策を講じる。

(1)行政の対応

ア. 各種情報を提供のための住民向け講演会の実施。

イ. 専門家による避難所及び家庭訪問による巡回相談の実施。

ウ. 専門家による相談電話(フリーダイヤル)の設置。

5. 災害相談所の設置

被災者の総合相談窓口である災害相談所を早期に開設し、不安の解消を図る。

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。また、相談窓口で、被災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにするため、国、県及び行政以外のライフライン関係者を交えたスタッフ体制をとる。

(1)災害相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、目安として、避難所が開設した時から3～4日後に、町担当課により相談スタッフの体制を整え、災害相談所を開設する。

(2)相談体制の充実強化

被災者からの要望を未対応のまま終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

なお、相談所に直接出向けない災害時要援護者や避難住民の相談内容は町担当課がその需要と内容を把握し対応する。

ア. 相談内容

(ア)応急住宅のあっせん

(イ)各ライフラインの復旧の見通し

(ウ)各種法律相談

(エ)建物応急危険度判定の手続き

(オ)医療相談

(カ)各種融資資金の相談

イ. 相談スタッフの充実

相談内容に適確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとるものとする。

［災害相談所の例］

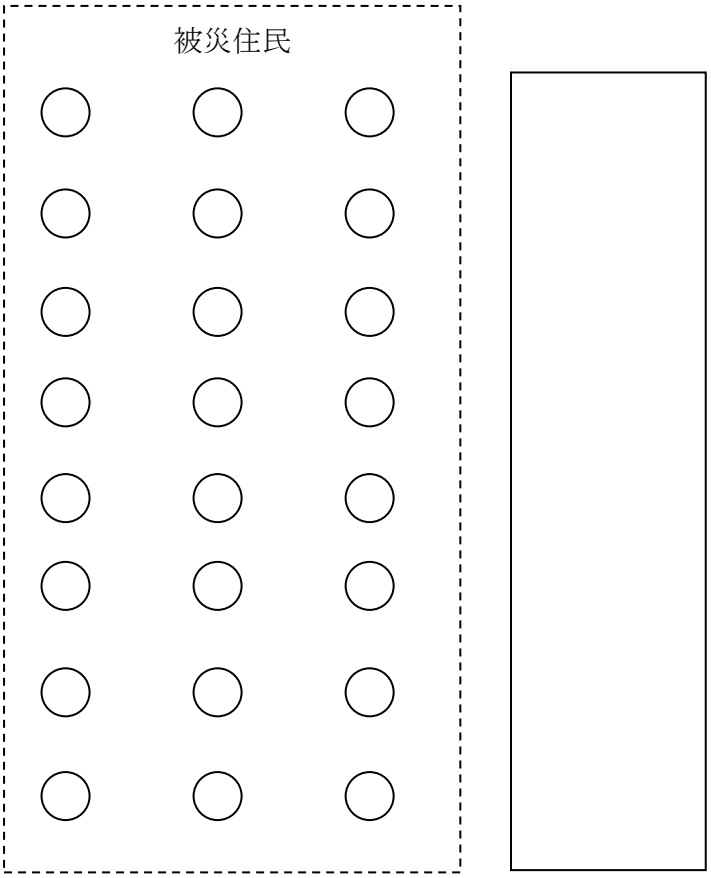

○応急住宅のあっせん

○各ライフラインの復旧の見通し

○各種法律相談

○建物応急危険度判定の手続き

○医療相談

○各種融資資金の相談

○介護等の福祉相談

第3節　公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは概ね次の計画によるものとする。

1. 災害復旧事業計画

(1)公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号))

ア. 河川災害復旧事業計画

イ. 砂防設備災害復旧事業計画

ウ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

エ. 道路災害復旧事業計画

オ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画

カ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

キ. 下水道災害復旧事業計画

ク. 公園災害復旧事業計画

(2)農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号))

(3)都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4)上水道・清掃施設等、災害復旧事業計画

(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号))

(5)社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号))

(6)公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号))

(7)公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号))

(8)公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号))

(9)その他災害復旧事業計画

2. 公共事業に対する資金計画

災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切、効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

措置の概要は次のとおりである。

(1) 災害関係経費にかかる資金需要を迅速、適確に把握する。
(2) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
(3) 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
(4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業費について調査し、事業執行計画に万全を期する。
(5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況を速やかに調査、把握し、早急に「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害として指定されるよう資料の整備、関係機関への要望等その措置を行う。

第4節　義援金の受入れ及び供給に関する計画

1．目的

災害時には、国内、国外から多くの善意の義援金が送られてくることが予想されるため、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。

義援金の供給、配分、管理の責任者は町長とする。

2　義援金の受入れ及び配分

(1)義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、ＮＨＫ鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

(2)義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、ＮＨＫ鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

協議・決定事項はおおむね次のとおりである。

ア　義援金の保管

イ　義援金の配分方法、配分基準、配分時期

ウ　義援金の使途

エ　その他必要な事項

(3)義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

3　義援物資の受入れ及び配分

町は、本編第３章第 10 節「食料供給計画」第 11 節「物資の受入れ及び供給に関する計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1)物資受入れの基本方針

ア　原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ　物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括してによる梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2)少量提供物資(個人提供等)の取扱い

ア　災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約するこ

とが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ　なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3)受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア　必要としている物資とその数量

イ　義援物資の受付窓口

ウ　義援物資の送付先、送付方法

エ　個人からは、原則義援金として受付

オ　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

(4)報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第5節　激甚災害の適用

1　激甚災害制度の概要

（1）激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） ・「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

（2）激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

（3）激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第　3　条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		2	公共土木施設災害関連事業	
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6　の　2	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧	身体障害者福祉法

区分	条	号	対象事業	関係法令
			事業	
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
		14	湛水排除事業	
2　農林水産業に関する特別の助成	第　5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		
	第　6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	第　7条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
	第　8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		天災融資法
	第　9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助		
	第１０条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助		
	第１１条	・共同利用小型漁船の建造費の補助		
	第１１条の２	・森林災害復旧事業に対する補助		
3　中小企業に関する特別の助成	第１２条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		中小企業信用保険法
	第１３条	・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例		小規模企業者等設備導入資金助成法
	第１４条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		
4　その	第１６	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助		

区分	条	号	対象事業	関係法令
他特別の財政援助及び助成	条			
	第１７条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助		
	第１９条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例		
	第２０条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例		母子及び寡婦福祉法
	第２１条	・水防資材費の補助の特例		
	第２２条	・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
	第２４条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等		
	第２５条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例		雇用保険法

２ 激甚災害の指定に係る手続き

(1)調査の実施

町は、県が実施する、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

(2)指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

(3)特別財政援助額の交付手続

ア　町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ　県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第6節　災害復興計画

1　目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

2　災害復興の進め方

災害復興においては、町の再建は都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

(1)復興対策組織･体制の整備

ア　被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ　災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

ウ　災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

(2)復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

(3)復興計画の策定

ア　町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ　計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら、既存の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ　復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

（ア）被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

（イ）有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

（ウ）様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

(4)復興事業の実施

町は、復興事業の実施にあたり、住民の合意を得つつ、県、国等関係機関と密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

(5)復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

(6)分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

3 留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

(1)事前復興対策(復興手順の明確化、基礎データの整備)

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。

(2)住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配意する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

(3) 技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。

4 資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

(1)災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

(2)一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

(3)地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

(4)歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

5 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第5章　事故災害等対策計画

第1節　通則

この計画は流出油事故や危険物等による事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

第2節　流出油事故対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

この計画は、災害時において流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐことを目的とする。

(2) 油防除実施体制への協力

初期評価（油防除措置を効果的に実施するための、早い段階での流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報の収集、分析）を迅速かつ適確に実施するためには、河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、養殖場、工業用水等の取水口、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物に関する情報）を事前に一元的に把握しておくことが極めて有効である。

町は、これらの情報を県に提供することにより迅速な初期評価が行えるよう協力するものとする。

(3) 補償制度の提供体制の整備

町は、油濁損害に対する補償制度に関する情報を県より収集、整理し提供を行える環境を整備しておくものとする。これに基づき従事者の教育を実施し資質の向上を図るよう指導する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

流出油災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、町は、収集、連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油に対する効果的な応急対策を実施する。

(2) 災害応急活動体制の確立

流出油事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、「第3章　第2節　組織計画」に基づき、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ関係防災機関に通報するものとする。

(3) 河川、湖沼における流出油の防除

町は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、黒坂警察署、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣等と共同で、概ね次に掲げる活動を展開する。

なお、防災資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は町の備蓄品又は町内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ア. 河川区域の監視

イ. 河川区域での除去活動の実施

ウ. 回収油の一時集積場所への貯留

エ. 除去活動情報の収集及び県への伝達

オ. 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

3. 災害復旧

(1) 目的

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 被災事業者、住民等の復旧支援

町は、流出油により被害を受けた農林関係者、住民等の回復の支援に努める。

(3) 事後の監視等の実施

町及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上で、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

第3節　航空災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

航空災害による被害を最小限にとどめるため、町は県及び関係機関に協力するものとする。

(2) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア. 災害情報の収集・連絡

町は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、町の情報収集・連絡等については、「第3章　風水害等応急計画」の「第4節　通信情報計画」によるものとする。

(3) 災害応急活動体制の整備

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町は防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

ア. 応援協力体制の整備

町は航空災害発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、その体制を整備し、所用の資機材の調達等を行うものとする。

2. 災害応急対策

(1) 目的

航空災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理(事務)所の他、市町村、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 実施内容

町は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ適確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、適確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を適確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(3)情報管理(通信連絡)体制の確立

航空災害発生時の町の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とする他、NTT固定電話(災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。)を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

(4)情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ適確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

(5)災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、町は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災機関に通報するものとする。

(6)救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

航空災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、空港管理事務所、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、墜落の可能性があり、捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

第4節　道路災害対策計画

1．災害予防

(1)目的

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及、啓発等の基本的な対策を推進する。

(2)道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

ア．気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

イ．道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

ウ．道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

エ．道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

(3)道路の安全確保

町は、通常時、夜間時及び異常時の道路パトロールを実施し、道路施設の現状の把握に努める。

(4)落石対策

ア．道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

イ．消防局及び警察署等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者(JR西日本)への連絡体制に留意する。

(5)災害応急・復旧体制の整備

ア．情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時に速やかな応急対策を実施するため、町は、関係機関と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

(ア)通信体制の整備

町は、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速、正確に通報できるよう、非常通報設備の整備を推進する。

イ．組織体制の整備

町は、本計画に基づき、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等を確立する。また、道路災害に対応した職員の活動マニュアル等の整備を検討する。

ウ．救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

(ア)救助・救急活動

町は、道路災害に対応した救急救助用資機材等を検証し必要性に応じ順次整備に努める。

(イ)医療救護活動

町は、医療救護活動において、関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

(ウ)消火活動

町、消防団は、道路災害における消火活動について、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。

エ. 交通の確保、緊急輸送体制の整備

道路災害発生時における交通の確保、緊急輸送体制の整備に関しては、県警察本部を主体として対策を実施する。なお、町は、その円滑な実施のために協力を行う。主な実施内容は以下のとおりである。

(ア)緊急輸送道路の指定

(イ)緊急輸送道路確保の体制づくり

①発災直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。

②沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所に対して、発災直後直ちに自主的に輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

(ウ)緊急輸送車両の確保

オ. 危険物等流出防除活動体制の整備

町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局及び道路管理者とともに、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

(6)防災知識の普及、啓発

町は、県及び道路管理者とともに、道路利用者に対して道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等、様々な方法、機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及、啓発に努める。

2. 災害応急対策

(1)目的

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、各種応急対策を実施する。

(2)想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア. 道路構造物(トンネル、橋りょう等)の損壊等

イ. 道路上での重大事故(交通事故等)

ウ. 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

(3) 災害情報の収集、伝達

町は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

ア. 災害情報の収集、伝達

町は、災害情報を県へ報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

(4) 災害応急活動体制の確立

町は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

(5) 落石に係る応急対策

ア. 町、消防局、警察署及び道路管理者等は、住民等から道路上の落石情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

イ. 道路管理者は、アの連絡を受けた場合又は道路上の落石の情報を入手した場合、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者(JR西日本)への情報伝達に留意するものとする。

ウ. 道路管理者は、落石の情報を受け、道路上の落石の状況を確認し、通行の禁止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

エ. 道路管理者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、関係機関に連絡するものとする。

(6) 危険物の流出等への対応

ア. 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

イ. 必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(7) 道路通行規制の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

(8) 救助、救急、医療救護及び消火活動

ア. 救助・救急活動

町は、道路管理者及び防災関係機関等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

また、道路災害による被害が甚大であり、町単独では対処することが困難と予想される場合においては、人命又は財産保護のため、県に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

イ. 医療救護活動

町は、道路災害にともなう傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

ウ. 消火活動

消防団は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(9) 交通の確保、緊急輸送活動

「第2章　風水害等応急計画」の「第18節　輸送計画」参照

(10) 災害広報等

道路災害が発生した場合には、町、道路管理者を中心に、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

ア. 情報発信活動

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。

イ. 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

3. 災害復旧

町は、町が管理する道路施設における災害の発生に備え、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施する等、規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

第5節　鉄道災害対策計画

1．災害予防

(1) 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

(2) 鉄道事業者（JR西日本）の災害予防対策

鉄道事業者（JR西日本）は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

ア．共通的な対策

（ア）鉄道施設の保守整備に努める。（線路斜面の落石の防止等）

（イ）鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。

（ウ）迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。

（エ）町、県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。

（オ）鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。

（カ）踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。

（キ）強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。

（ク）過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。

（ケ）乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。

（コ）異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。

（サ）担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。

（シ）緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。

（ス）列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的に実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、町、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

イ．JR西日本

平成 17 年5月にJR西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進ちょくを図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

(ア)安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。

(イ)現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。

(ウ)安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。

(エ)安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。

(オ)ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

(3)除雪・雪害対策

ア. 除雪体制

(ア)列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、JR西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立していする。

(イ)豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

イ. 防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

(4)落石・倒木対策

ア. 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者(JR西日本)は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。

イ. 町、県、消防局及び警察本部等の関係機関及び鉄道事業者(JR西日本)は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

(5)鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者(JR西日本)は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

ア. 消防局への連絡

イ. 鉄道事業者(JR西日本)から消防局への事故通報

ウ. 二次災害の防止

エ. 救助隊の現場誘導

オ. 乗客の避難誘導

カ. 電源等の安全管理
キ. 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
ク. 特殊な場所への進入
ケ. 救助資機材の調達
コ. 大規模災害時の対応
サ. 訓練の実施

2. 災害応急対策

(1) 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

(2) 想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア. 鉄道車両の衝突、脱線、転覆等
イ. 鉄道施設(トンネル、橋りょう等)の損壊等による列車への被害
ウ. 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
エ. 鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

(3) 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合、関係機関への通信連絡を図る。

(4) 落石に係る応急対策

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア. 町、消防局、警察署等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者(JR西日本)に対し速やかに連絡するものとする。
イ. 鉄道事業者(JR西日本)は、アの連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、(3)の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。
ウ. 鉄道事業者(JR西日本)は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。
エ. 鉄道事業者(JR西日本)は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、(3)の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

(5) 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者(JR西日本)は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

(6) 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア. 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場

の通行を禁止又は制限する。

イ. 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

(7)広報活動

鉄道事業者(JR西日本)は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに町、県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

第6節　危険物等災害対策計画

1．災害予防

(1)目的

危険物、爆発物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備ならびに危険物の安全確保を図ることを目的とする。

(2)危険物事故災害予防対策

ア．危険物取扱業者の把握

町内における危険物取扱業者は、「第5章　事故災害等対策計画　第5節　危険物等災害対策計画　第1表　危険物取扱業者一覧」のとおりである。なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

イ．危険物規制法令遵守の指導

町は消防局と連携して、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

(ア)危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

(イ)危険物保安監督者の選任の励行

(ウ)危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

(エ)危険物取扱者等による施設点検の励行

(オ)消火、警報設備の維持及び点検

(カ)危険物運搬の安全確保

a)危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

b)危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

c)消火設備の設置について指導するものとする。

(キ)保安教育の実施

a)危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

b)一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

ウ．危険物の災害予防対策

町、消防局、県及び関係団体は連携して、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

町は消防局と連携して、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災

害に対する措置についても指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なもの指導事項は次のとおりである。

(ア)施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導すること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導すること。

(イ)地震防災教育・地震防災訓練の実施

(ウ)自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導すること。

(エ)化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

(オ)防災資機材の整備

(3)高圧ガス事故災害予防対策

ア. 災害予防対策

町は県と連携して、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

(ア)立入検査等の実施

a)高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

b)高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

c)高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

d)危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

(イ)定期的自主検査等の実施

a)高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

b)関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

c)製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

2. 災害応急対策

(1) 目的

災害発生により、危険物施設や高圧ガス取扱施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、町及び関係防災機関は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害をおよぼさないように努める。

(2) 想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

ア. 危険物(消防法第2条第1項)の漏えい・流出、火災及び爆発

イ. 高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)、液化石油ガス(液石法第2条)の漏えい・流出、火災及び爆発

(3) 危険物事故災害応急対策

ア. 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(ア) 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、消防局、警察本部、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

(イ) 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、町及び県へ速やかに通報する。

(ウ) 町、県、消防局、警察本部、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

(エ) 河川に係るものにあっては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

(オ) 町、県、消防局、警察本部及び危険物取扱事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

イ. 災害応急措置

(ア) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

(イ) 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

(ウ) 消防局の措置

a) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

b) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

c）前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

d）事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

（エ）警察の措置

a）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

b）町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

c）町長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

（4）高圧ガス事故災害応急対策

ア．事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

（ア）高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は町、県、消防局、警察署に通報する。

（イ）町、県、消防局、警察署及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（ウ）町、県、消防局、警察署及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

イ．災害応急措置

（ア）事業者の措置

a）取扱施設が危険な状態になったときは、作業を中止し、取扱のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

b）貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

c）その他、3（1）イ（ア）の措置に準ずる。

（イ）町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

（ウ）県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

a）事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

b）事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

c）事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

（エ）鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

a）事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察署及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

b）関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

（オ）消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（カ）警察の措置

本節（3）イ（エ）の措置に準ずる。

（5）液化石油ガスに係る応急対策

ア．事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

（ア）保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

（イ）町、県、消防局、警察署、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（ウ）なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

（エ）町、県、消防局、警察署及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

イ．災害応急措置

（ア）ガス消費者の措置

a）ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

b）ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

（イ）ガス販売事業者の措置

a）ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の

緊急時対応を行うものとする。

b）ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

（ウ）保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

（エ）鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

a）ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

b）必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

c）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（オ）町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

（カ）県の措置

a）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

b）県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

c）県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

（キ）消防局の措置

a）ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

b）状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

c）共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

（ク）警察の措置

a）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

b）町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

（6）その他住民等の安全の確保に係る応急対策

ア．避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。

イ. 交通規制及び立入禁止区域の設定

(ア)道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

(イ)道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ウ. 消火活動

火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。

エ. 救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。

オ. 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。

カ. 広報活動

(ア)関係機関の広報活動

町、県、消防局、警察署及び防災関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

(イ)広報項目

a)町、県、消防局、警察署及び防災関係機関の措置状況

b)保管物質の種類・周辺への危険性

c)応急対策の実施状況(出動人員、作業工程及び日程等)

d)環境影響等に関する調査した実施結果

e)その他必要と認められる事項

キ. 調査検討

町は県と連携して、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

3. 災害復旧

(1)復旧事業、緊急点検

被災した危険物等施設を修復する場合にあたっては、管理者は万全な再発防止策を講じる。

また、施設復旧とあわせて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第7節　大規模な火事災害対策計画

1．災害予防

(1) 目的

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、その効果を上げるものとする。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保【鳥取県西部広域行政管理組合消防局】【町消防団】

ア．消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員、出動又は伝達の方法等は消防機関の定めるところによる。

イ．煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限

必要に応じ煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限を行う。

ウ．消防用通信系統の確保

固定電話、有線放送電話を利用する他、無線電話機により通信系統を確保するものとする。

エ．消防機械の点検整備

消防団は常に消防機械を点検し、整備するものとする。

オ．火災予防査察

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、次により、火災予防査察を行うものとする。

2．災害応急対策

(1) 目的

大規模な火災が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により、多くの人命の危険が予想される。このため、町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、施設管理者と連携し、消火活動等にあたるものとする。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

ア．火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

イ．夜間・休日等における体制の整備

町は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

ウ．通信体制の整備

町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局等とともに、現状の防災行政無線システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

(3) 災害応急体制の整備

ア．職員の体制

町は、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等を整備する。

(4)救助、救急及び医療救護活動体制の整備

ア. 救助・救急活動

町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局とともに、必要な救急車等の車両、災害に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要に応じて整備の促進を図る。

イ. 医療救護活動

(ア)関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局とともに、医師会、医療機関、日本赤十字社鳥取県支部米子市所等との連携を強化し、体制の整備に努める。

(イ)医薬品、医療用資機材等の整備

各関係機関は、医療用資機材、医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(5)消火活動体制の整備

ア. 消防水利の整備

町は、県とともに、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

イ. 自主防災組織等との連携

町は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、消防団、住民、地区(自治会)、自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局等は火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

ウ. 資機材の整備

町、鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進めることとする。

エ. 被害想定の実施

町は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、鳥取県西部広域行政管理組合消防局と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

(6)避難収容活動体制の整備

ア. 避難体制の整備

町は、県警察、鳥取県西部広域行政管理組合消防局と連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、災害時要援護者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等、避難対策のための対策を実施しておく。

イ. 避難所、避難路等の指定

町は、避難所（二次避難施設）、避難路を指定するとともに、避難所及び避難路の安全化を図っておく。また、避難所の暖房施設については、各施設の状況を検証し、必要な整備を実施する。なお、電気、ガス等の供給停止に備えて補助暖房設備を検討しておく。

(7) 広域応援体制の整備

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、県、隣接市町村とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制を整備する。

(8) 防災知識の普及・啓発活動

町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局等とともに、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

(9) 各種防災資料等の配布

町は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

(10) 防災訓練の実施

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(11) 災害時要援護者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

3. 災害復旧

町は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン、交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第8節　林野火災対策計画

1．災害予防

(1) 目的

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止又はその軽減を図るための対策を推進する。

(2) 林野火災に強い地域づくり

ア．林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

イ．消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダム等が消防水利に役立つと考えられるが、町は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

ウ．防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置にあたっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう、慎重に決定する。

なお、森林内の歩道、自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路、拠点としても重要である。町は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

エ．住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（概ね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くならないよう、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互交通が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

(3) 災害応急・復旧体制の整備

ア．情報の収集・伝達体制の整備

(ア) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう、必要な防災行政無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

イ．災害応急活動体制の整備

(ア) 職員の体制

町は、林野火災の規模に応じた職員の非常参集体制の周知、徹底に努める。

特に、林野火災が住宅に延焼する恐れのある場合等、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(イ)関係防災機関の連携体制

町は、消防団、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、県、警察等、関係機関と相互の連携を図るとともに、各機関の保有する情報収集・伝達手段の特性等に応じた情報収集、意思決定方法等、現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

ウ. 救助、救急及び医療救護活動体制の整備

(ア)救助・救急活動

町は、林野火災に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要性に応じて順次整備を進めるよう努める。

(イ)医療救護活動

町は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、他市町村及び医療機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

エ. 消火活動体制の整備

(ア)自主防災組織等との連携

町は、消防団、住民、地区(自治会)、自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(イ)資機材の整備

町は、林野火災が発生した場合に、消火活動を迅速かつ適確に実施するため、有効な防災装備・資機材等の整備を推進する。

(ウ)林野火災防御図の作成

町は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置等の情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成しておき、火災発生時に鳥取県西部広域行政管理組合消防局等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図れるようにする。

オ. 避難収容活動体制の整備

町の避難収容活動体制の整備については、「第3章　災害応急対策計画」の「第7節　避難計画」の項によるものとする。

カ. 広域応援体制の整備

林野火災は隣接市町村におよぶ可能性があるため、隣接市町村と協議し、林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

キ. 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアル等、体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

(4)防災知識の普及、啓発及び防災訓練等

ア. 事前点検及び警戒巡視の実施

町又は消防団は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等、林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発令時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

イ. 防災知識の普及・啓発

町は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナー等、林野火災防止のための防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関におていも、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

ウ. 防災訓練の実施

町は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、住民及び林業関係団体等関係機関等が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

2. 災害応急対策

(1)目的

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

(2)災害情報の収集、伝達

ア. 情報の収集・伝達系統

町は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、県に連絡する。

(3)災害応急活動体制の確立

大規模な林野火災が管内で発生した場合においては、町は県、防災関係機関等と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

ア. 活動体制

町は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

(4)救助、救急及び医療救護活動

ア. 救助・救急活動

町は、救出・救助活動の必要性が判明した場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

また、所轄する組織で救助・救急活動の実施が困難と予想される場合においては、県に広域応援要請を行う。

イ. 医療救護活動

町は、林野火災にともなう傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(5) 消火活動

ア. 消防団の出動

「第2章　災害予防計画」の「第6節　消防計画」参照

イ. 自主防災組織等との連携

住民、地区（自治会）、自主防災組織等が、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う場合、町はそのための連絡調整に努める。

なお、住民、地区（自治会）、自主防災組織等の消火活動の実施にあたっては、住民等に危険がおよばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

ウ. 応援要請等

町は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防団等による消火活動の応援要請を実施する。

(6) 交通の確保、緊急輸送活動

「第3章　災害応急対策計画」の「第18節　輸送計画」参照

(7) 避難収容活動

町は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

ア. 避難所の指定

避難所は、本計画に基づいて定める施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

イ. 災害時要援護者の優先

避難は、火災現場の風下に位置する住民から高齢者、障がい者、病人、子供等の災害時要援護者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

ウ. 避難経路の選定

避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

エ. その他の留意事項

消防団員、町職員により避難者の実態の把握と避難所の警戒に努める。

(8) 災害広報等

林野災害が発生した場合には、町は、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報

を実施する。

ア. 情報発信活動

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。

イ. 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

(9) 二次災害の防止活動等

ア. 土砂災害等

町は、林野火災等により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

3. 災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第9節　雪害対策計画

(1) 目的

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらに孤立集落等の発生などに際し、速やかに措置することを目的とする。

(2) 除雪対策

積雪による交通路を確保するため、迅速適確に除雪作業の実施を図ることとする。

ア. 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施にあたっては県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

イ. 本町内の県道については、県・市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

(ア) 町が行う除雪基準

a) 通学路の確保（給食運搬車通路等）

b) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）

c) 医療・福祉機関への路線の確保

d) その他緊急に必要とする路線

(イ) 除雪路線

a) 町道について

県道除雪の状況をみながら効率的に対応するものとする。

b) 県道について

本町内の県道についての除雪順位は鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、本町内の該当路線、区間等については**資料編 205 頁**のとおりである。

(ウ) 除雪方法

a) 機械力除雪

除雪機械のオペレーターは委託等により行う。

b) 委託除雪

必要に応じ民間業者等に委託して行う。

c) 人力除雪

機械力除雪を行うことが不可能又は不適当な区間を必要により人力をもって行う。

(エ) 除雪機械及び除雪要員

a) 除雪機械

b) 除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、「第3章　災害応急対策計画」の「第25節　隣保互助・民間団体活用計画」により、その協力を得るほか、労務者の雇上げを行う場合については、「第23節　労務供給計画」に

より実施するものとする。

(3)孤立予想集落等

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医療品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災等の消化活動の遅れ等、多くの問題を発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品・医療品の確保については常に地区住民に広報し、周知を図る。また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。なお、本町内で孤立が予想される集落等は、**資料編 207 頁**のとおりである。

第10節　原子力災害対策計画

第１　総則

１．計画の目的

原子力災害（島根県の島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

２．計画において尊重すべき指針等

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（改訂原案：平成24年12月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築するとともに、島根県の地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正するため、本町においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

３．計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本町（役場庁舎）からは約 53kmの距離に位置している。また、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km圏）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね 30km圏）には含まれていない。

島根原子力発電所から概ね 30km圏（UPZ）内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね 30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域）となっている。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片句 654－1		
発電機出力及び原子炉形式	1号機	46万kW	沸とう水型軽水炉
	2号機	82万kW	沸とう水型軽水炉

第2　原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び町等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

１．防災体制の整備

（1）通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅

速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2)防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

2. 防災知識の普及等

(1)放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ. その他必要と認める事項に関すること

(2)原子力災害に関する防災知識の普及

ア. 防災広報

町は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

(ア)全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

(イ)原子力災害とその特性に関すること

(ウ)緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

(エ)緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

(オ)その他必要と認める事項に関すること

イ. 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3)住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、町と連携し体制整備を図る。

第3 原子力災害応急計画

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

1. 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

2. 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約53kmとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね 30km圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第 15 条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

（1）住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（2）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア. 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

（ア）報道機関に対する緊急放送等の要請

（イ）町防災行政無線による広報

（ウ）広報車などによる広報

（エ）学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

（オ）バス事業者の社内放送等による乗客へ周知

イ. 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ. 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

3. PAZ圏内避難者・UPZ圏内避難者の受入れ

（1）県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、PAZ（原子力施設から概ね半径5km圏）避難に続いて、あるいはPAZ避難と同時に、国のUPZ（原子力施設から概ね 30km圏）避難指示が出された場合、UPZ避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町を含む日野郡等の受入避難者数は、島根県住民の避難者約 1.0 万人となっている。（島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県において受入れる。）

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約 3.7 万人
島根県（緊急受入れ）［島根県のUPZ圏内の住民が対象］	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町	約 1.0 万人
	若桜町、智頭町	約 0.5 万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

（２）避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からUPZ圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

（３）避難誘導

乳幼児など 18 歳未満の者及び妊婦は、優先的に避難する。また、災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

（４）県及び町の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置

機関名	事務又は業務
米子市及び境港市以外の市町村 （避難住民受入市町村）	1. 米子市、境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

4. 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

5. 住民への情報伝達等

(1)住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア. 事故の概要

イ. 災害の現況

ウ. 町、県及び防災関係機関の対策状況

エ. 住民のとるべき措置及び注意事項

オ. その他必要と認める事項

(2)住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

6. 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第4　災害復旧計画

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

1. モニタリング情報の周知等

(1)モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

(2)放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

2. 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1)風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2)損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

震災対策編

第1章　総則

第1節　計画の目的・性格等

1. 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、住民の生命、身体及び財産の安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域ならびに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において町、住民、県、国、防災関係機関が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、住民の生命・身体及び財産を守るため、江府町における防災に関する基本的事項を総合的に定めるものとする。

3. 計画の構成

本計画は、地震災害を対象とする。

第1章　総則
第2章　災害予防計画
第3章　災害応急対策計画
第4章　災害復旧計画

4. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本町の特質等、計画の基本となる事項。

(2) 災害予防計画

地震災害の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る上での基本的な計画。

(3) 災害応急対策計画

地震災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画。

(4) 災害復旧計画

民生安定のための緊急対策の他、速やかな地震災害の復旧・復興にあたっての基

本的な計画。

5. 計画の習熟

防災関係機関は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

6. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。したがって防災関係機関は、関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

6. 住民の責務

町民が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、町民もその役割を果すことが求められている。

自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。

災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

（1）住民の責務

災害対策基本法により、町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、町民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

ア．日頃の備え

（ア）気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

a）本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の

危険性などの基礎知識を習得する。

b)気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

(イ)家族でする防災

a)家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。)

b)防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。)

c)避難所や安全な避難ルートを確認しておく。

d)災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

e)災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを、定期的に確認する。)

f)家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

g)3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備しておく。

h)備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

(ウ)地域でする防災

a)自主防災組織を結成し、及び参加する。

b)消防団に参加する。

c)防災訓練や研修会に参加する。

d)救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

e)町と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

イ. 災害が起こりそうなとき

(ア)家族でする防災

a)町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

b)災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。c)機械力除雪

d)危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。

e)定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)

f)避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(イ)地域でする防災

a)情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に災害時要援護者に配慮する。)

b)異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

ウ. 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

（ア）初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）

（イ）家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定。）

（ウ）避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第2節　町及び防災関係機関の業務の大綱又は事務

1．業務の大綱

(1)江府町

町は、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2)鳥取県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町単独で対処できないと認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3)指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4)指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5)公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6)住民及び自主防災組織等

住民は、自らの身の安全は自らが守る自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努めるものとする。

2. 関係機関の事務

（1）町

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
江府町	1　町防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防火思想の普及 4　防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備 5　防災に関する施設及び設備の整備 6　災害情報の収集及び伝達ならびに被害調査 7　水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8　被災者の避難、救助その他の保護 9　被災者の医療、助産の実施 10　避難の勧告又は指示 11　災害時の文教対策 12　清掃、防疫その他の保健衛生対策 13　施設及び設備の応急復旧 14　緊急輸送の確保 15　災害復旧の実施 16　管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整
江府町消防団	1　消防ならびに水防活動 2　り災者の救出及び避難の誘導 3　非常警戒及び査察 4　応急災害復旧及び協力
江府町社会福祉協議会	1　デイサービス通所者の避難、保護 2　被災生活困窮者に対する生活福祉資金についての協力 3　高齢者、障がい者への対応に関すること 4　ボランティア活動の人材育成に関すること 5　ボランティア活動の受入・連携に関すること

（2）広域行政の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県西部広域行政管理組合	1　感染症、消防、救急火葬場に関する業務
日野町江府町日南町衛生施設組合	1　一般廃棄物（不燃物）処理、し尿処理、汚泥処理に関する業務

（３）県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	1　鳥取県防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する施設及び設備の整備 5　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6　災害情報等の収集及び伝達ならびに被害調査 7　水防その他の応急措置 8　被災者の救助及び救護措置 9　災害時の文教対策 10　清掃、防疫その他の保健衛生対策 11　施設及び設備の応急復旧 12　交通規制及び災害警備 13　緊急輸送の確保 14　災害復旧の実施 15　市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
日野総合事務所福祉保健局	1　災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導 2　災害時における医療、防疫等保健衛生対策
鳥取県西部総合事務所 西部県税事務所	1　災害時における県税の減免、納入期限の延長等の特別措置
日野総合事務所農林局	1　災害時における農林水産の総合的な行政及び技術指導ならびに農林水産業者に対する金融対策
日野総合事務所県土整備局	1　水防及び公共土木施設の防災ならびに被害施設の復旧に関する行政及び技術指導
黒坂警察署	1　災害時における治安、交通、通信等の災害応急措置

（４）指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国地方整備局 日野川河川事務所	1　直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2　災害に関する情報の収集及び伝達 3　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4　災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5　被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局鳥取地域センター	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5　農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資 7　災害時における主要食料の供給対策
気象庁大阪管区気象台 鳥取地方気象台	1　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 2　津波警報等の通知 3　恒久的災害対策の気象資料の提供 4　災害発生時の気象観測資料の提供 5　その他防災に係る気象台及び測候所の所掌事項
鳥取労働局	1　労働災害防止についての監督、指導 2　労働災害に係る補償並びに休業補償ん実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
自衛隊(第８普通科連隊)	1　災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

（5）指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 （鳥取支店）	1　災害時における郵便業務 2　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、及び災害つなぎ資金の融資
郵便局株式会社 （鳥取中央郵便局）	1　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、及び災害つなぎ資金の融資

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (鳥取支店)	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
ＫＤＤＩ株式会社 （中国総支社）	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（鳥取支店）	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 （ＪＲ西日本米子支社）	1　鉄道施設の災害予防 2　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3　鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字鳥取県支部	1　被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2　災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3　義援金品の募集及び配分 4　血液輸送 5　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡調整 6　救援物資の配布 7　赤十字奉仕団の活動の調整
日本放送協会鳥取放送局 （米子支局）	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
中国電力株式会社（米子営業所）	1　電力施設の災害予防 2　災害時における電力の供給対策 3　電力施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社（米子支店）	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
西日本高速道路株式会社 （中国支社）	1　災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

（６）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社（米子支店）	1　災害における自動車による人員の緊急輸送
社団法人鳥取県トラック協会	1　災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
日本交通株式会社（鳥取営業所）	1　災害における自動車による人員の緊急輸送
株式会社山陰放送	1　気象予警報、災害情報等の報道

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	2　災害時における災害状況の収集及び報道
日本海テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社新日本海新聞社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知
株式会社山陰中央新報社	1　災害時における災害状況の収集及び報道 2　災害時における住民への情報の周知

（7）公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
JA 鳥取西部江府町支所	1　災害時における食料調達供給
江府町商工会	1　被災商工業者への融資のあっせん、生活生業資材の確保
鳥取日野森林組合	1　被災林業家への融資のあっせん、生活生業資材の確保
江尾診療所	1　災害時における医療救護の実施
佐伯医院	1　災害時における医療救護の実施
日野病院	1　災害時における医療救護の実施
学校・保育所等	1　生徒、児童、幼児等の避難保護 2　応急教育対策及び被災施設の復旧 3　被災者の一時収容措置についての協力
江府町建設業協会	1　災害発生にともなう建設機械・資材・技術者の協力
金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
一般運送業者	緊急移送に関する協力
指定給排水業者	給排水施設の災害応急対策及び復旧
危険物等施設の管理者	危険物の保全処置
プロパンガス取扱機関	1　ガスの災害予防 2　災害時におけるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧

第3節　江府町の自然条件・人口・世帯数

1. 位置

本町は鳥取県の西部に位置し、東一帯は陰陽を分離する中国山脈をもって境界にし、岡山県真庭郡川上村と新庄村及び八束村に接し、西は溝口町に、南は日野町、北は西伯郡大山町及び東伯郡関金町に接した山村地域で、東西 11.8km、南北 13.5km、その面積は 124.66k㎡で県西部の中心都市である米子市に 24km、県庁所在地の鳥取市へ 125km の位置にある。

2. 地勢

地勢は、おおむね急峻で、総面積の約 84%が山林、原野で占められ、耕地は町の西端を南北に貫流する日野川沿いのわずかな平坦地を除き、ほとんどが中国山地から日野川へ向かっての斜面にひらけ、耕地面積は全体の 7.0%にすぎない。

標高 500m以上の土地が総面積の 52%を占め、集落は日野川の流域と、日野川に向かって横Ｔ字形に注ぐ三本の支流に沿って、谷間などに散在して開け、その数も大小 39 に及んでいる。

主な河川の概要は次のとおりである。

種別	河川名	区間		延長
		上流端	下流端	
１級	日野川	江府町大字下安井字 796 番地先	江府町字佐川字下池田 983 番地先	9,100m
〃	小江尾川	江府町大字大河原字荒神谷 1500 の 6 番地	日野川への合流点	5,000m
〃	船谷川	江府町大字御机字上大石 854 の 1 番地先	〃	9,400m
〃	俣野川	江府町大字御机字本谷 706 の 2 番地先	〃	15,400 m
〃	荒田川	江府町大字武庫字上ミ向平ラ 1816 番地先	〃	900m

3. 気象

気象は、裏日本型の特に中国山地型と言われる気象区に属する。年間平均気温は 12.5℃で一般的に夏季冷涼であり、冬季には零下 5～6℃まで下降し、山間部での積雪は数メートルに達する。平年における降水量は、1,800mm～3,000mm にわたる地域を包含しているが、これは日野川本流域の寡雨地と大山・烏ヶ山の多雨地にまたがっているためである。

4. 人口・世帯数

人口は平成 22 年の国勢調査では 3,379 人となっており、昭和 60 年から 1,378 人の減少となっている。また、平成 17 年からは 264 人の減少と大幅な減少となっている。

平成 22 年の年齢階層別人口をみると、0～14 歳 316 人(9.4%)、15～64 歳は 1,693 人(50.1%)、65 歳以上 1,370 人(40.5%)となっており、災害時要援護者に位置付けられる 65 歳以上の割合が高くなっている。

一方、平成 22 年の世帯数は 1,074 世帯となっており、平均世帯人員は減少傾向にあるため、核家族化の進行がみられる。

■人口・世帯数の推移

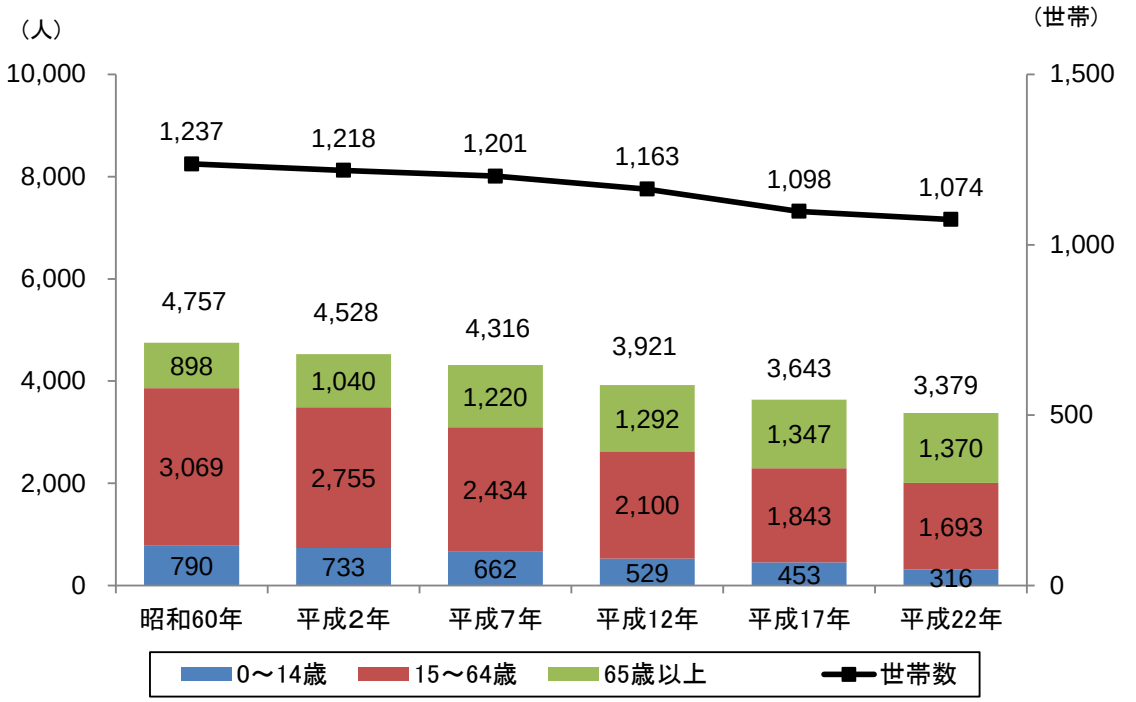

資料：国勢調査

第4節　災害履歴と被害想定

1．平成12年10月6日発生　鳥取県西部地震の概況

（鳥取県危機管理発表「「平成12年鳥取県西部地震」の概要」より）

2000年10月6日（金）13時30分、鳥取県西部地区を震源地とする地震発生。

・規模　マグニチュード７．３（昭 18　鳥取大地震M7.2）

・震度

６強　境港市、日野町

６弱　西伯町、溝口町、会見町、岸本町、淀江町、日吉津村、日南町、**江府町**

５強　米子市

５弱　中山町、大栄町、東郷町、関金町、北条町、東伯町、大山町、名和町、赤碕町

４　三朝町、羽合町、青谷町、鹿野町、気高町、智頭町、河原町、船岡町、郡家町、用瀬町、福部村、岩美町、国府町、鳥取市

３　泊村、倉吉市、八東町、佐治村

●被害状況（災害確定報告より）

機関名	鳥　取　県				区分				被害
災害名	平成12年鳥取県西部地震				そ	田	流出・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分				被害		畑	流出・埋没	ha	
人的被害	死者		人				冠水	ha	
	行方不明者		人			文教施設		箇所	169
	負傷者	重傷	人	31		病院		箇所	17
		軽傷	人	110		道路		箇所	581
住家被害	全壊		棟	394	の	橋りょう		箇所	20
			世帯	402		河川		箇所	48
			人	1,151		港湾		箇所	91
	半壊		棟	2,494		砂防		箇所	30
			世帯	2,585	他	清掃施設		箇所	6
			人	8,120		崖くずれ		箇所	348
	一部破損		棟	14,134		鉄道不通		箇所	1
			世帯	13,924		被害船舶		隻	5
			人	39,991		水道		戸	5,744
	床上浸水		棟			電話		回線	134
			世帯			電気		戸	9,277
			人			ガス		戸	71
	床下浸水		棟			ブロック塀等		箇所	
			世帯			空港		箇所	1
			人		り災世帯数			世帯	2,987
非住家	公共建物		棟	169	り災者数			人	9,271
	その他		棟	2,899	火災発	建物		件	
都道府県災害対策本	名称	鳥取県災害対策本部				危険物		件	
	設置	10月6日13時30分				その他		件	
	解散	11月2日19時40分			公共文教施設			千円	859,605
災害対策本部設置市町村	別紙のとおり				農林水産業施設			千円	7,318,802
					公共土木施設			千円	23,068,048
					その他の公共施設			千円	5,442,278
					小計			千円	36,688,733
	計		団体	19	公共施設被害市町村数			団体	20
災害救助法適用市町村	米子市、境港市、西伯町、会見町、日野町、溝口町				その他	農林被害		千円	200,811
						林産被害		千円	63,216
						畜産被害		千円	80,490
						水産被害		千円	1,359,258
	計		団体	6		商工被害		千円	1,819,570
消防職員出動延人数			人	1,406		その他		千円	9,631,679
消防団員出動延人数			人	2,502	被害総額			千円	49,843,757
備考									

●建物被害状況市町村内訳（１０月５日現在）

市町村名		全壊（棟）	半壊（棟）	一部破（棟）	非住家	
					公共	その他
	鳥取市					
岩美郡	国府町					
	岩美町					
	福部村					
八頭郡	郡家町					
	船岡町					
	河原町					
	八東町					
	若桜町					
	用瀬町					
	佐治村					
	智頭町			1		
気高郡	気高町					
	鹿野町					
	青谷町					
	倉吉市			30		1
東伯郡	羽合町					
	泊村			1		
	東郷町					
	三朝町			3	1	
	関金町			5		
	北条町			2		
	大栄町			8		
	東伯町			5		
	赤碕町					
	米子市	103	1,090	5,914	3	319
	境港市	71	287	1,228		420
西伯郡	西伯町	40	392	1,208	2	217
	会見町	2	43	879	1	70
	岸本町		10	1,097	12	67
	日吉津	1	12	281	9	8
	淀江町			411		
	大山町		1	120		6
	名和町		1	19		
	中山町			7		
日野郡	日南町		12	368	16	63
	日野町	129	441	945	60	1,515
	江府町		1	847	43	
	溝口町	48	204	755	22	213
計		394	2,494	14,134	169	2,899

●市町村による避難勧告の状況

災害対策基本法に基づく避難勧告の状況は、次のとおり。

①日南町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
１０月　６日（金）１６時３０分 菅沢地区：　３世帯　　７名	１０月　８日（日）１０時００分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

②日野町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
１０月　６日（金）１９時００分 根雨１区：２０世帯　３１名 根雨２区：　３世帯　　６名	１０月１３日（金）１６時５０分 すべて解除
１０月１０日（火）１３時００分 本郷地区：１０世帯　４０名　及び７事業所	１０月１３日（金）１６時５２分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

③溝口町

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
１０月　７日（土）１５時３０分 大坂地区：　２世帯　１０名	１０月１８日（水）１７時００分 すべて解除
１０月　８日（日）１１時３３分 父原地区：　４世帯　１８名	１０月１１日（水）　８時００分 １世帯　８名について解除 １０月２４日（火）１８時３０分 ２世帯　３名について解除 １４年３月２０日（水）１７時 １世帯　７名について解除
１１月　２日（木）　８時５０分 大坂地区：　１世帯　　７名	１１月　３日（金）１６時３０分 解　除

→全地域の避難勧告について既に解除。

④米子市

勧告日時及び対象	解除日時及び対象
１０月１２日（木）１４時１０分 米子市宗像：　１世帯　３名	１２月２２日（金）　９時４５分 解　除
１０月１２日（木）１５時４６分 米子市宗像：　２世帯　５名	１１月１６日（木）１３時３０分 １世帯　２名について解除 １１月１６日（木）１５時３０分 １世帯　３名について解除
１０月１４日（土）１３時４０分 米子市青木：　２世帯　８名	１１月　３日（金）１３時００分 すべて解除

→全地域の避難勧告について既に解除。

２. 地震の想定（県による想定）

県における地震被害想定の主な結果は以下のとおり。（「鳥取県地震防災調査研究報告書【H17 年3月】」をもとに、「鳥取県震災対策アクションプラン【H22 年 12 月】」策定時に一

部見直した結果）

想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

地震種類	想定地震	マグニチュード（Ｍｊ）	想定内容	
			地震動・液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層（1943 年鳥取地震）	7.2	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝－釜戸断層	7.3	○	

想定地震の震源断層位置

(1)想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

ア. 想定ケース

地震発生時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるように次の3つのケースを想定した。

(ア)朝4時・・・・多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない）

(イ)夏 12 時・・・日中において地震による出火が平均的な条件

(天候:晴れ、湿度:75%、風向:南、風速:3.5m／秒)

(ウ)冬 18 時・・・地震による出火が最も多くなる条件

(天候:晴れ、湿度:75%、風向:北北西、風速:5.0m／秒)

イ. 想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村ならびに 500mメッシュを併用した。

ウ. 主な想定項目と内容

項目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
直接被害額	建物、家財、償却資産、在庫資産の被害額
間接被害額	交通ネットワーク被災による間接被害額
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

(2)想定結果の概要(鳥取県西部地震断層の地震)

本町に最も被害を及ぼす鳥取県西部地震断層の地震における、町内の被害想定結果は以下のとおりである。

鳥取県西部地震断層の地震			
現況データ	人口（人）	4 時	3,921
		12 時	3,391
		18 時	3,524
	建物棟数（棟）		2,128
計測震度面積率（%）	5 弱以下		0.0
	5 強		54.9
	6 弱		42.9
	6 強		2.0
	7		0.2
液状化危険度面積率（%）	極めて低い（PL＝0、対象外）		100.0
建物	建物被害（棟）	大破数	15
		中破数	76
	火災(冬 18 時)	出火件数（件）	1
		焼失棟数（棟）	5
ライフライン	ライフライン機能支障（%）	上水道	44.70
		LP ガス	4.24
		電力	17.13

鳥取県西部地震断層の地震			
		下水道	0.00
人的被害（人）	朝４時	死傷者	1
		負傷者数	23
	夏昼 12 時	死傷者	1
		負傷者数	24
	冬夕 18 時	死傷者	1
		負傷者数	23
社会機能支障	避難所生活者数（人）	朝４時	111
		夏昼 12 時	111
		冬夕 18 時	116

※　人的被害は、建物被害、火災被害（６時間後）、斜面崩壊、ブロック塀倒壊、屋内収容物転倒による死者と負傷者の計

※　建物被害は、揺れ、液状化、斜面崩壊の大破棟数と中破棟数の計

※　直接被害額は、建物、家財、償却資産（土地、家屋除く）、在庫資産が対象

※　間接被害額は、緊急輸送道路上の橋梁被害により、道路利用者が迂回することで生じる所要時間数の増加を金額に換算したもの。（復旧工事の期間が長くなるほど間接被害額は増大する。）

第2章　災害予防計画

第1節　通則

災害予防計画は地震災害による被害を軽減するため、平素から地震災害対策に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節　地盤災害予防対策

1. 適正な土地利用の推進

(1) 目的

地震による被害を未然に予防、又は軽減するためにはその土地の地形、地質、及び地盤を十分理解し、土地の自然特性及び災害特性を踏まえた土地利用を計画的に推進していく必要がある。

(2) 土地条件の評価

町は県及び関係機関と協力し、地形、地質、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、土地条件の評価を行う。

(3) 情報の公開

(1) において収集・解析を行なった土地、自然に関する情報や評価結果について、広く住民、関係機関等に対して公開することにより、適正な土地利用の推進に努める。

(4) 適正な土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画など各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

(5) 造成地の予防対策

ア. 災害防止のための指導監督

町は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査ならびに当該工事の施工に関する指導監督を県との協力により行う。

イ. 造成後の指導監督

災害防止パトロールによる違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2. 液状化危険地域の予防対策

(1) 目的

地質と地下水の条件により、地盤の液化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性が指摘されている。このため、その被害の防止と軽減に関する対策を講じることが求められる。

(2) 液状化現象の調査研究

町は、県や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の公開と住民への普及に努める。

(3)液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

ア. 土木施設構造物

土木施設構造物(道路施設・河川施設及び橋梁等)の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

(ア)地盤改良による工法

a)地盤を液状化しない材料と入れ替える置換方法

b)振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法(サンドコンパクション工等)

c)押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法

d)地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法(深層混合処理工法)

e)地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等(グラベルレーン工法)

(イ)構造物で対応する方法

a)構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

b)支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ. 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が深刻な被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことが重要である。地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導することとする。

(ア)基礎を一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎とする。

(イ)締固め。置換え、固結等有効な地盤固めを行う。

(ウ)基礎杭を用いる。

ウ. 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

(ア)管路に施す工法

a)既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

b)新設管の耐震化

・管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
・ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性の向上に努める。
・管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

(イ) 地盤改良工事

a) 上記(ア)a)に同じ。

3. 土砂災害対策

(1) 目的

地震が発生すると、あわせて地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等の災害発生が予想される。通常の地すべりは傾斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。このため、町は、その予防に万全を期することとし、県等と協力し、災害危険箇所や区域の的確な把握、防災工事の推進等により、災害発生危険地区の解消に努める。

(2) 災害危険区域の周知徹底

災害危険区域については、周辺住民等に対して、広報、現地掲示板等により、常に危険に対する認識を持てるよう周知を行う。

(3) 予想措置の指導

町は、情報伝達、警戒避難体制の整備を図るとともに、警戒避難に関する事項の住民への周知を行うものとする。

(4) 防災工事の推進

ア. 治山事業

植林等による林相の改善又は、砂防工事等の推進にあわせた治山工事、渓流工事の実施等、治山施設の完備を進めるものとする。

イ. 防災植林事業

荒廃林地の林種転換、伐採跡地の植林、山崩れ発生跡地等、必要な箇所への植林を積極的に指導推進し、山崩れの防止ならびに林相の改善を図るものとする。

ウ. 砂防事業

地層、地質から砂防施設、砂防工事を必要とする箇所については、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、県及び住民の協力により、砂防指定地の指定に努める。

エ. 地すべり防止事業

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止対策工事に努める。なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図る。

オ. 急傾斜地崩壊対策事業

町は、県と連携し、危険度の高い急傾斜地に対して「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を図る。

(5)警戒体制の整備

ア. 警戒体制の整備

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険区域に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる地域においては、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

イ. 警戒体制の確立

町は、県及び関係機関の協力により、地震による災害発生防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

危険地域の住民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認 3 要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の指導体制の整備を図る。

(6)連絡体制、避難体制の整備

災害予防計画「第11節　災害情報通信環境の整備・運用」「第13節　避難に関する計画」による。

第3節　土砂災害予防計画

風水害等対策編に準ずる

第4節　公共建築物及び一般建築物等の安全性の確保

1．目的

防災上重要な建物となる公共施設は、耐震性の強化により、崩壊防止に努めなければならない。また、積雪時の地震にも対処できるよう予防対策を図る。

新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。

また、不特定多数が利用する他の建築物で、耐震上問題があると想定されるものは、重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

2．公共建築物の耐震性の向上

(1)防災上重要な建築物規定

町は、災害発生時における安全な避難所を確保するため、次の町有建築物を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めることとする。

ア．震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎

イ．震災時に緊急の救護所、避難所となる学校及びその他の施設

(2)防災上重要な建築物等の耐震性の確保

ア．老朽化の著しい建築物又は構造上危険と判定されるものは、改築を促進する。

イ．建物の新築及び改築にあたっては、耐震耐火建築物の建設を促進する。

ウ．積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を県の協力により、推進する。

(3)耐震診断の実施

計画的な耐震診断の実施により、施設の耐震化を促進する。

(4)文化財の安全確保

文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強に努める。

3．一般建築物等の耐震性の促進

耐震診断の実施や自ら耐震性能診断を行う手法の普及・啓発を進める。また危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図る。

(1)建築物防災相談・耐震診断の体制づくり

消防本部、県建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の耐震診断を実施する体制の充実を図る。

(2) 個人住宅の耐震性能診断強化

ア. 耐震性能診断の普及充実を図り、住民が自ら耐震性能の診断を行う手法の普及・啓発を図る。

イ. 積雪時の地震対策として、積雪荷重のチェックや耐久性に優れた構造設計等の指導を行う。

(3) 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化

町は、県と連携し、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導に関する強化充実を図る。

4. 落下物・転倒物対策

地震発生時には、広告塔、看板等の屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、モルタル等の外装材及びクーラーの室外機等の落下が予想される。また、落下物ではないが、同種の危険性のあるものとして各種の自動販売機がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなる。このため、これらについて安全性の確保を図るための対策を実施することとする。

(1) 落下物対策

ア. 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を啓発する。

イ. 屋外広告物等の規制

防災パトロール等に際し、落下の恐れが高いものは所有者等に対して、改修等の対策を講ずるよう改善指導に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

町は、関係防災機関と連携し、各種の自動販売機は、必要に応じていっそうの補強を行うよう関係者を指導し、安全意識の徹底を図る。

(3) 安全・防災パトロールの実施

町は、関係防災機関と連携し、町内の通学路、避難路に面した物件を主な対象とした落下・転倒危険物の個別安全・防災パトロールを実施する。

5. 屋内の安全性の向上

町は、地震発生時における屋内の家具等の落下や転倒によるけがの危険性を防止し、住民が自ら地震から身を守るよう啓発を行う。

(1) 家具等の固定金具の普及

(2) ガラス飛散防止フィルムの普及

(3) 両開き扉の留め金具等の普及

(4) 建物と一体型造り付け家具の普及

６. 建築物の不燃化の推進

（1）防火、準防火地域の指定

町及び県は、建築物が密集しており、震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

（2）密集住宅地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地域については、建築物の不燃化を特に推進する。

第5節　建造物災害予防計画

風水害等対策編に準ずる

第6節　危険物施設等の安全対策

1．危険物保有施設防護対策

(1) 目的

災害発生時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合、周辺地域に多大な被害が生じる恐れがある。このため、町は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、安全対策と防災教育の推進を図る。

(2) 施設保全及び安全性の強化

危険物取扱事業所の管理者等は、消防法等の規定を尊守し、危険物施設の保全及び安全性の強化に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び消防機関は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

消防機関は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県や危険物安全協会の実施する取扱作業の保安に関する講習に参加するよう指導し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物取扱事業者の管理者等は、消防法の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態にあったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤の防災資機材の備蓄に努める。

第7節　調査・研究に関する計画

1. 目的

地震災害は、様々な災害が同時に、また、広域的に多発するところが特徴であるが、宅地の開発やライフライン施設の集積等により、その危険性は著しく増大している。

このため、町は、県及び関係機関等の協力により、被害想定や具体的な予防、応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に資することとする。また、地域の災害危険性を的確に把握し、効果的な対策を講じるため、防災調査を実施するとともに、調査結果は、住民に公開していくこととする。

2. 基本的調査（自然、社会的条件に関する調査）

自然、社会条件についての調査は、調査研究の最も基礎を成すものであり、計画的に実施する。

3. 被害想定に関する調査・研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的推進を図る上で重要である。

このため、県等防災関係機関の協力により、重要公共構造物の耐震診断等を行い、具体的な調査を進めることとする。

4. 災害の阻止、町の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎とし、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査する。調査は、以下の項目について実施する。

（1）地盤調査
（2）建築物の耐震調査
（3）危険物の状況調査
（4）電気、ガス、上・下水道の状況調査
（5）道路、橋梁の状況、交通障害対策調査
（6）消防水利状況調査
（7）停電、通信障害状況調査
（8）地震火災対策調査
（9）避難所及び避難路の状況調査
（10）自主防災組織の活動状況調査

5. 防災カルテ・防災マップ等の整備

防災調査の成果を活用し、地域の災害危険性を総合的に把握し、コミュニティーレベル（区(自治会)単位、学校区単位）の防災カルテ・防災マップを作成するとともに、住民に配布し、啓発を図っていく。

第8節　文化財災害予防計画

風水害等対策編に準ずる

第9節　火災予防

1. 目的

地震による被害のうち、火災災害は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては莫大な被害をもたらす。地震火災による被害を出来るだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

また、自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底等防災教育を推進する。

2. 出火防止

(1)全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。このため、耐震装置の普及に努めるとともに、地震時における火気の遮断、火気器周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

また、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とする火災が発生する場合もある。このため、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

(2)短期計画

出火防止措置の徹底など防災教育をいっそう推進することとし、新たな出火要因である通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する。

3. 初期消火

(1)全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関の消防活動では限界がある。このため、地域の住民、事業所による自主防災体制の充実を図る必要がある。地震時に有効に機能する組織づくり、住民、従業員による消化器消化、バケツリレー等の初期消化力の向上等に努め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立することにより、地域の総合防災体制を充実強化していく。

(2)短期計画

地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消化力の向上を図る。

４. 消防力の強化

（1）全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

第10節　消防計画

風水害等対策編に準ずる

第11節　災害情報通信環境の整備・運用

風水害等対策編に準ずる

第12節　応援・受援協力体制の強化

風水害等対策編に準ずる

第13節　避難に関する計画

風水害等対策編に準ずる

第14節　緊急・救助体制の整備

風水害等対策編に準ずる

第15節　医療体制の整備

風水害等対策編に準ずる

第16節　交通確保及び輸送体制の整備

風水害等対策編に準ずる

第17節　自主防災組織の整備計画

風水害等対策編に準ずる

第18節　防災知識普及計画

風水害等対策編に準ずる

第19節　防災訓練計画

風水害等対策編に準ずる

第20節　災害ボランティア活動の環境整備

風水害等対策編に準ずる

第21節　災害時要援護者安全確保体制の整備

風水害等対策編に準ずる

第22節　食料・物資調達供給計画

風水害等対策編に準ずる

第23節　保健衛生対策計画

風水害等対策編に準ずる

第24節　農業災害対策計画

風水害等対策編に準ずる

第25節　被災者支援計画

風水害等対策編に準ずる

第26節　減災目標

1. 基本方針

町は、地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、計画的に地震防災対策を推進することとする。

2. 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(1)町は、地震防災上緊急に整備すべき施設について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)に基づく事業を推進してきたところである。(第1次:平成8～12年度、第2次:平成13～17年度、第3次:平成18～22年度)

町は、第3次五箇年計画に沿った整備に努めるものとする。

第27節　地震災害に強いまちづくりの推進

1. 目的

この計画は、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 総合的な対策の推進

(1)公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

ア. 町は、火災延焼防止の機能を有するオープンスペースの確保のため、計画的に公園の整備を促進するものとする。

イ. 町は、公園を広域避難地及び避難地として定めるものとする。

(2)貯水施設等の整備

ア. 町は、地震時の火災拡大防止のため、消防水利等を整備するものとする。

イ. 町は、耐震性貯水槽等を貯水施設の適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川水が消火に利用ができるよう配慮するものとする。

第28節　耐震化の推進

1. 目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止することを目的とする。

2. 建築物の耐震化

(1)江府町耐震改修促進計画の策定

町は、計画的な耐震化に取り組むため、江府町耐震改修促進計画を平成 21 年 11 月に策定している。

ア. 耐震化の目標

（ア）計画期間中（平成 31 年度末まで）に、建替えも含め町内の住宅 100 棟を耐震性のある建物とする。（年平均 10 棟を目標に耐震化）

（イ）町有特定建築物である江府中学校を耐震化する。

(2)耐震診断の実施

ア. 耐震性能は、建築年代により大きく異なり、一般的に昭和 56 年(1981 年)5月 31 日以前の旧建築基準法で建築された建築物は現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。

(参考:建築基準法の改正経緯)

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
昭和43年	・通常遭遇する中規模程度の地震に対して損傷や残留変形を生じず、地震後における使用に支障を来さないことの確認	低い
昭和46年	・鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の間隔を従来の30cm以下から15cm(梁に近い部分は10cm)以下としたこと ・木造住宅の土台をコンクリート造の布基礎に緊結することの義務付け	
昭和56年	・我が国で考えうる最大規模の地震(震度階で6から7に相当)に対して、建築物が相当の損傷や変形を被っても、最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないことの確	高い
平成7年	・鉄骨造の柱脚部の安全確認の徹底 ・形状が不規則な建築物の基準の強化	

イ. 町は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価するものとする。

ウ. 町は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努める。

(3)耐震改修の実施

ア. 町は、耐震診断の結果、地震に対する安全性を満たさないことが判明した場合、耐震改修を行うものとする。

イ. 耐震改修に当たっては、それぞれの建築物に応じた構造耐震指標及び保有水平耐力を確保するものとする。

ウ. 耐震改修については、それぞれの制約条件やコスト、工期、建築・設備との整合性、施工性等を考慮して、最適な補強工法を選択するものとする。

(4)建築物の耐震化の推進

ア. 耐震化の重要性に係る啓発

町は、耐震化の推進に当たり、建築年代による耐震性や最大震度予測結果等を活用し、住民に耐震化の重要性について啓発するものとする。

イ. 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。

ウ. 耐震化に係る補助

町は、住宅・建築物及び擁壁・ブロック塀の耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用を助成し、耐震化の促進を図るものとする。

※鳥取県震災に強いまちづくり促進事業:一定の基準を満たす住宅・建築物の耐震診断、改修設計及び耐震改修にかかる費用の一部を国・県・市町村で補助する。

(5)公共施設の耐震化

ア. 公共施設の耐震化

町は、江府町耐震改修促進計画等に基づき公共施設(建物)の耐震診断、耐震化に計画的に取り組むこととする。

(ア)町庁舎

(イ)文教施設(江府中学校)

(ウ)その他避難所に指定された公共建物等

イ. 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

3. その他公共土木施設等の耐震化

地震災害時の公共施設等の被害は、町民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらすことから、町をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

(1)道路施設

町は、地震時においてその機能を発揮できるよう、物流拠点と各地区を結ぶ輸送ルート等の道路の整備強化を進める。

(2)河川

町は、河川施設で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備について国・県等に働きかけるものとする。

(3)ダム・砂防施設

イ. 本町には、中国電力管理の俣野川ダムと農林水産省関係の下蚊屋ダムがあり、これらのダムについて、地震に対して機能が保持できるよう管理者に維持整備を求める

ものとする。

イ. 町は、砂防関係施設のうち老朽化等による機能低下が著しいものについて、改築、補強を県に働きかけるものとする。

(4) 上水道・簡易水道

水道事業者(町長)は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

ア. 施設の耐震性の強化

イ. 応急給水体制の整備

ウ. 非常用電源の確保

エ. 復旧工事用資材の備蓄

オ. 相互応援協力体制の確立

(5) 下水道・農業集落排水

下水道管理者(町)は、震災による下水道・農業集落排水施設の被害を最小限に止め、下水等の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

ア. 施設の耐震性の強化

イ. 下水道施設等の保守点検

ウ. 下水道台帳等の整備

エ. 非常配備体制等の整備

オ. 非常時協力体制の整備

カ. 復旧資機材等の確保

キ. 技術職員の養成

4. その他の耐震化対策

町は、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

(1) 家具等の転倒防止対策

町は、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。また、町は街路等における現状を把握するとともに、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

（参考）自動販売機の設置基準など
・「自動販売機－据付基準」（JIS B 8562）
・「自動販売機屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）
・「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）
・「自販機据付判定マニュアル」（全国清涼飲料会）
・「自販機据付改善の手引き」（全国清涼飲料会）

（3）窓ガラス落下防止対策

町は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発するものとする。

（4）大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

体育館等の大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は、国・県等と連携を図りながら、現状把握を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

（5）エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないよう主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア．エレベーターの耐震安全性の確保
イ．「地震時管制運転装置」の確実な作動
ウ．早期救出・復旧体制の整備等
エ．適時適切な情報提供・情報共有

第29節　地震防災対策強化地域等の指定

1．地域の指定

東海・東南海・南海地震などの南海トラフを震源とする地震により、著しい地震災害が生じるおそれがあって、地震防災対策を計画的に推進する必要がある地域については、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に、大規模地震対策特別措置法等に基づき地震防災対策強化地域等が指定されているところであるが、鳥取県内における地震防災対策強化地域等の指定はされていない。

指定内容	該当地域	備考
東海地震に係る地震防災策強化地域	なし	
東南海・南海地震防災対策推進地域	なし	
日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進地域	なし	

第30節　地震に関する情報の収集

1．目的

県内各地に設置された観測装置から震度情報を収集し、関係機関相互でこれを共有することにより、地震発生直後の被害規模の見積もり等に活用するとともに、関係機関の迅速な初動対応に資する。

2．情報の収集

(1)県内の震度観測体制

ア．県内の震度は、次の3系統の震度観測設備により観測、収集される。

(ア)気象庁

(イ)独立行政法人防災科学技術研究所(以下「防災科研」と省略。)

(ウ)県

イ．これらで観測した震度情報は気象庁に集約され、誤報判別等の品質管理をされた後、発表震度として関係機関に伝達される。

(2)県における震度情報収集体制

ア．　鳥取県震度情報ネットワーク

震度情報を県内市町村、県、消防庁で共有するためのネットワークである。

県設置震度計に一部気象庁及び防災科研のものを加えた、合計39か所(平成16年9月以前の39市町村)の震度情報を、各市町村の庁舎に表示するとともに電話回線により県庁へ送信する。一定規模以上の場合、この情報がさらに消防庁へ送信される。

震度情報ネットワークの観測情報はすべてオンライン回線で気象庁へ送られ、

震度発表される。

イ. 気象庁からの情報受信

気象庁からの地震情報及び津波情報は、鳥取地方気象台とのオンライン回線（有線）で県庁へ送られる。

(3) 緊急地震速報

町は、緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。

(4) 推計震度分布図情報

原則として、最大震度5弱以上が観測された場合に発表される情報であり、気象庁本庁では記者会見を行う場合等、鳥取地方気象台では地震解説資料に用いられる。

観測した震度と地盤情報等をもとに、震度観測のない地域も含めて面的に震度を推計し、1kmメッシュごとの震度分布図として発表する。

(5) 余震に関する情報

余震発生確率をもとに、余震の見通し等を解説した情報で、気象庁が発表する。

第31節　地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・水道等の高密度化、生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、町、県及び防災関係機関は、協力して次の事項について、各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

1. 地盤の構造、活断層の状況

2. 地震活動の状況

3. 消防水利等の状況

4. 危険物等大量可燃物施設の状況

5. 電気・ガス等の設備等の状況

6. その他必要な事項

(1) 地震時の交通障害等に関する事項

(2) 建造物の不燃化・耐震化に関する事項

第32節　南海トラフを震源とする地震の対応

1．目的

近年発生が懸念される南海トラフを震源とする地震では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、鳥取県では、大きな被害が予測されていないことから、被災地域に対して応援を積極的に実施することを目的とする。

2．応援の実施

(1)町内被害の状況把握

南海トラフを震源とする地震では、本町に大きな被害は予測されていないものの、町土及び町民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、南海トラフを震源とする地震が発生した際は、町内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

(2)他市町村・他県への応援の実施

町内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を積極的に実施するものとする。応援に当たっては、県と調整しながら実施するものとする。

第3章　災害応急対策計画

第1節　通則

この計画は地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

第2節　組織計画

風水害等対策編に準ずる。

第3節　配備及び動員計画

1. 目的

災害を防御し、又はその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速、かつ適確に実施することを目的とする。

2. 配備計画

(1)配備体制の基準

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき体制は次の基準によるものとする。

種別	配備基準	配備内容
準備体制	1. 震度 3 の地震が発生したとき。	1. 総務課は、地震情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 総務課は、警戒配備体制に対する準備を行うものとする。 **【動員職員（メール配信による動員）】** 総務課職員 **【参集場所】**町役場本庁舎

種別	配備基準	配備内容
警戒配備体制（警戒体制）	1. 震度 4 の地震が発生したとき。	1. 関係各課（室）においては、地震情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 関係各課においては、第一非常配備に対する準備を行うものとする。 **【動員職員（メール配信による動員）】** ③ 各課長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、室長、参事 ④ 総務課職員 **【参集場所】**町役場本庁舎
第一非常配備体制（災害対策本部）	1. 震度5弱の地震が発生したとき。	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議（管理職会議）を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。（勤務時間外においては防災連絡責任者は出動待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制を作るものとする。） 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視に当たるものとする。 3. 関係各対策本部においては、第二非常配備の準備を行うものとする。（勤務時間外の場合は、本部に出動待機するものとする。） **【動員職員（メール配信による動員）】** ④ 各課長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、園長、室長、参事 ⑤ 総務課職員、建設課職員、農林課職員 ⑥ 必要に応じて職員参集 **【参集場所】**町役場本庁舎
第二非常配備体制（災害対策本部）	1. 震度5強以上の地震が発生したとき。	町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施本部は、すべての防災活動に従事するものとする。。（勤務時間外の場合は、本部に出動するものとする。） **【動員職員（メール配信による動員）】** 全職員 **【参集場所】**町役場本庁舎

（備考）上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用する。

3. 動員計画

災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、

次表の動員計画により動員を行うものとする。

(1)職員の動員計画

課	警戒配備人数	第一非常配備人数	第二非常配備人数	防災連絡責任者		連絡方法
				正	副	
総務課	3	6	全職員	総務課長	課長補佐以上	電話・口頭・防災行政無線・職員参集メール
企画政策課	1	2		企画政策課長		
町民生活課	1	3		町民生活課長		
福祉保健課	2	3		福祉保健課長		
産業振興課	1	2		産業振興課長		
建設課	1	6		建設課長		
農林課	1	6		農林課長		
農業委員会事務局	1	1		農業委員会事務局長		
出納室	1	1		出納室長		
議会事務局	1	1		議会事務局長		
教育振興課	1	2		教育振興課長		
社会教育室	1	2		社会教育室長		
人権同和対策室	1	1		人権同和対策室長		
保育園	1	2		保育園長		
江尾診療所	―	1		江尾診療所長		

ア. 動員配備確立後の報告

本部長等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告するものとする。

イ. 動員数の増減

各対策部長は必要と認める範囲内において動員数を適宜増員することができる。

ウ. 各対策部長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておくものとする。

エ. 防災連絡責任者の任命及び責務

(ア)各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。防災連絡責任者は上表のとおりである。

(イ)防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

(ウ)防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務課長まで届け出るものとする。

(2)消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、本部長(町長)は消防団長に命令することができる。なお、出勤の基準、招集方法等は、災害予防計画「第6節　消防計画」による。

(3)動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員は、次の系統により伝達するものとするが、各対策部長及び各班長は平素から関係者に対する連絡方法等考慮しておくものとする。

なお、勤務時間外の動員指示については、電話(職員参集メール)によるものを第 1 とし、その他については徒歩等、迅速・的確な方法により行う。

(4)参集方法

参集については、江府町職員参集メールで、参集を行う(地震時には、職員の安否確認を含む)。また、職員の安否確認を行う。

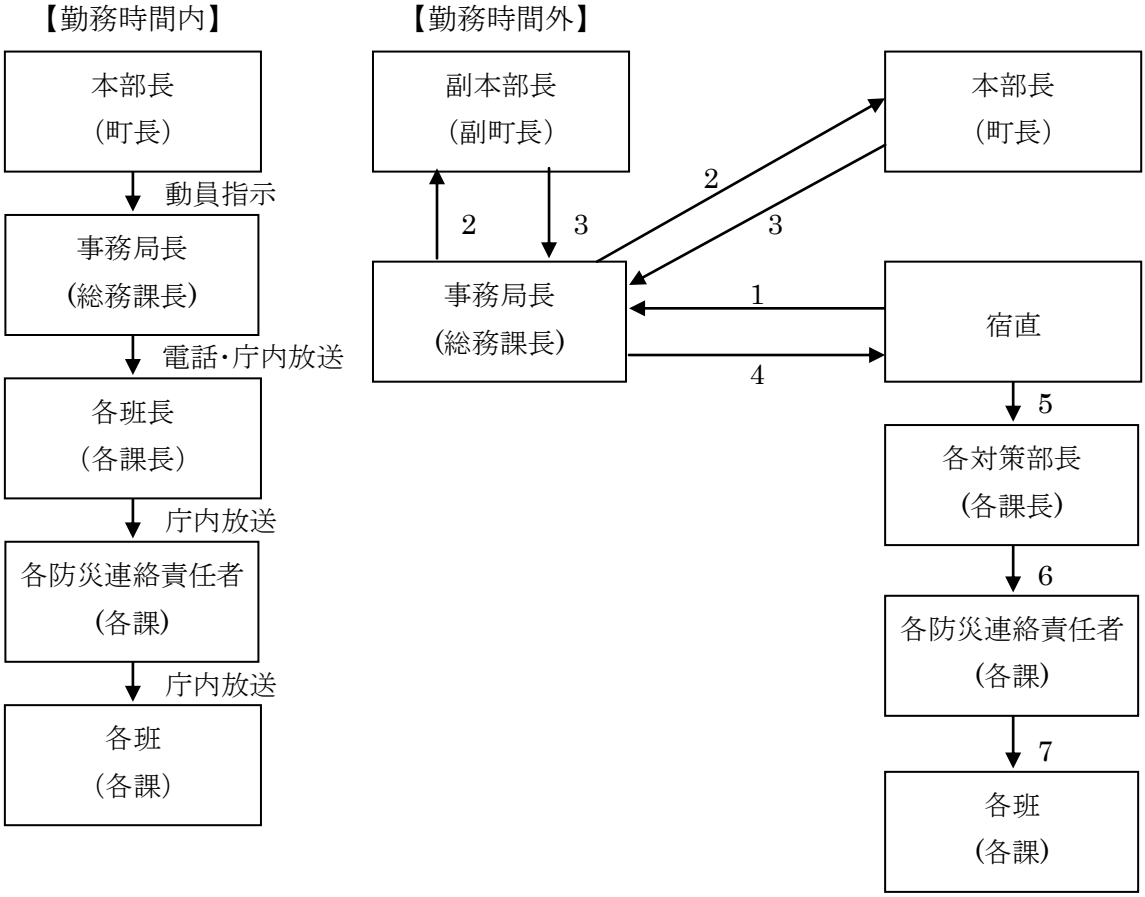

(5)職員の待機及び自主登庁基準

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたず、積極的に登庁するように心がけるものとする。通信が途絶え情報伝達ができない場合は、テレビ・ラジオ等で直ちに状況を把握し(1)職員の動員計画に応じ自主登庁を行い定められた業務を行うものとする。

(6)職員の待機及び自主登庁基準

ア. 町職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき配備担当職員は速やかに所属庁舎に参集するものとする。

イ. 宿直者の対応

(ア)本庁舎宿直者は、それぞれ役場施設の被災状況等を確認する。

(イ)本庁舎宿直者は、収集した被害状況等について速やかに総務課長及び総務課に連絡する(宿直者間で連絡がとれない場合には、それぞれ行う。)。

(ウ)各宿直者は、町の被害状況の収集、把握に努め、配備担当職員が到着するまでの間、電話等の応対等の措置に当たるものとする。

(6)標識

ア. 腕章

災害時において防災活動に従事する町職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、**資料編 53 頁**に示す腕章を帯用するものとする。

イ. 標旗

災害において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、**資料編 53 頁**に示す標旗をつけるものとする。

(7)災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4. 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は「江府町職員初動マニュアル」による。

5. 初動期の活動内容

日野総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請する場合は、風水害等対策編第3章第3節「配備及び動員計画」による。

6. 県内市町村への応援

県内他市町村より応援要請を受けた場合又は県より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、風水害等対策編第3章第3節「配備及び動員計画」による。

第4節　通信情報計画

1. 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報及び災害関係情報を迅速、適確に収集、伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

2. 地震情報等の収集伝達

地震に関する情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関及び住民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努めるものとする。

(1)情報の種類

ア. 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。また、町は、全国瞬時警報(J-ALERT)等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため住民へ伝達する。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報の伝達系統図

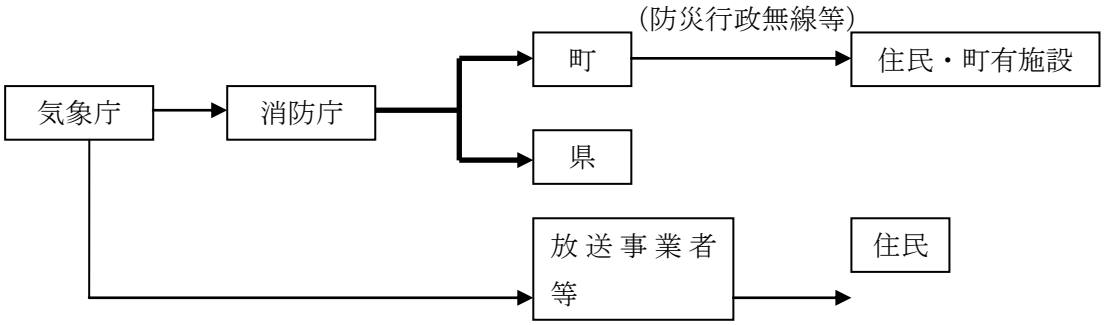

※ ⟶ はＪ－ＡＬＥＲＴにより伝達されるルート

イ. 地震情報

地震情報は、主に鳥取地方気象台が発表する。

表:地震情報の種類と内容

(3)地域住民への伝達

地域住民の不安を解消するとともに適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、めーる配信システム(あんしんトリピーメール)、緊急速報エリアメール等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達を行う。

ア　震度、震源、余震の状況等の地震情報

イ　地震防災応急対策の指示

放送文例

こちらは江府町役場です。○時○分に震度○の地震が発生しました。
火の元、建物等の倒壊、落下物に十分注意してください。
また、地震による被害が発生した場合は、直ちに江府町役場総務課に報告してください。
なお、今後も引き続き地震の発生に注意してください。

(4)関係機関への伝達

町長は関係機関から地震情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって町内の防災関係機関に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(5)町における地震情報の取扱い

ア. 地震情報は、勤務時間中は総務課で受信し、別表の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずるものとする。

イ. 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ. 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(6)地震情報の伝達及び方法

県は、地震情報等について、鳥取地方気象台から受信した場合は、町・消防局に対して防災行政無線を通じファクシミリ情報として、さらに町に対してはJ－ALERTを通じ、自動的に伝達する。

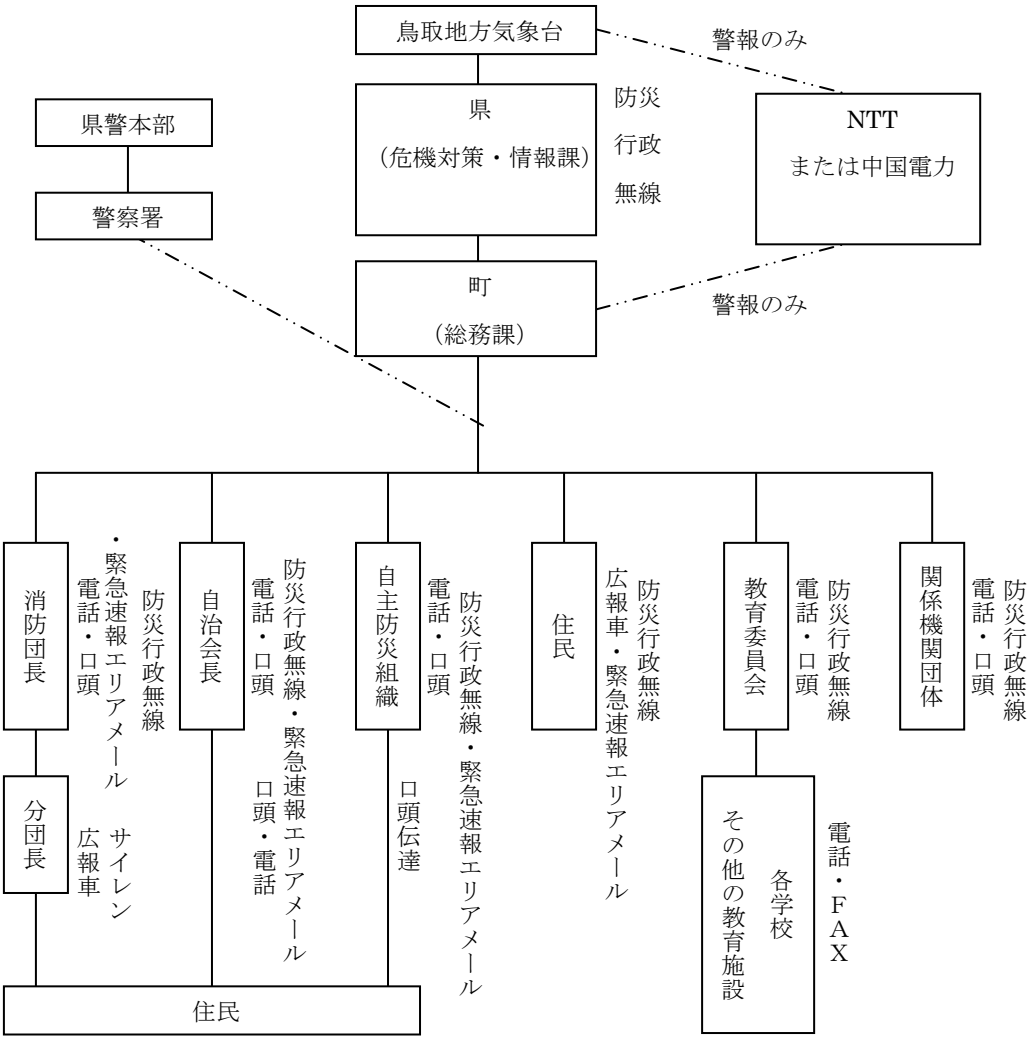

（7）地震情報伝達先

前記の系統により、町に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
庁内各課	庁内電話・庁内放送・電子メール	各学校、保育園、各福祉施設等に対して電話（主管課）
教育委員会	庁内電話・庁内放送・電子メール	各学校に対して電話
関係機関・団体	電話・電子メール	
各自治会	電話・防災行政無線	防災行政無線屋外無線連絡装置・電話・必要に応じ口頭
消防団長	電話・防災行政無線・口頭	各分団長・団員へは口頭・サイレン・標識等

なお、防災関係機関は**資料編1頁**のとおりである。

3. 被害状況等の調査及び収集・報告計画

(1)被害状況等の調査及び収集

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査ならびに収集にあたっては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、止むを得ない場合は、事務局長を通じ消防団長に依頼できるものとする。収集及び報告系統は次のとおりで、そのとりまとめは総務課(本部事務局)が行う。なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等による報告制度による。

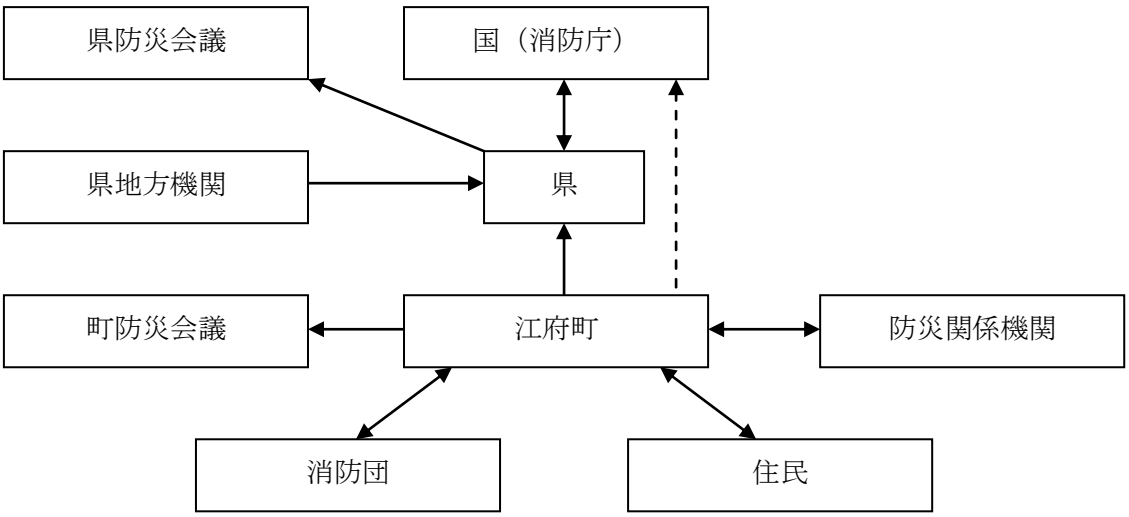

(2)県及び関係機関への被害状況等の報告

(1)によってとりまとめた被害状況等を、鳥取県地域防災計画に定めるところにより県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報するものとする。

これらの報告は、総務課が行う。

各所掌事務にかかる県への報告については、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ、所定の様式により行う。また、総合的な被害報告については次頁の「市町村から県に対する報告様式」により、次の報告を危機対策・情報課(事務局)へ行う。

ア. 速報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第、直ちに電話・行政無線又は電報により県危機対策・情報課へ報告する。

なお、危機対策・情報課に報告することができない場合の被害状況等の報告は、国(消防庁)に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国(消防庁)にも直接通報する。

イ. 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、毎日11時、16時の2回報告する。

なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。

ウ. 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、すみやかに文書をもって報告する。

(3)町の被害状況等の収集、報告

各対策部長は、「第2節　組織計画」の事務分担に従い、被害状況等を収集し総務課(町本部事務局)に報告するものとする。

その報告の種類及び報告様式は次のとおりとする。

ア. 報告の種類

(ア)速報

各対策部は災害が発生したとき、又は発生後の状況について、その措置方法等を報告するものとする。総務課(町本部事務局)はこれらを速やかにとりまとめ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

(イ)中間報告

各対策部は、被害状況及びその措置の概要を、毎日10時及び15時現在でとりまとめ、報告するものとする。総務課(町本部事務局)はこれらをとりまとめのうえ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

(ウ)確定報告

各対策部は、当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したのち、すみやかに報告するものとする。総務対策部はこれらをとりまとめのうえ、県及び町防災会議関係機関等に報告するとともに、その写しを各対策部に配布するものとする。

イ. 報告事項及び報告様式

被害状況等の報告事項及び報告様式は、様式第2号のとおりとする。

4. 災害通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため特に緊急を要するときは、次により非常通信制度を利用するものとする。

(1)固定電話又は電報(公衆通信設備)の優先利用

ア. 非常通話及び非常通報

(ア)通話・通信内容

次にかかげる内容の市外通話・通報については、他の市外通話及び電報に先だって、接続ならびに伝送・配達が行われるものである。

a)気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報

b)水防機関相互間で行う災害に関する通報、もしくは警報又は予防のための緊急を要する事項

c)消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救助で緊急を要する事項

d)輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防又

は復旧、その他輸送の確保のための緊急を要する事項

e）通信の確保に直接関係ある機関相互間で行う通信施設の災害の予防又は復旧、その他通信の確保のため緊急を要する事項

f）電力供給の確保に直接関係ある機関相互で行う電力設備の災害の予防又は復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項

g）警察機関相互で行う秩序維持のため緊急を要する事項

h）災害に関する異常現象発見者が、災害関係機関に通報するもの

（イ）非常通話及び非常電報の取扱い

a）非常通話

あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の固定電話によるものを原則とするが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の固定電話によるものとする。通話を請求するときは「非常」の旨及びその必要な理由を電話取扱局に申し出るものとする。

b）非常電報

発信するときは、「非常」とその旨朱書きするものとする。

（2）非常無線通信の利用

被害により有線通信が途絶し、その他諸種の事由により、有線通信系統の利用が困難な場合には、「非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。なお、本地域にある機関は、資料編 82 頁のとおりである。

ア．通信の内容

（ア）人命の救助

（イ）災害の救助

（ウ）交通通信の確保

（エ）秩序の維持

イ．取扱い

その取扱いについては、下記によるものとする。ただし、災害対策基本法第57条、第79条に基づくものはこの限りでない。

（ア）非常無線通信文の作成

a）公衆電報、通信紙又は適当な用紙を使用する。

b）電文の冒頭に、「非常」と朱書きする。

c）宛先には、住所、氏名及び電話番号を記載する。

d）文字はカタカナ字又は漢字等の使用による普通文とする。字数は一通200字以内とし、通数については制限しない。

e）発信者の欄には、住所、氏名、電話番号を明記すること。

（イ）発信依頼

最寄りの無線局に、非常電報を持参して依頼するものとする。

５．衛星携帯電話・無線電話等の活用

(1)情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

(2)災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1，300台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車１台（発電容量100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である
KDDI中国総支社	携帯電話		20台	・申請書（郵送又はＦＡＸ）による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTTドコモ中国支社	携帯電話		100台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

(3)放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

第5節　災害広報計画

風水害等対策編に準ずる

第6節　事前措置計画

風水害等対策編に準ずる

第7節　避難計画

風水害等対策編に準ずる

第8節　救出計画

風水害等対策編に準ずる

第9節　消防防災ヘリコプター・ドクターヘリコプター活用計画

風水害等対策編に準ずる

第10節　食料供給計画

風水害等対策編に準ずる

第11節　物資の受け入れ及び供給に関する計画

風水害等対策編に準ずる

第12節　災害対策資機材等の備蓄・調達

風水害等対策編に準ずる

第13節　給水計画

風水害等対策編に準ずる

第14節　入浴施設計画

風水害等対策編に準ずる

第15節　被災建築物・被災宅地の応急危険度判定計画

1. 目的

この計画は、地震により多くの建築物・宅地が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地被害等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

被災建築物・被災宅地の応急危険度判定の実施にあたっては、県に必要な支援を要請する。

3. 被災建築物の応急危険度判定の実施

(1)被災判定の区分

ア. 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

（ア）応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

（イ）判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

（ウ）建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

（エ）なお、この調査は、り災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

イ. 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

ウ. 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

（ア）被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて町がり災証明を発行する。

（イ）り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。被災判定の一覧は以下の通り。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">応急危険度判定</th><th colspan="2">被災度区分判定</th><th colspan="2">被害認定（り災証明）</th></tr>
<tr><td>実施目的・概要</td><td colspan="2">余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定</td><td colspan="2">応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定</td><td colspan="2">災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明</td></tr>
<tr><td>法的根拠</td><td colspan="2">規定なし</td><td colspan="2">規定なし</td><td colspan="2">規定なし
※ 地方自治法第２条の自治事務の一環として実施</td></tr>
<tr><td>実施者</td><td colspan="2">県、町</td><td colspan="2">建物所有者</td><td colspan="2">町、消防局</td></tr>
<tr><td>主な支援組織等</td><td colspan="2">(社)鳥取県建築士会</td><td colspan="2">建物所有者と建築技術者等が契約を締結して実施</td><td colspan="2">県、(社)鳥取県建築士事務所協会</td></tr>
<tr><td>調査料</td><td colspan="2">無料</td><td colspan="2">有料</td><td colspan="2">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">判定結果の意味等</td><td>危険</td><td>建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施</td><td>復旧不要</td><td>継続使用</td><td>全壊</td><td>居住のための基本的機能を喪失</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要注意</td><td rowspan="2">建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要</td><td rowspan="2">要復旧※</td><td rowspan="2">復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施
※損傷程度で細分判定</td><td>半壊</td><td>居住のための基本的機能の一部を喪失(損害割合20～49%)</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>同じ
(損害割合40～49%)</td></tr>
<tr><td>調査済</td><td>建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能</td><td>復旧不可能</td><td>解体・撤去</td><td>一部破損</td><td>全壊及び半壊にいたらない程度の破損</td></tr>
<tr><td>結果の表示等</td><td colspan="2">「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識</td><td colspan="2">調査報告書</td><td colspan="2">り災証明書を発行</td></tr>
</table>

区分	応急危険度判定	被災度区分判定	被害認定（り災証明）
	しやすい場所に貼付		
参考となる基準・手順等	・被災建築物応急危険度判定マニュアル（(財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） ・地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））	・震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（(財)日本建築防災協会）	・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） ・「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））

※　「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

被災判定の実施フロー

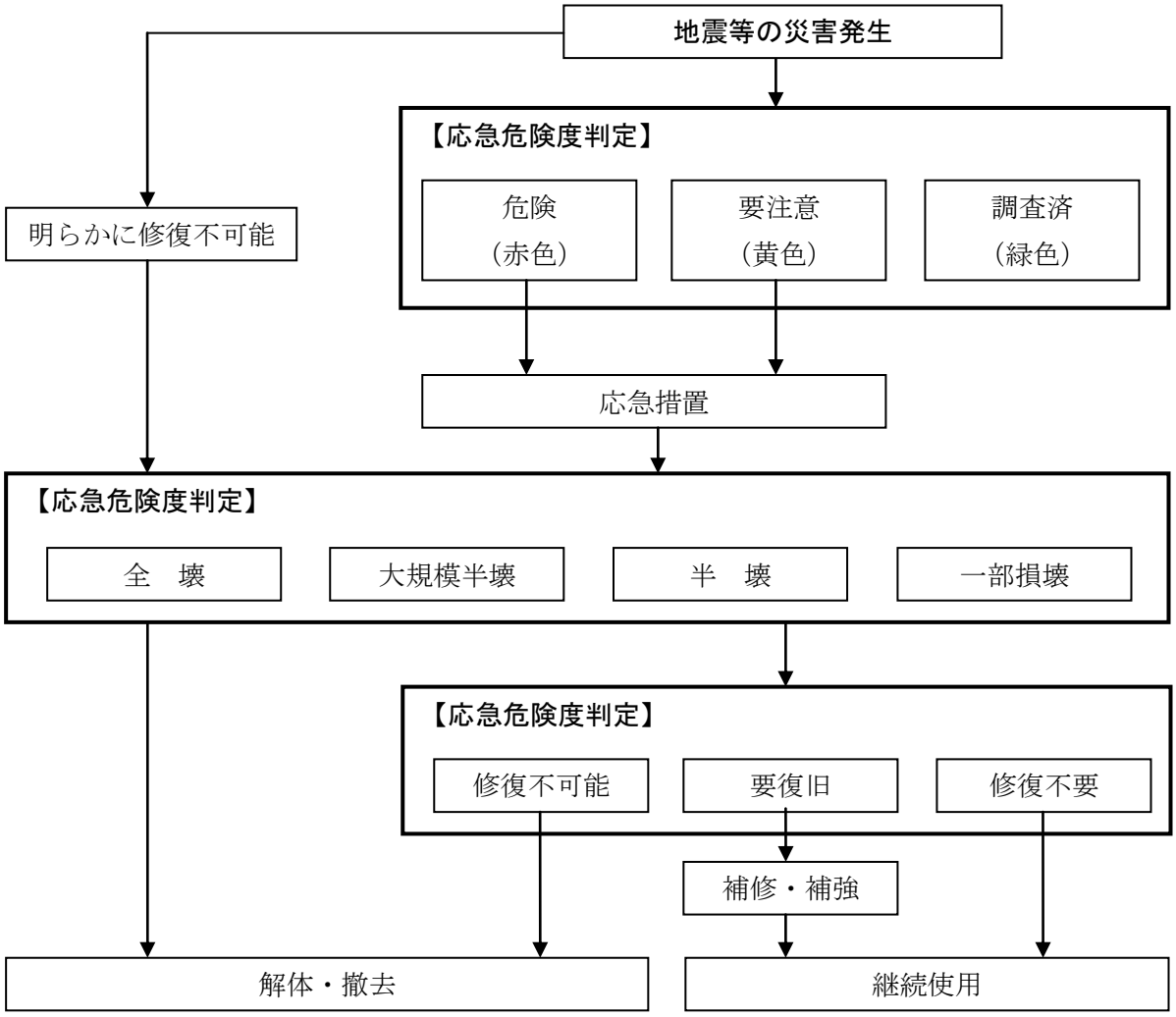

※被害認定（り災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

(2)宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする

ア．迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

イ．窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

ウ．適切な判定の実施

被災判定に当たっては、できる限り同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

エ．住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

オ．応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

4. 被災宅地の応急危険度判定の実施

(1)危険度判定の対象となる宅地は、次のとおりである。

宅地等造成等規制法第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

(2)町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被害宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(3)応急危険度判定実施本部の運営にあたっては、県が設置する被災宅地危険度判定支援本部に被災宅地危険度判定士等の支援を要請する。

(4)実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士と協力し、鳥取県被害宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

(5)被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第16節　応急仮設住宅計画

風水害等対策編に準ずる

第17節　医療（助産）救護計画

風水害等対策編に準ずる

第18節　防疫計画

風水害等対策編に準ずる

第19節　清掃及び死亡獣畜処理計画

風水害等対策編に準ずる

第20節　遺体の捜索、処理及び埋葬計画

風水害等対策編に準ずる

第21節　障害物の除去計画

風水害等対策編に準ずる

第22節　輸送計画

風水害等対策編に準ずる

第23節　交通施設災害応急対策計画

風水害等対策編に準ずる

第24節　ライフライン施設応急計画

風水害等対策編に準ずる

第25節　文教対策計画

風水害等対策編に準ずる

第26節　労務供給計画

風水害等対策編に準ずる

第27節　ボランティアの受け入れ

風水害等対策編に準ずる

第28節　隣保互助・民間団体活用計画

風水害等対策編に準ずる

第29節　災害時要援護者の安全確保と支援

風水害等対策編に準ずる

第30節　災害救助法の適用及び災害救助体制

風水害等対策編に準ずる

第31節　自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編に準ずる

第32節　被災者相談計画

風水害等対策編に準ずる

第33節　農林業災害応急対策

風水害等対策編に準ずる

第34節　孤立発生時の応急対策計画

風水害等対策編に準ずる

第4章　災害復旧計画

風水害等対策編に準ずる